

202.2  
H972s



天  
考  
卷



202.2H972A

II

支部大倉山





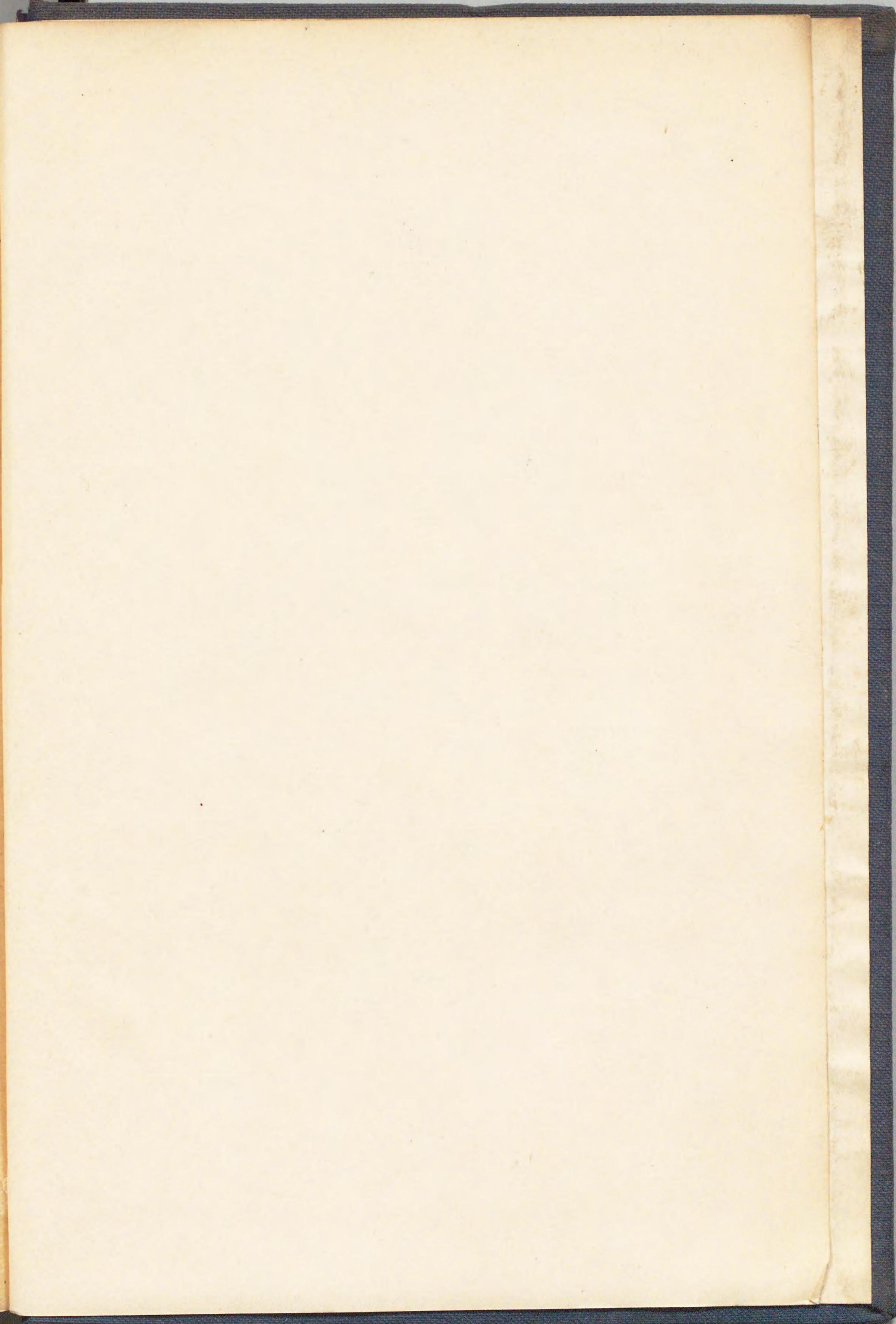
**尺度綜攷**

藤田元春著

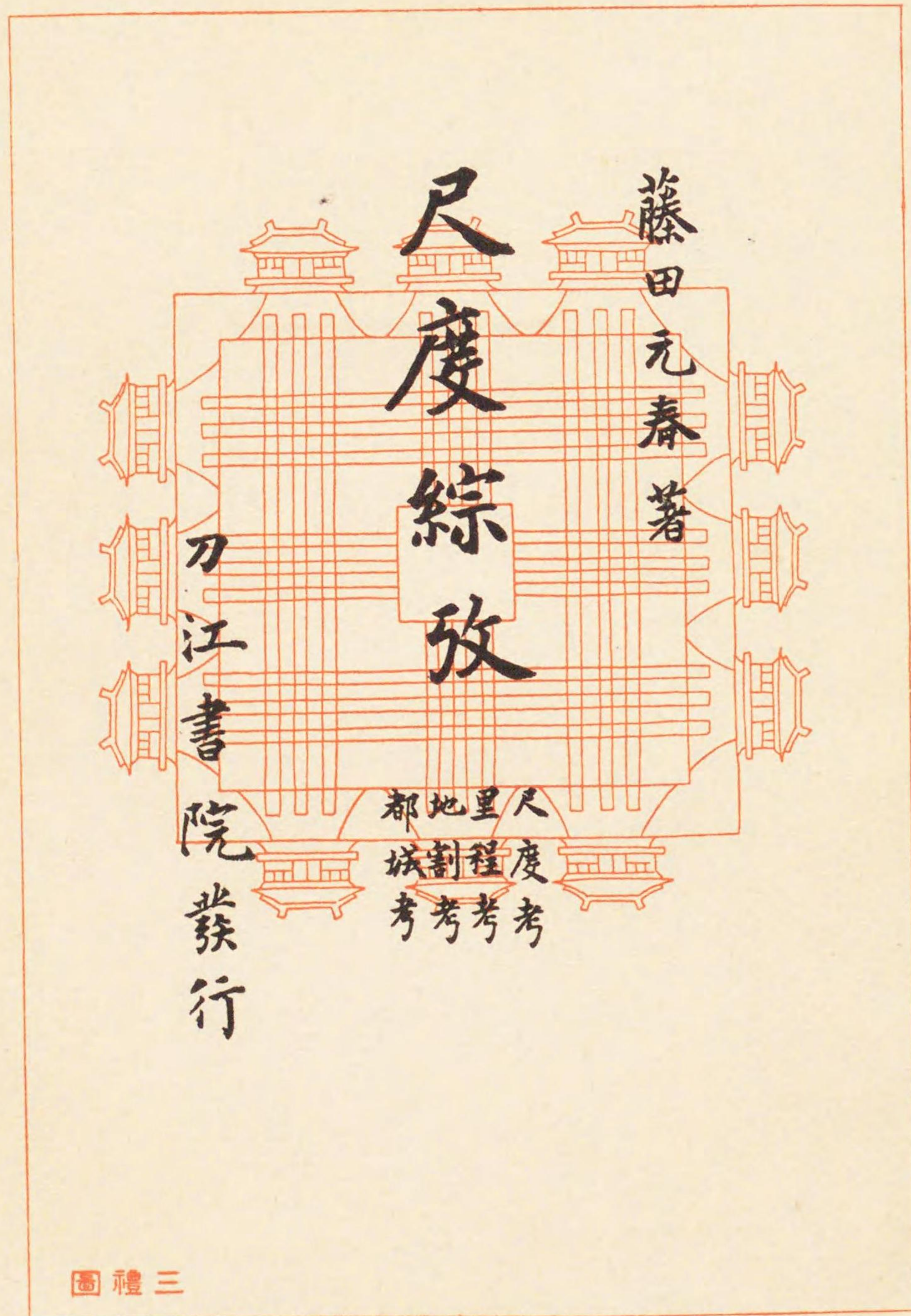
尺度 程考  
 里 考  
 地 考  
 郡 考  
 城 考

刀江書院發行

三 錄 圖







圖禮三



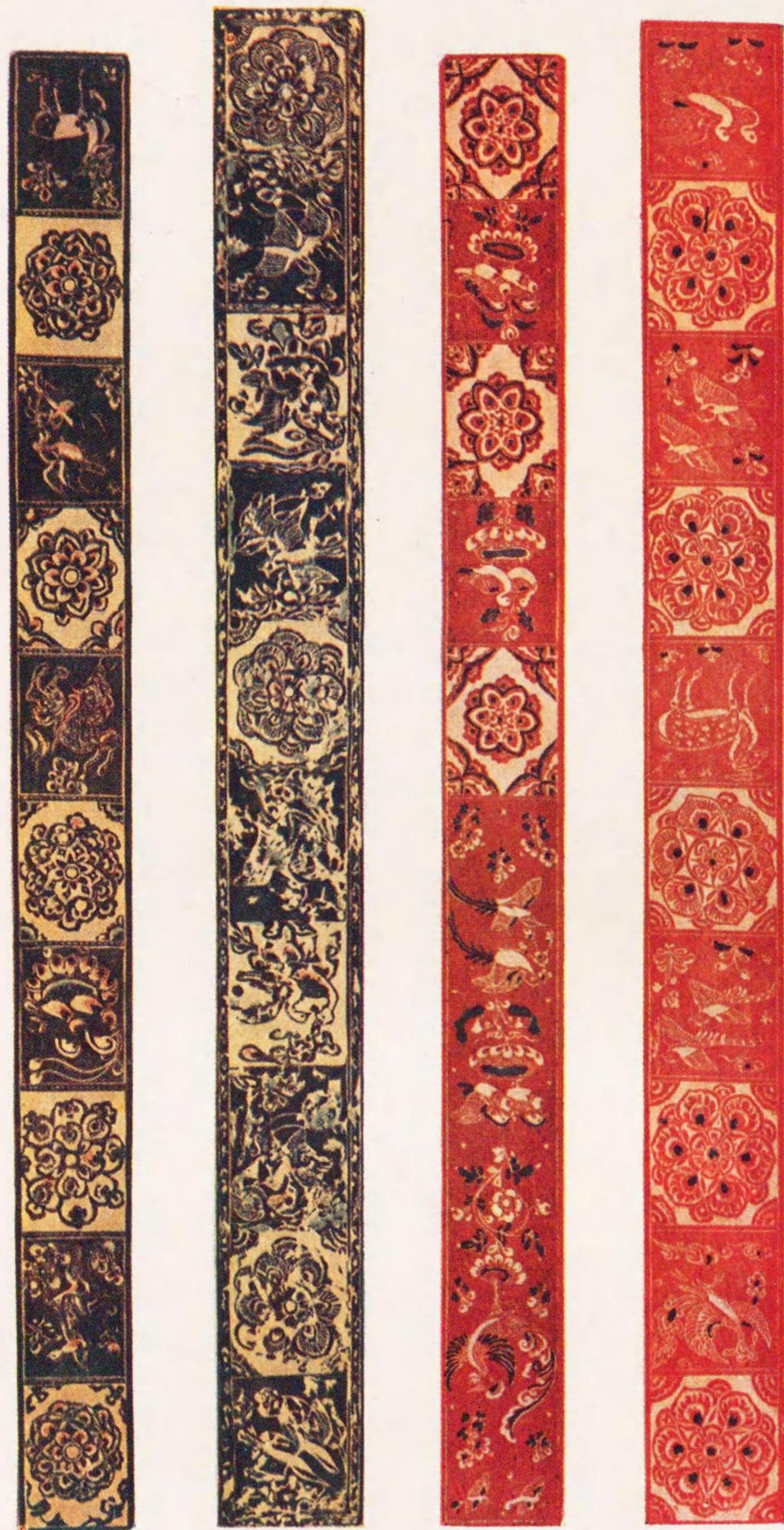


正倉院御物部  
正倉院御物部  
正倉院御物部  
正倉院御物部



0149





正倉院御物紅牙撥鏤尺二枚 綠牙撥鏤尺二枚 (二分之一)



0.149



## 序

鶴岡藤田元春君が、曩に日本民家史を著はし、今又た尺度綜考を著はされて將さに世に問はんとするに當り、我々は此等の研究の進行に對し常に興味と期待とを持つてゐた一人として、本書の公刊を祝する爲めに一言する機會を獲た欣喜の念に堪へない。

本書は題して尺度綜考といふも、尺度から出發して、里程地割都城に論及した土地の丈量に關する地理學的研究である。著者が自序に述べられた如く、この研究は十年の久しきに彌つた考索の結果であるとはいへ、之を概括して編纂の功を完くされたのは、僅々一兩年の短時日に過ぎなかつたのである。故に廣汎なる範圍に文獻を涉獵し、又一面に内地朝鮮支那を旅行して實地を踏査し、以て一大冊に集成された著者の勞苦の多大であつたことは想像に餘りあるのである。

然れども此の多大の勞苦を以てしても問題が廣大なる爲めに、語らんと欲して尙ほ詳かならず、斷せんと欲して尙ほ疑を闕く外なき所が少くないのは固より怪むに足らぬ。其の一例は、東西里程を論せらるゝに當り、羅馬の一千歩ミレパスウムに比較されながら、百歩(六百呎)のスタディアに言及されなんだ如きは缺陷といふ人があり得る。羅馬のカルドスとデカマヌスとの縦横線



に依る區畫法と阡陌との比較の十分詳細を盡さぬ如きも同じ例であり得る。

假令此の如き箇々の専門的見地から非難を加ふる人があつても、地理學者の見地から實物及び土地そのものに立脚して、日本と朝鮮支那との間に行はるる計量的制度と、是に基いて起つた土地の區畫法とを論究した嚆矢にして、從來大陸に行はれた實物と現場とを度外に置いた諸家の攷證と、日を同くして語る可らざるは何人も認める所である。故に蒐集した資料の豊富にして攷證の精到なる本書の價値は、是により何等軒輊せぬことは我々の疑はぬ所である。

我々は著者の心血を注がれた本書の歴史地理學上の價値が、日本家史に比して幾倍するを信するものであるから、敢て一言して著者の爲めに辯せんとするのである。

昭和己巳季春月

小川 琢 治

序

藤田學士元春尺度綜考成謁予序書分爲四篇一曰尺度二曰里程三曰井地四曰都城苞羅圖籍囊括古今研辯宏博抗奧析要予已借讀其藁乃難之曰君書博則博矣微傷於蕪至於探蹟鉤深折衷羣言猶有間焉蓋近代大師皆貴考据考据之法先擇所徵引古書義訓講之必稿未稿者弗援也類書叢雜非宋以前書今代所佚弗援也近人撰箸裁擇尤難非學有本源爲通人所稱許者弗援也予讀君所自撰卷首提要歎其覃思之妙匪夷所思惜其鉤稽末精擇言未貫此則不得不以爲瑕類也然君自許甚高未肯以予言爲然曰雖先生有教然如此述作今世誰更辨之者予未有以再難焉因平心夷考箸作之道以立意爲主立意苟正其協異傳齊雜語特刀筆之事芟夷煩亂剪截浮辭則潤色之末云爾君之自許未可厚非也但予犬馬之齒長於君十餘年於此事甘苦亦自謂有一日之長今於君之言雖無以難君之書豈全無宜刪訂者乎意者君再讀十年書其或恍然有省于予今日之言也遂書之以爲序

昭和四年四月

内藤 虎



## 自序

曩年笈を京都帝國大學に負ふや、一回生としての筆者は篤學質實なる故内田銀藏教授の國史概説を聴講して、殆ど時間毎に啓發せらるゝ處が多かつたことを記憶するが、ある日のこと先生は特に予に「度量衡考」と稱する一パンフレットを渡されて、予の質問に答へられたことがある。「吹塵録」を出されて研究題目にせられたことがある。かうした先生の教導によつて、地理學專攻の予は、國史の中に現れてくる地理學關係の經濟制度や、土地や、地名研究や、交通路の發達とか、人口と食糧との歴史的關係、鄉村都邑の發達乃至は國民と民族といったやうな人文地理學の方面に、特に興味をひかれてゆくのであつた。

予が北方の秬黍中なるものゝ幅を以て一分とするといふ度の標準を知つたのは、この際先生から渡された小篇を讀んだ結果であつた。予は先生に、どうもこの標準は動き易いと考へる、それよりも古い時代に於て、尺度としての原始的のものは、人體でなくてはならぬと考へると述べて、先生の同意を得たこともあつたが、その後小川教授から「支那の地理」喜田教授から「國史地理」などといふ特



殊講義を學んでのち、愈さうした尺度に親しみを覺えたことであつた。三浦教授から住吉神社の神庫に藏せられた古尺の摸型を見せていたことも、その頃のことであつたが、さうした各種の尺の實物を見ると同時に、予は黄河平原の研究に入つた際、支那の里程を第一に明にせねばならぬやうになつた。

卒業後二年目に、不十分ではあつたが、「日支尺度の變遷について」と題して支那學會での講演をしたときの事であつた。小川教授は予の製作した日支尺度比較表に健筆をふるつてくれられ、いろいろの教示をうけたことである。この表は今も先生の題字をもつたまゝ京大地理學教室にのこつてゐる。内藤教授もその該博なる見解から予の表を見られて、まづそれでよからうといはれたが、侃々諤々些事と雖も敢て假借する所の無かつた故原教授は、予の尺の延長に關する所説をきいて、あの潑刺たる元氣な聲で、

「尺は元へ戻るものだ、後から／＼長くなりうるものではない」と論じられたその音聲は、今も猶耳底に残つてゐる。

かやうにして諸先生の提擧を俟つて、予の尺度考は歩一步危げな前進をつゞけた。支那に遊んだときにも各地方で尺の實物を蒐集することを忘れなかつた。さうした結果は、遂にこゝに一卷の冊子と

なり、之を世に問ふまでになつた時、既に内田、原兩先生とは幽明所をことにして、今は直ちにその膝下に予の見解を呈示するの不可能となつたことを悲まざるを得ない。坂口教授の如きも予の尺度考を認められ、嘗ては斜黍尺の寸法について質問をされたこともあつたが、同先生も今ははや簣を易えられたと思へば、追懷の情、斷腸の感更らに新たなるを覺ゆる。

予はかやうにして諸先生からの指導を力に前後十年、思は常に「ものさし」に向けられてゐたが、尺度の起原とその變遷を史乗の上に尋ね、或は之を現存せる實物の上に徴し、併せて里程の變遷異同を考へるにつれて、自からさうした一里を土地區畫の基本とする面積の問題に移らざるを得なくなつた。里や面積の長短廣狹は、歩弓又は繩尺と稱するものゝ變化につれることの確實であるを考ふると共に、今の世猶古い尺や、古い里程や、古い坪割が現存しうることを、實際の土地の上に又は習慣の上に見出し、さうした各種の里や面積の大小長短といったものが、實は尺の延長する率と一致することを知つた。これと同時に日本、支那、朝鮮を通じての尺の共通性を學び、その尺長の變化が時代によつて、土地の丈量や、建築物の柱間などの上に顯はれてゐることを慥かめた。茲に於てか、自から條里條坊などといふ、我國の古制度の基く所を明にしうると同時に、此等の大きさを必然的に決定した尺長といふものが、その根本に存することを明にし得たと信ずる。



予はかやうにして、支那の歴史上では後世に出現したと記さるゝ「東魏尺」なるものが、朝鮮や我國では、却つて最も古く用ひられてゐることを知り、その後尺は元へ戻るといはれた原教授の所説の通り、これらの尺の發祥地である支那の古尺の方へ後戻りをしたことを知つた。蓋し我國での古い高麗尺からは、唐尺と稱する一步短かい尺へ復原したに止まつたけれども、朝鮮では高麗尺から唐尺、唐尺から周尺へと段々短い方へ歸つたので、同じ一里でも六町一里から五町一里、五町一里から約四町一里といふ風に、新しい時代程、結果はより古い支那里に近似した長さに復歸すると同時に、さうした三種の方一里の城壁が現に猶半島に残つてゐることを知つた。たとへば我國の六町一里にひとしい方一里の城壁をもつ慶州城があると同時に、五町一里にひとしい箕田の地割が平壤城門外に残つてゐるの類これである。予はこれらの土地へは自ら親しく之を訪ねて、單に圖上に於てのみ一致を見出したわけではない。

退いて之を我國の都城について見るに、難波京の跡だと考へらるゝ大阪の地割と、奈良や京都の地割とには、自ら古尺と大寶令制の變化に伴隨した差があると共に、古い飛鳥時代の建築物が、さうした古尺によつてつくられてゐるといふ前人の所説を検討し、いかにもこの尺によつてその創立年代を決定しうるであらう。少くともある古建築物の時代を考へるためには、その使用尺はその標準として

最も有力な要素となりうるであらうと考へるやうになつた。但しさうした尺應用上の論證は、本書中に之をつくしたとはいへないけれども、若干の證明は試みた次第である。

予はかうした尺度論から出發して、その最後に多くの都城の地割の上に、予の結論をあてはめてみて、矛盾のないことを確信し、こゝに「尺度綜考」と題して之を世に問ふことにしたのである。

予は從來の慣例を破つて、本書には特に「本書の要項」と題した一篇を設けた。之は讀者が、まづこの要項について、予がどういふ問題を、いかやうに取扱つたかを讀解していただく凡例にしたつもりである。予はこの際、亡くなられた前記三先生の英靈に本書をさゝぐると同時に、京大文學部の諸先生からうけた御恩を忘れないでゐようと考へる。同時に特に小川先生、内藤先生が本書のために序文や題簽を下さつたこと、濱田先生が本書著述中にいろいろの御指導を下さつたこと、地質教室の中村新太郎教授から朝鮮の地質について教をうけたことを感謝し、「歴史と地理」の同人、西田博士、中村直勝氏、魚澄惣五郎氏、那波利貞氏、牧野信之助氏、橋川正氏、工學士服部勝吉氏等から或は助言をうけたこと、或は書籍をかりたこと、及挿圖については小野三正氏、裝禎については宇都宮誠太郎氏を煩はしたことを特記しておきたい。

それにしても三高の圖書館と京都帝國大學の圖書館、この二つは我京都での有数の圖書館であるが、



この二館の圖書を見得ることが出来なかつたならば、到底本書は完成しかねたであらうことを告白して、併せてこゝに深甚なる感謝の微忱を表する。

六

昭和四年四月

藤田元春

## 目次

### 本書の要項

### 参考書目

### 第一篇 尺度考

第一序 説	三
第二 度の起原(周の古尺)	八
第三 周 尺	二九
第四 住吉尺(九寸の尺)	三六
第五 唐大尺	四三
第六 長 尺(高麗尺、鯨尺、布尺)	五三
第七 尺の延びた理由	六二

目次

一



第二篇 里程考

第一 里と地圖……………一九

第二 漢唐の里程(一度二百五十里)……………一九

第三 宿驛と里制……………二一

第四 日本の里程……………二四

    イ、五町の一里……………二四

    ロ、六町の一里……………二五

    ハ、三十六町の一里……………二五

第五 朝鮮の里程……………二五

第六 里の標準と其延長する理由……………二六

第三篇 地割考

第一 井田之法……………二七

    イ、序 説……………二七

    ロ、漢書の井田説……………二九

    ハ、孟子の井田と貢、助、徹……………二六

    ニ、周禮の井田……………二六

    ホ、井田の行否と其後……………二七

    ヘ、井田から代田への變遷……………二六

第二 代田の法……………二四

第三 箕子の井田……………二五

第四 朝鮮の田制……………二六

第五 我國の田制……………二七

    イ、代……………二七

    ロ、町、段、畝、步……………二八

第六 條里と圖籍……………二七

第七 大和の條里……………二八

第八 條里の影響と近世の地割……………二五〇

第四篇 都城考

第一 支那に於ける都城の發達……………二七



都城と尺度

イ、周官の都城(洛陽の地割).....	三七
ロ、漢の長安京.....	三六
ハ、漢魏の洛陽城.....	三〇
ニ、唐の長安城.....	三八
ホ、北平及其他の縣城概説.....	三四
第二 我國都城の發達.....	三九〇
イ、序 説.....	三九〇
ロ、王城としての京都.....	三九三
ハ、東京の町割.....	四〇三
ニ、名古屋及神戸の地割.....	四一一
ホ、大阪の過去.....	四一七
ヘ、四天王寺と法隆寺の地割の差.....	四六六
ト、大阪の都城計畫.....	四五五
第三 慶州の遺蹟.....	四六九
第四 慶州城址の見聞記.....	四五二
第五 古代東洋の都市と近世の都城計畫.....	五〇一

挿繪 目次

第一圖 正倉院御物紅牙及綠牙撥鏤尺.....	卷頭
第二圖 長安銅尺.....	九
第三圖 壁.....	一四
第四圖 周鎮圭尺.....	二四
第五圖 唐開元尺.....	三七
第六圖 住吉尺の圖.....	四一
第七圖 鏤牙尺二種、律尺一.....	四九
第八圖 長尺三種.....	五四
第九圖 延喜大小尺.....	八六
第十圖 阜昌石刻禹跡圖.....	一〇七
第十一圖 井字區畫の單位.....	一八〇



第十二圖	王畿千里の圖	二八九
第十三圖	大和國標式的條里	二〇一
第十四圖	箕田圖	二四七
第十五圖	箕田の現在	二五〇
第十六圖	南原	二五九
第十七圖	結負の制	二六四
第十八圖	代の地割	二七九
第十九圖	一段の地割	二八三
第二十圖	寛永圖抄	三〇四
第二十一圖	關東の古い地割と近畿の條里	三〇五
第二十二圖	大阪市西成區の新しい地割	三〇八
第二十三圖	讚岐山田郡弘福寺領田圖	三一〇
第二十四圖	東大寺四至圖	三二二
第二十五圖	攝津島上郡東大寺村田圖	三二三

第二十六圖	湖東平野の地割と畦畔木	三二四
第二十七圖	滋賀縣野州郡古代田圖	三三四—三三五
第二十八圖	美濃北方條里の地割	三三七
第二十九圖	越中射水郡鳴戸莊墾田圖	三三〇
第三十圖	山城國葛野郡班田圖	三三一—三三三
第三十一圖	坪並里内圖(千鳥式坪讀)	三三六
第三十二圖	同 (并行式坪讀)	三三七
第三十三圖	京都市町割及地番	三三八
第三十四圖	東京神田區地番起點の統一なき例	三三九
第三十五圖	平城京大内裏址	三三五
第三十六圖	大和國條里班田の圖	三三六
第三十七圖	藤原京址地域の地割	三三七
第三十八圖	川口村堀の内籾敷	三五一
第三十九圖	伊賀上野町	三五三



第四十圖	明治以後の耕地整理	三五
第四十一圖	北海道の地割	三五七
第四十二圖	北海道旭川郊外の地割	三五八
第四十三圖	武藏野地割の一例	三五九
第四十四圖	伊太利 S. Marco 附近の地割	三六〇
第四十五圖	伊太利 Agro Capuano の地割	三六〇
第四十六圖	米國アイオワ州の地割	三六一
第四十七圖	アメリカ加奈陀の地割	三六二
第四十八圖	國中經緯之圖	三六〇
第四十九圖	國中方九里九經九緯之圖	三六一
第五十圖	長安城之圖	三六二
第五十一圖	長安城中坊之制	三六三
第五十二圖	元代の北平	三六四
第五十三圖	現時の北平	三六六

第五十四圖	平安京條坊名	三六三
第五十五圖	平安京町割	三六六
第五十六圖	平安京四行八門の圖	三六七
第五十七圖	平安京町内の圖	三六九
第五十八圖	武州豊島郡江戸庄圖	四〇五
第五十九圖	東京市内町地界錯亂之圖	四一〇
第六十圖	名古屋城下町の地割と閑所	四二三
第六十一圖	神戸市條里の後に出來た町並	四二六
第六十二圖	四天王寺四至推測圖	四三〇
第六十三圖	法隆寺伽藍復原圖	四三四
第六十四圖	法隆寺東院及び西院の地割	四三四—四三五
第六十五圖	法隆寺の中門と塔	四三六
第六十六圖	慶州の朝鮮民家	四三八
第六十七圖	四天王寺復原圖	四五〇



第六十八圖 大阪船場の町割現狀……………四九五

第六十九圖 大阪四天王寺附近の地割……………四五六—四五七

第七十圖 慶州略圖……………四七六

第七十一圖 慶州城内集慶殿……………四八三

第七十二圖 慶州の地割……………四九一

第七十三圖 慶州古蹟案内圖……………四九二

第七十四圖 慶州北門外城壁の殘壘……………四九四

第七十五圖 崇徳殿始祖廟入口……………四九五

第七十六圖 慶州東門外の石城殘缺……………四九六

第七十七圖 慶州城外の古道……………四九八

第七十八圖 慶州城外の土城……………四九九

### 本書の要項

物徂徠はその『周尺考』に、

扱周尺を考知ることは古今の書籍の上に寸尺、田地、里程、升目、竝に音楽のことあるとき、其時代時代の差別を知らざれば、書籍の上を今日手に取るやうに心得がたき故、學者の上にて是を考知るべきことにすること也

と喝破してゐる。いかにも寸尺とか田地とか里程といふもの、變遷した跡を尋ねるといふ事は、單に古今の書籍を學ぶためのみではない。經世濟民の學に志すの人は勿論、地理や歴史を學ぶ人々にも、誠に必要な基礎的知識であらねばならぬ。しかしながら不幸にして今日迄に我等の手にしうる度量權衡に關する汗牛充棟にも比すべき多くの書籍を見ても、なぜさうした多くの尺度があるか、いかなる計數によつてさうした田地の地割が発生したか、何故に甲乙時代を異にすることによつて、里程に長短の別が出来、田畝に大小の差が発生し、都城經緯の大きに廣狹の區別が出来たかといふ根本的の統一された知識を得ることが、容易でないのである。これを我國の例にとれば令前高麗尺なるものが用ひられて、或は法隆寺又は四天王寺などの建築が計畫されたことを學ぶと同時に、令では高麗尺五尺三百歩の一里が法定されたにも拘らず、條里は曲六尺三百六十歩の一里であつて、それが又た道里の法として通用されてゐる傍らやはり令の五尺三百歩の一里が道里の上に併用されてゐるといふ形跡がある(伊藤東涯の制度通)。同じく王城の地割



であるのに、奈良や京都は四十丈正々方々の一町であるが、難波の都址で藤原京や平城京の先蹤であると考へらるゝ大阪には四十間の地割がある。これを朝鮮についてみると同じく方一里の懸城であつて、方形の城壁が作くられてゐるのに、六町四方或は五町四方、又た他のあるものは四町四方といふ差異がある。同じ一坪の田地であるのに令前には大きい坪割があつて、それからの收穫が大一升、令後は小さい坪割であつて小一升、(令集解)といふ區別がある。蓋しこれらすべては尺の長短がその根本の事實として存在するために、時代ごとに自から使用する尺度がちがつて遂には里程の上に三種の別を生じ、地割の上に大小幾多の畝をつくり、都城計畫の上にも亦自から大小各種のプランを發生するのではなかつたか、元來尺度といふものゝ根元は一つではないのか、もし尺度の根元が同一の尺であるとするればどうしてさやうにいろ／＼の里程や地割が發生するのであらうか。

さうした疑問に不十分ではあるが、幾分妥當な解答を與へんとして生れたものが本書である。

予はかうした各篇の所論に於て、どういふことを述べたか、又述べんと欲してゐるかといふ要領を明にして、本書を手にする人々にまづ簡單に其アウトラインを諒解していただきたい希望をもち、この一章を筆にしてみたのである。或は屋下屋を架するの誹を免かれぬとは考へるけれども、必しも無用の擧でないと思ふからである。

第一尺度考に於て予の述べんとしたことは起度の標準を何であるかと説明することである。實は我國には夙に菊尺、文尺、曲尺、高麗尺、鯨尺といふ五種の尺があつて、その中には現在、猶有效に實用に供せられて容易にメートル法に移らないが、朝鮮でも李朝に於て、黃鐘尺、造禮器尺、縱黍尺、横黍尺、營造尺及周尺の六種があつて各其長さを異に

し、別に量田に一等から六等までの歩尺があつて可驚く複雑である外に、これは又法外に長い布尺があり、今も猶民間の裁縫などに用ひられるといひ、支那には『隋書律歷志』(西曆六世紀)に既に十五種の尺があつて長短度を異にすることを告げ、近くは清朝乾隆十五年弓步盈縮の禁を令した時、各地の量田尺即歩弓なるものの長短必しも一様でなく、少くとも六種の尺が實用されてゐて、清丈(檢地)の困難なることを證明した。

そこで予は單にこの日韓支三國のみでなく、東洋文化の分布した國々の古尺をも併せて考慮に入れ、東洋には古來少くとも八類の尺が國國に流行したことを知つた。同時に時代により地方により、最初の短い尺が段々延長したものと信じ、その流通分布の形勢から判斷して、起度の根本を明にするために黃鐘尺、もしくは周尺といふ最古の尺の長さが何によるかを調べたのである。その結果起度の標準は人體であつて手の長さ又は足の長さ(フット)といふ英語の長さも足長である)或は人の身長とか、兩腕を廣げた長さ、もしくは歩幅といつたものから度が発生したといふ先賢の説明又は議論を検討し、同時に尺寸分釐毛が十進法であるか十二進法でなかつたかといふ單位の進み方を考へ、その進み方がいつ頃に定まつたかを尋ねた。その結論として、漢代には十進法と共に、慥かに十二進法が存在した事を知ると同時に、『冬官考工記』に記されてゐる周代玉人の製作品の中に、既に一寸の十倍即ち十寸のものが作くられると共に十二寸の圭璧璋琮の類があり、それが現在にまで遺つてゐることを知つたのである。予はこの點に關しては吳大徵氏の『度量權衡實驗考』といふ考古學的研究に負ふ所が多い。

尺は實に人の體を以て法としたのであるから、元來各人各其體軀を異にするために、百工各々その特殊な技術の上



に於て大凡その標準は出来ても、すべてを統一した公定の尺といふものは出来なかつたものである。しかし秦始皇が天下を統一して後始めて支那が「一法度衡石丈尺、車同軌、書同文字」といふ時世になり、其頃になつて疑もなく今日の我等が尺といふ觀念に近い法定の度を得たであらうと考へる。

所がさうした秦尺といへども、秦が勝手に定めたのでなく、前時代既に中原に流通してゐた最も普遍性の多かつたものを採用公定したのであつたから、この支那最初の公尺は、後世永く周尺と稱せられ、それが日本や朝鮮にまで傳來されて、いろいろ諸家の論議言説の資料に供せられたのである。

予は周尺を基本にとつて、それから古尺を定め、更らに其以後漸長した數種の尺を比較し、その延長する關係が十進法の外に十二進法もあつたといふ古い習慣に基因することを知つた。勿論一々の古尺にあつて其長短を比すれば二分や三分の過不及もあるが、こゝにこれらの類尺と考へらるゝものを集め、さうした訛長の部分を除いて判定すれば自から延長の理法がわかり、やがて尺の作り方延し方といふものに一定率が存したことを理解し得られると信ずる。東洋に於ても支那の文化とちがつた國の尺は、その進み方が十進又は十二進といふ風でなくて、或は二進、或は十八進、二十二進などの例があつて、一見してその系統を別にすることを語るものである。

それと同時に何故に尺がのびるかといふ原因については、先賢いろいろの論述もあるが、之を外國の例や我國の例から見ても、土地の開拓に關するものだと考定したのである。この所識者の叱正を仰ぎたい要點である。

猶一言したいことは我國の古尺に就てである。我國では令前高麗尺と稱する長尺が傳來したと考へられ、又それに

よつて作くられた殿堂寺院の現存するものさへあるのであるから、特にこの高麗尺即東魏尺の分布に關して、それが古く山東から遼東に存在したことを證明してみたことである。之は里程考や地割考の上にも當然相照應して考察するべき事實であつて、『舊唐書』述ぶる所の山東の大尺なるものは、恐らくこの高麗尺であつたであらうことを確信する、これ又古人の中に異説もあることであるからこゝに一言を附しておくのである。

第二に里程考については、まづ支那の里といふものゝ長さ如何といふことを明にした。里の基準もやはり人體であつて歩行數もしくは歩幅といふものが其のスタンダードであるが、この方にも自から日支韓の間に類似がある。そこで第一に支那の古代の長さを検討し、たゞく聖祖康熙の里長に關する上諭といふものが、地圖をつくる上に述べられてあることを知つて、里と地圖といふ章を設けて一度の長さ何里であるかといふことを明にしてみた。

この際地圖の發達を略述し、恩師小川教授の支那上代地圖論を參考して阜昌圖を説述したのは、後世我國に出來た圖籍といふもの、體國經野の法といつたもの、仍つて生ずる所以を明にして、地割論の伏線にしたつもりである。

漢唐の間に於て支那の里數に差がないことは、恩師桑原博士の所説に負ふ所であり、別に『唐書』天文志に載せた南宮説の觀測から併せて唐代の一里の長さを計算してみた。

里が一旦定まれば、尺の如くに多數の種類は出來ない。何となれば道路に則して宿驛が出來るからである。故に宿驛の古制をしらべて、東洋西洋共通の制の發達する所以をのべ、轉じて我國の里について歴史的の考證を試みたのである。令の定むる所は高麗尺五尺三百歩である。これは唐大尺五尺三百歩といふ制度を眞似たのであるが、高麗尺と唐



大尺とは二寸の差があるために、我國令制の一里は五町に近く、唐の一里は四町に近いことを知ると同時に、令前高麗尺六尺の三百歩が存在してゐた、めに、田地の法では舊習猝に改めがたく、曲六尺の三百六十歩（即高麗尺六尺の三百歩に同じ）といふ數を一里の一邊とするやうになつたと考定した。蓋しこの一里は東洋に於ける最長の度で、實に六町の一里である。朝鮮の李朝では、最近まで四町の一里が弘通されてゐたけれども、古い時代の五町の一里、も一つ古い高麗尺の六町の一里もあつたと見え、その地に存する多くの城壁方一里と考へらるゝものに、この三種が現に残存してゐることを知り、道里の歩が地割の歩と互に相因縁して延長する所以を明にすることを得たのである。

從來日本では令に五町一里と公定されたが、民間には別に六町一里といふのがあつて、傳教大師などもさうしたことを記してゐるからこれを以て令以後の民間の私法であると考へる學者もあるのであるが、予は朝鮮の縣城方一里の長さの實例又は山東大尺の流行などから推して、六町一里といふ里が、實は令前の高麗法に起因するであらうことを説述した。この點亦識者の叱正を仰ぎたい要點である。猶三十六町一里が六町一里の小里に對して、大里として特に我國に於て發生した歴史をも同時に考説した事である。

そこでつぎに里程の基礎である歩幅の支那では前後不變であることを論じ、三百歩の一里が三百六十歩となり、更らに四百三十二歩となるといふ風に、漸長してゆく數の上にも、尺の場合と同様に、やはり二割増といふ根本の率があることを究明したつもりである。物徂徠の述ぶる所の如く六尺ならば三百歩、五尺ならば三百六十歩であると考へるのは未だ説明として不十分であると考へるのである。この點併せて識者の批判を仰ぐ處である。

予は里程の延長又は尺度の延長が土地に關したものだとのべた以上、當然地割考をのべその尺又は里のよつて基く制地を明にする義務があると信じ、全力をこの方面の闡明につくした。本書がもし人文地理學者に幾分でも寄與する所があるとすれば、蓋しこの制地篇を措いて他に無いであらう事を信ずる。

予の地割考に於ては、まづ第一に支那の制地の基礎であり、後世永く儒家の尊重する井田の法について、その發達の歴史を探ぐることにした。その研究の對象は主として周禮と、孟子の井田であるが、この地割法は實は貢助徹といふ税法に關係してゐるので、さうした經書の指示する意味を明にした。この點は林泰輔氏の所説及び加藤繁氏の所説に負ふ所が多い。

予は井田均土の法が王畿千里を一律に支配したとは考へない。むしろ遂人に出てゐる五家五比もしくは管子の立政篇などに出てゐる郷里のたて方を參考して、古い支那の村落制の發展を尋ね、土地均分の法と併せて一夫の受くる田の面積が、地品によつて差別のあつたことを信じ、同じ一夫の受田にも不易、一易、二易といふ差別があつたことを明にした。

そこで同じ一畝といつても、上、中、下の地味地質によつて廣狹の差が発生する。自から一畝の面積に大小幾多の階級が発生することの當然であるといふ結論に導かれる。

秦代になると井田均土の法は行はれない、やがて漢時の代田の法なるものが發生する、この法は實は搜粟都尉趙過なる人の播種及耕耘法の一大改善であつたのであるが、さうした代田への移りかはりに於て、井田一晦百歩の地割が



いつか二百四十歩を一晦とするやうに變じたのである。予はその變遷の跡を尋ねて、いかなる算法からさうした數をうるであらうかを、可成合理的に考定したつもりである。この點識者の叱正を仰ぎたい要點である。一旦かやうにして地割が大きくなれば後世には決して小さくならぬ、歩弓も長大になる、坪數もふえる。従つて同じ國の中に舊い狭い一畝と、廣い新らしい一畝が出来て、それが現在に至つて猶支那の各省に残るのである。これは我國や、朝鮮にも同様に存する制地上の事實なのである。

漢代には代田といふ語と名田といふ普通語が出来た、名田とは私有の名田である。前代までは土地は公有であつたのが秦以後私田に變化した結果である。さうしてその代田の耕作法は舊來の纒田とちがつて、いかにも畫期的で播種養苗の法から牛犂人犂等の田器までを改良したものであつた。爲に收穫も増加し、民人もさかへ、この代田の地割が行渡ると同時に、井田の土地は變じて一畝二百四十歩といふ後世への標準に變じて仕舞つたのである。しかしこれにも上、中、下三等の地味によつて、二百四十歩の一畝もあれば、二百五十歩、三百歩、三百六十歩、四百歩、六百歩など種々の一畝が発生すると同時に、さうした、代田の法が高麗尺と共に我國へも傳來したものであらうと考へられる。趙過の時代に既に、その代田の法は、邊郡及居延城に教えられたとある。東洋文化の廣く傳はつて行つた最初の先鋒は實にこの平和的な農民の侵入であつたのである。従つてさうした農業的植民所謂漢民族のコロニーの進展は、獨り北方のみに限られたことではなかつたであらうと信ずる。

日本の古記には田地を代シヨといひ、子代コシヨ、名代ナシヨなどの語がある。漢の代田又は名田といふ語と何等かの關係がありはしなかつたか。この點識者の批判を仰ぎたいと思ふ。

箕田は平壤城外にある珍らしい制地の方法である。これは勿論箕子の井田ではないけれども關野博士の報告によればその一小區は高麗尺の五百尺即百歩(唐代は五尺一步)の區畫である。井田の例を追ふた古蹟として、その説明をすると同時に、朝鮮の結負の制を明にし、量田尺の中でその六等尺といふものが實は朝鮮に古く存した高麗尺の名残であらうと考へらるることを述べてみた。

我國の田制シヨに關しては、代の法を明にし、その五十代が後世の一町の一邊になる所以をのべ、併せて事代といふ語の意義を明にしたつもりである。大化改新以後の田制に關しては數度の改變をへて、遂に令前の法を斟酌し町段畝歩が定まつた道行をのべた。又天平の古文書によつて租法と束との關係を尋ねてみた。天平十二年の文書が既に延喜式に出てゐる通りの直米や租米を納めてゐたことを明にして、一束は五升でないといふことを證明したつもりである。同時に一町が五百代であることも亦天平の古文書に記されてゐるので明瞭であるが、後世になつて、この代の外に一段大小半等の地割が出現する。しかしこの大小半なども餘程古い習慣ではなかつたかと考へてみた。關東の小間大間といふことも、實はこの大小の畝の作り方から出た語であると信ずる。

我國には條里といふものと、之に伴つて圖籍といふ制地の法がある、この事は我國地割上の一異彩であると思ふから出來うる限りその説明をした。實例によつてかうした條里をつくるに先だち、方格圖法による地圖描方の我國に傳來してゐたことを信じ、田制篇の挿繪や東大寺の古圖もしくは現在の地形圖によつて、古代條里の面影を明にし、



之を近世の耕地整理と比較してみた。その結論として大和國の條里は、恐らく和銅六年以前からあつたであらうと考證してみたがどうであらうか。高麗尺での地割が、慶州に現存し、それが大阪の四天王寺附近に於ける地割に共通する以上、予の想像はあまり妄斷ではなからうかと考へる。

條里の實際のみでなく、その條里が後世の村落又は城市に對する影響をのべ、併せて類似の海外の地割の二三を参照することにした。かうした種々の考證についても識者の叱正を仰ぎたいのである。

條里のつぎに考ふべきことは條坊の制である。條坊の制は周官の都城に基因する、國中九經九緯の大さと、その井字區畫に關しての考證を第一に述べた。やがて長安や洛陽の地割を論證し、最後に北平の現状から過去を判斷することにした。これは實は我國の都城のよつて基く所を明にするためである。

最後に我國の都城の發達について、第一に京都の町割を明にし、第二に東京の町割を論じ併せて名古屋神戸に及んだ。東京が始めて江戸となつた最初の町割が、王城の町割を眞似たことは周知の事實であるが、そこに小間大間といふ特別の地割があつた(天正日記)、これに關しては地割論の上から予の見解を加へたことである。やがてそのくわんとすの所謂大間(四十間)なるものが、實は既に大阪に存することを知つて、大阪四天王寺の地割を論據に考證を試みることにしたのである。これは長谷川工學士の研究報告に負ふ所が多い。

四天王寺は高麗尺で二百尺(即四十間)の地割の上に出來てゐるが、法隆寺は曲百尺平方の地割の上に出來てゐて、高麗尺ならば八十四尺といふ方格をたてりにして建築されてゐる。これは予も自から同地に出張して、小野三正氏の

力がかつて實測した結果である。予はこの點から法隆寺再建論に對して新しい一つの材料を提供し得たことと信ずる。

大阪四天王寺及附近の四十間の地割は筑前の香椎にもあれば、志賀島町にもあり、對馬の嚴原にもある、これは昨年夏期予の踏査した所である。さうして海を越えて慶州の條里が四十間、もしくはその二倍八十間の條里であることを知つた時、この事實こそ實に予の尺度考、里程考及地割考について最も重要な核子であることを信じ、昨年八月の休暇に官命を奉じ自ら慶州に趣き、諸鹿博物分館長や大阪公立學校長などと談論し且その實地を見學し、その誤でないことをたしかめ、こゝに慶州條里の存在を發表し、以て本論文の最後の左券に供する。もし本書にとるべき所があるならば、それはこの大阪の町割のよつて生じた本源から同様のものが慶州の條里として出來、それが今に残つてゐること、さうして古い高麗尺がやはり慶州の條里を支配してゐたことの愈確實であることを明にした點であらうと考へる。予は以上の論述をするに當つて参考した書籍は一々本文中に註記したけれども、こゝに主要なる参考文献を表示し、以てその據る所を明にすることの至當なるを信ずるものである。



參考書目

日本之部

日本書紀〔飯田武卿書紀註解〕。新撰姓氏錄。萬葉集古義及新考。  
 續日本紀。延喜式。令義解。拾芥抄。類聚三代格。日本後紀。  
 大日本史料。大日本古文書。太平記。令集解。  
 太田 和泉、信長公記  
 本居 宣長 古事記傳  
 大石 久敬 地方凡例錄  
 三木 量平 本朝地方春秋  
 小宮山昌秀 農政座右  
 友部 貞夫 井田集覽  
 小宮山昌秀 井田集覽  
 三浦 周行 日本法制史の研究  
 黑田 玄鶴 田畝里程考  
 色川 東海 制地圖解抄  
 土肥 經平 春滄浪話  
 太田 南畝 三十輻  
 武陽 泰路 地方落穂集及追加  
 栗原 柳庵 田租考。柳庵隨筆。  
 秋月 胤長 觀光集(寫本)

日吉 偉三 田制派源考  
 朝川 善庵 田園地方紀原  
 舊典類纂 田制篇(元老院藏版)  
 荻生 徂徠 度量衡考。荻生徂徠、周尺考  
 同 北溪 本朝度量權衡攷  
 符谷 校齋 本朝度量權衡攷  
 最上 德内 度量衡統說  
 伊藤 長胤 制度通  
 著者不詳 滄浪夜話  
 三木 量平 井田附言  
 東條 一堂 井田說  
 平 榮實 徹法考  
 齋藤 高壽 鄉途井田圖說  
 星野 常富 田制沿革考  
 長久保赤水 禮記王制地理圖說  
 毛利 貞齋 孟子井田辨  
 小宮山昌世 增補田園類說  
 山内 董正 增補田園類說  
 中根 璋 律原發揮

中村 惕齋 律尺考驗  
 會田 安明 算家或問  
 關野 貞 平城京及大内裏考  
 青江 秀 驛遞志稿(大日本交通史)  
 木村 高敦 武德編年集成(寫本)  
 伊勢 貞丈 安齋隨筆(寫本)  
 栗田 寬 標註古風土記及逸文。栗里先年雜著  
 喜田 貞吉 帝都  
 吉田 東伍 大日本地名辭書。日本歷史地理の研究。  
 寺誌叢書(大日本佛教全書)  
 合類節用集  
 古事類苑。廣文庫。大日本神名辭書。  
 國史大辭典。國書解題。日本外來語辭典。  
 平安通志。京都叢書。  
 大阪市史。東京市史稿。神戸市史。名古屋市史。  
 日本地誌提要。  
 小川琢治日本地圖帖  
 陸地測量部地形圖各種。地質調査所地質圖各種。  
 大和志料  
 田村 浩 琉球共產村落之研究

參考書目

柄内 禮次 舊加賀藩田地割制度  
 服部 勝吉 日本古建築史第一冊  
 天沼 俊一 日本建築史  
 岩井 武俊 日本古建築精華  
 久米 邦武 上宮太子實錄  
 正倉院御物目錄  
 東瀛珠光  
 最澄、九院佛閣抄  
 大谷亮、伊能忠敬  
 古簡集影(弘仁式)  
 常陸郡郷考  
 宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第二冊  
 白石遺稿  
 藤 貞 幹 好古日錄。同小錄(日本隨筆大成本)  
 武居高四郎 都市計畫圖譜  
 法隆寺論抄  
 福田 德三 國民經濟講話  
 川合銜 考工記圖解



支那之部

周禮正義。大載禮(漢魏叢書本)  
二十四史(光緒戊子上海圖書集成印書局校本)  
宋本十三經註疏本。春秋左氏會箋。詩經毛傳  
孟子(道春點本、漢文大系本)。明郝敬孟子說解  
管子。莊子。孫子。淮南子。說文。爾雅。  
方言。小爾雅。程大昌、濱繁露。  
胡渭 禹貢錐指  
讀史方輿紀要  
朱子文集。司馬溫公傳家集  
魏王泰、括地志(槐廬叢書)  
圖書集成、考工典及職方典  
山東考古錄、又續山東考古錄  
顧炎武、日知錄。歷代帝王宅京記。  
吳大徵、度量權衡實驗考。  
通典(武英殿本)  
文獻通考  
東華錄  
六典(京大藏版)  
唐會要  
三輔黃圖(漢魏叢書本)

逸周書(漢魏叢書本)。  
洛陽伽藍記(漢魏叢書本)。  
文選。  
續皇清文獻通考  
皇明經世實用編  
徐光啓、農政全書  
大清會典。畿輔通志  
皇朝中外一統輿圖。廣輿圖。職方圖  
利瑪竇、坤輿萬國全圖。南懷仁、坤輿全圖  
三省黃河全圖。江蘇省全圖  
清國駐屯軍司令部編北京誌。丸山昏迷 北京  
林 泰輔 周公と其時代。  
內藤 湖南 研幾少錄。  
伊東 忠太 北京紫禁城殿門研究(工科大学學術報告第四册)  
吉田平太郎 蒙古踏破記  
關東廳要覽  
滿蒙諸慣習概要。  
支那人名辭書  
戴震、考工記圖(皇清經解)  
宋聶崇義、三禮圖

朝鮮之部

增補文獻備考。東國輿地勝覽。世宗莊憲大王實錄地理志。  
三國遺事(今西博士藏本寫影本)。三國史記(文科大學史誌叢書本)  
高麗史。角干先生實記。東京雜記。  
韓久庵箕田考(別下齋叢書本)。大韓疆域考  
稻葉 君山 朝鮮文化史研究

洋書之部

Blockhuys: Modern Metric Units  
The Encyclopedia britannica. Eleventh edition.  
Nouveau Larousse illustre.  
A New English dictionary.  
Richthofen: China. I.

主要參考論文

喜田 貞吉 曲尺に關する疑問(東洋學藝雜誌第三十六卷四五  
一號)  
三浦 周行 高麗尺と唐尺(法制史の研究)  
小川 琢治 近世西洋交通以前の支那地圖について(地學雜誌  
第二十二卷)

參考書目

吉田 東伍 日韓古史斷  
林 泰輔 朝鮮史  
和田 一郎 朝鮮土地制度及地稅制度調查報告書  
朝鮮總督府發行五萬分一朝鮮地形圖及同一萬分一地形圖  
同二萬五千分一特殊地形圖。  
朝鮮鑛床調查報告 慶尙北道南東部地質圖

Serrindia. II.  
Anville, d.: Nouvel Atlas de la Chine.  
Du Halde: La description de l'Empire  
de la Chine & de la Tartarie. 1753.

桑原 隲藏 張騫の遠征(續史的研究)  
新城 新藏 春秋長歷(狩野博士還曆紀念祝賀論叢)  
同 人 支那上代の紀年について(歴史と地理)  
伊東 忠太 法隆寺建築論  
濱田 耕作 法隆寺の建築樣式と支那漢六朝の建築樣式に就て



(内藤博士選歴祝賀支那學論叢)  
 關野 貞 法隆寺金塔堂婆及中門非再建論  
 奈 良 縣 法隆寺出土古瓦の研究(調査報告第九册)  
 上田 三平 奈良縣に於ける指定史蹟第二册  
 關野 貞 韓國慶州に於ける新羅時代の遺蹟  
 奈 良 縣 法隆寺防火設備水道工事竣功報告書  
 長谷川輝雄 四天王寺建築論(建築雜誌四七七號)  
 長谷川輝雄 法隆寺東院創立當時の計畫(同四六五號)  
 富樫 建造 京都市の町界町名地番整理(都市問題四ノ四)  
 同 人 帝都從來の町界町名及地番に就て(同三ノ三)  
 同 人 名古屋市の町名番地(同六ノ五)

同 人 大都市隣接町としての澁谷町地番整理(同三ノ五)  
 喜田 貞吉 法隆寺最近調査の結果に就て(史學雜誌第卅八卷)  
 阿部 愿 里程考(史學雜誌第十三卷)  
 堀田璋左右 條里の制(史學雜誌第十二卷)  
 原 勝 郎 日本書紀紀年考參照年表  
 東京市史稿 霸都和都制  
 服部 勝吉 伽藍配置意匠に關する圖式解析法について(建築  
 學研究)(法隆寺の卷)(第四號)  
 同 人 圖式伽藍解析法による山田寺復原私考(歴史と地  
 理第二十卷)

第一篇 尺度考



第一序 說

予が尺度に關する研究を始めたのは、前に自序に述べた通り、京都帝國大學在學中からの事であるが、黃河の研究を試みた際、古い支那の里程を取扱つたのがその最初である。蓋し支那の一里といふ語の示めす實長が明でない以上、河の長さもわからなければ、道路の距離も分らぬ。古い支那の地圖が、何程の分數で寫してあるかも不明であるからである。唐代に出來たといふ賈耽の華夷圖は、一寸方格百里の經緯によつて書かれたといふことであるが、その實物は今日に傳はらぬけれども、齊の劉豫の阜昌七年四月、石に刻された禹跡圖なるものが、今日も西安の碑林に残つてゐるので、古い時代の地圖の面影がわかる。この石刻はいかにも百里方格で、餘程實際の面積に近い形になつてゐる。そこでかうした地圖を読むためにもなり、同時に古い地志に現はれた里數といふものを正解するために、是非とも一里なるものゝ單位の長を知る必要が出來、勢予をして尺度の變遷といふものに考察を向けざるを得ざらしめたものである。

そこでさしあたり日本に流布してゐる尺度といふものをしらべてみると、古い時代に支那に出來た



と思はるゝ多くの種類を異にした尺度が、現に我々の眼前にあるのであつた。支那の里、引、丈、歩、尺、寸、分、釐、毛といふ長さの度に相應して、日本にも里、町、丈、間、尺、寸、分、釐、毛といふ長さの度がある。勿論支那の一里と日本の一里との間には、今日非常な長さの差があるけれども、彼の所謂丈、尺、寸、分、釐、毛といふ十進の度は、我に於ても丈、尺、寸、分、釐、毛であつてその長さが、全く類似してゐる。これは古くから彼我の交通があつて文化の東漸した結果であるが、就中和銅六年二月十九日の度量衡の改正は、全然かの國の制度をそのまま踏襲したのであつた。従つて先方に於て唐以後尺に變化がなく、我國に於ても和銅以後尺に變化がなかつたとすれば、今日兩國の尺、少くとも唐の大尺なるものと、我國の曲尺カネゼンなるものが同じであつた制を、今日に保持してゐなくてはならぬのである。

そこで問題は轉じて、かうした唐の大尺が現在までに、先方でいかやうに變化したか、我國では又いかやうに變遷したかといふ歴史を調べねばならぬと同時に、和銅以前の高麗尺といふものは（これ又日本のものでないことが其名の示めす通であるから）、大陸の何處にいつ發生し、それがいつ頃に東漸したかといふことも併せ考へねばならぬやうになり、遂には里といふものを考へることから全く離れて、我國に現存せる多くの尺或は菊ざしといふものや、或は文ざしと稱するものや、或は住吉尺や或はくぢらざし、或は二尺ざし等といふ民間實用の各種の尺の由來を尋ねてみることになつたのである。

それと同時に正倉院の御物として寶庫に入つてゐる隋唐の古尺とか、京都帝國大學考古學教室や博物館などに存する古銅尺などの各種の尺を、比較研究した結果、昔の尺を考へるに當つて一派の學者が爲したやうに、古の一尺は今の何寸何分何厘にあたるなどと、一向きにきめてゆくやうなことは、この多數の尺を綜合的に論究することが出來ぬと考へついたのである。勿論既に、

物徂徠の『度量衡考』の如く、

按事證、唐大尺、明營造尺、吾邦今尺全同、

とのべ、唐以後尺に大差がないことを主張する學者もないではないが、しかし我國に存する古尺を見ると、現行の曲尺に比し或は長いものもあり、或は短いものもある。従つてやはり一々之に尺をあたつてみることになつて、中根元珪の如きはその『律原發揮』の中で、本邦の舊尺は今の九寸八分弱半分、即一百二十七分尺の一百二十五と記し、中村欽は『律尺考驗』に於いて、

世ノ用フル工匠ノ曲尺ハ此方ノ營造尺ナリ、展轉多クシテ少クノ差アリ、宜シク上宮太子ノ尺ヲ以テ斷定スベキナリ、今此尺ヲ御府ノ古尺ニテハカレバ一尺二寸八分五厘。

などゝ記し、その訛長を慨いて古尺に復歸せしめんとし。狩谷極齋の『本朝度量權衡考』の如きは古の尺を法隆寺の洞簫から還原して曲九寸七分であると斷言し。今の京の六條にてつくる念佛尺は工匠の



尺よりも七厘許譌長してゐると論じ。或は『大日本租税志』の如く養老摸尺及永承の鐵尺によつて、現時の曲尺と古尺とは長さが違つてゐないと述べるもあり。近くは『東京帝國大學紀要』に、關野博士が「平城京及大内裏考」を述べられ、いろ／＼の尺度を比較研究されて、

「吾人は於て和銅前後の常用尺即令の小尺は、曲尺より凡二分許短き者たることを知り、大日本租税志の古今同一説の無稽なることを知ることを得たり」

と論定し、曲尺を九寸八分と定められたが、喜田博士は之を反駁して『帝都』の中に於て「古今尺度の異同の研究」を論じ、

「京内（平城京）條坊の測定に用ひたる尺度は、京外條里測定に用ひたる尺度よりも短かく、其一尺は正さに九寸七分五厘に當る」

と論定された。

しかしながら其後『東洋學藝雜誌』第三十六卷第四百五十一號には「曲尺に關する疑問」をのべ、京間田舎間の區別から關野博士の九寸八分説を駁して、古の一尺は九寸七分五厘であると述べてきて、是は實地に就いての數でなく京間六尺五寸といふ事から、理論上割り出して得た數であります。

と記し、別に今の曲尺と同じき古尺があつて、田舎の條里にも用ひられ、實物も餘程多く今日に残つ

てゐる。即古尺に二種あつて、寸延びの尺を建築にも應用した疑があると論じられてゐるのである。

蓋し博士は理論上九寸七分五厘であるべき古尺が、京坊の條里には用ひられたが、それよりも二分五厘長い曲尺が又同時に奈良朝以來測地の場合に、或は建築の場合にも用ゐられてゐたことを認められたのである。換言すれば博士は結局古の一尺には長短少くとも二種あることを是認されたと見られる。

してみるとこの曲尺の長さといふものは、實に議論の多いものだと思はなくてはならぬ。紛々として未だ其の定論とする所を得ないものと認めねばならぬ。これ蓋し我國に古く傳來した個々の尺について、其長短を比較する結果であらう。もしかやうに一々の場合から、其の異同を正すことが尺度論の本分であるとするれば、古尺の現はるゝごとに、異説の出ることを餘儀なくするので、遂には停止する時が來ないであらうと思はれる。

茲に於てかさうした古尺或は標準尺に近いと見らるゝ曲尺の外、猶前記の五種の尺が我國に實在してゐる以上、單に曲尺のみの長短に關心してはゐられぬ、寧ろどうしてかゝる各種の尺が我國にあるかといふ根本を研究せねばならぬと考へたくなつてきた。所がかゝる各種の尺の源流だと思はるゝ支那の古代に、既に古尺、周尺、唐小尺、唐大尺、北魏尺などの立て方があるので、もしこれを明にするならば彼我の交渉も明になり、やがて尺度のいかにして長短各種が発生して來たかといふ理論をも



明めうると信じ、嘗て『史林』第十卷第一號にのせた「尺の研究」といふ予の考説を、この際更らに訂正して、全く面目を新たにしてこれを世に問ふ事にしたのである。そこで取敢えず度の起原から論述してみようと思ふ。

### 第二度の起原（周の古尺）

こゝで支那の最古の尺であると考へらるゝ、周尺といふものの起原を論述したい。周尺と一概に云つても、周の時代は上下凡そ一千年もある。その中で西紀前一二一九年文王の即位から、幽王が犬戎に殺された西紀前七七一年まで約五世紀を経過し、その後東周となつて平王が都を洛邑に遷してから、やがて春秋の世となり、戦國の世となる。時勢は三變も四變もした。従つて後世になつて周尺と稱したものは必ずしも最初の文王頃からの正尺ではない。却つて戦國頃に有力な諸侯が使用を公布したものであるらしいから、後の世の所謂周尺なるものを以て、古い周初の尺とは斷言しかねる。茲に於てか度の起原を尋ねて、古い周初に尺度はどうであつたかと考へてみねばならぬことになる。

『漢書律歷志』を見ると、

度者分寸尺丈引也。所以度長短也。本起黃鐘之長。以子穀秬黍中者一黍之廣度之。九十分黃鐘之長一、爲一分。十分

爲寸。十寸爲尺。十尺爲丈。十丈爲引而五度審矣。其法用銅。高一寸廣二寸長一丈、而分寸尺丈存焉。用竹爲引。高一分廣六分長十丈。其方法矩高廣之數陰陽之象也。

とある。之は黄鐘の笛の管長九寸、これに秬黍（くろきび）が九十竝ぶから、丁度秬黍の中等のもの、幅が一分になる。それを寸尺の目盛にするといふのである。換言すれば黄鐘の管が今日の所謂原器である。それによつて秬黍の幅もしくは太さを度の原に立てるのである。次に之を實用に供する場合に、は銅製の「ものさし」があつて厚さ一寸、廣さ二寸、といふ太い長さ一丈の棒に目盛をきる。恐らく、丈さしの銅製のものがあつたのであらう。同時に銅製の尺もあつたので現に恩賜京都博物館に大谷光

第二圖 長安銅尺

庫木吐喇千佛洞發掘  
大谷光瑞氏將來、京都博物館藏

松木氏摸寫



瑞氏が、中央アジアから將來して寄託された品物の中に、庫木吐喇千佛洞より發掘された古銅尺がある。一方が欠けてゐて完全ではないが、もし完ければ曲八寸に近いであらうと思はれるもので、之に明な銘文がある。學友那波文學士を煩はして讀んでみると文は左の十九字から成つてゐる。



長安銅尺卅枚第二十元延二季八月十八日造

即ち元延二年(西紀前十一年)前漢成帝の第二十二年八月十八日に造つたもの、これと同時に卅枚をつくり、その第二十號にあたる物とある。京都帝國大學考古學教室にも二三本の古銅尺がある。それにはかうした銘文がないが、其形は何れもこれに類似し厚さ一分に廣さ六分位のものである。しかし竹引といふものは長さ十丈とあるから現存せる古尺の如き短いものでない。又一丈の銅尺は厚一寸廣二寸とあるからこれ又珍らしい太さの尺であるがいづれも今日に現存しない。

竹引は薄く、銅尺は太いといふこの形狀の差は、當時銅と竹との溫度に對する伸縮を考慮に入れて作つたのであるか否やは勿論明でない。

然るにこゝに京大文學部國史研究室に住吉神社藏の古尺の摸型があるが、これは殆ど一寸に近い九分方形の木製で、後章述ぶる通りの九寸の二倍で、一種の二尺ざしである。戰國頃のものであらうと思ふが、餘程使用されて磨滅してゐる様子から見て、面白いものだと思ふ。且その形から及び其長さの取り方から、この漢書の黃鐘九寸といふ度を眞似たものゝ餘風ではないかと思はれるものである。もし果して然らばかやうに一寸の長厚のある九寸の棒を單位とした尺が眞似られる程、後世までこの漢書の度の起原説はオーソライズされたものと見え、『晉書律歷志』を見ると、

起度之正、漢志言之詳矣

と記し、『書經舜典』の同律度量衡と云ふ句の註などにも、この漢書の句が引いてあるのみでなく、黃鐘の管長といふものが、度の原器であるばかりでなく、量衡ともにこれに根くと記し、愈原器中の原器として、黃鐘の管を重要に考へたものである。従つて『隋書律歷志』も審度の條に、この漢書の文を其まゝに引用し、

後之作者又憑此說。以律度量衡並因秬黍。散爲諸法。其率可通故也。黍有大小之差。年有豐耗之異。前代量校每有<sub>三</sub>不同。又俗傳訛謬漸致<sub>三</sub>增損。

と論じた。これは名論である。黃鐘の管長は或は動かぬとしても、秬黍によつて度を定むとすれば、同じ黒黍としても種類も差へば、年々の豊凶で大小が出来る、土地の差もあれば氣溫の差もある、各地方の産必しも一定の大きさとはならぬ。さうした不同の「キビダネ」の中等のものによつて、一分といふ長さを作れば、自ら各地方で長短の狂が生じる。さればとて一々之を黃鐘の管に比定することも出来ぬ。樂器のことであるから黃鐘の音の出る管も恐らく其質や重さや、太さによつて長短がある筈である。けれどもまづかうと定めたので、後世はこの秬黍で一分の幅を定めたと見える。現に『大清會典』卷十一の戸部權量の章には、横黍の度を古尺とする。今尺は縦黍の度であるとあつて、秬黍の



幅を豎にとつて一分の長さを確定圖示してある位である。

『唐六典』にも、

凡度以北方秬黍中者一黍之廣爲分。十分爲寸。十寸爲尺。一尺二寸爲大尺。十尺爲丈と記し、量の方は、秬黍中者千二百黍を龠とし、二龠を合とし、合を單位にとつて、升、斗、斛と十進し、權の方は、秬黍百黍の重をとつて銖とし、それから兩、斤を計上する。

とまづかうなつてゐる。これを見ると秬黍は北方の産の中等なるものを取ることゝなつて、地理的事情をやゝ考量に入れたのであるが、一旦如斯く公定した後は、これによつて度量衡を定めてゆくのであるから、唐以後清に至るまで北方の秬黍中なる者が直ちに天下度量衡の原器となつた次第である。

我國に於ても唐制に従つた故に、『大寶令』にはこの六典の文と全く同じ文がそのまま記されてゐる。曰く分者以北方秬黍中者一之廣爲分。秬者黑黍也。とあるから、和漢共、度の起原は漢書記す所にはじまるといつてよい。

併し隋書論する通り、秬黍は同一の地に生育しても、大小豊凶の差がある。土地の肥瘠によつて同じ北方の産だといつても、必しも同大のものが揃はぬから、中等といふ大さの定めがつきかねる。もしこれによつて分寸を定むとすれば、尺は殆ど其據所を失ふと云ふべく、又この實の幅だといつても、

或は縦黍として豎にもとれば、或は横黍として横にもとれる、更らに斜黍として斜にもとれぬことはない。現に京都博物館所藏陳列品の中に「尺度摸造三十種」といふ竹尺の摸型がある。それは周代からはじめて清代に及ぶ間の、支那尺の長短各種を集めた者である。その中に明代の尺として縦黍尺、斜黍尺、横黍尺、の三種が作つてある。してみるとこの黍による尺といふものは、いかやうにでも作られるのだから、紛亂底止しない傾向を持つとせねばならぬ。

そこにかういふ動きやすいものゝ外に或は黄鐘の管といふやうな、これ又製作の六ヶ敷いものゝ外に於て、漢以前に起度の標準が無かつたかと調べて見る必要がある。所が幸に漢以前の書だと稱せらるゝ、周禮の中にいろゝ起度の説がある。勿論この古い書籍も一度漢の劉向劉歆父子の校訂をへたものであるから、或はその校訂に際し、漢代の考を取入れたかもしれぬ疑があつて、その記事必しも漢以前の事實を慥かに傳へて居るとはいへない。しかしこれを讀んでみると黄鐘又は秬黍の説よりも幾分古いだらうと思はれる説がある。

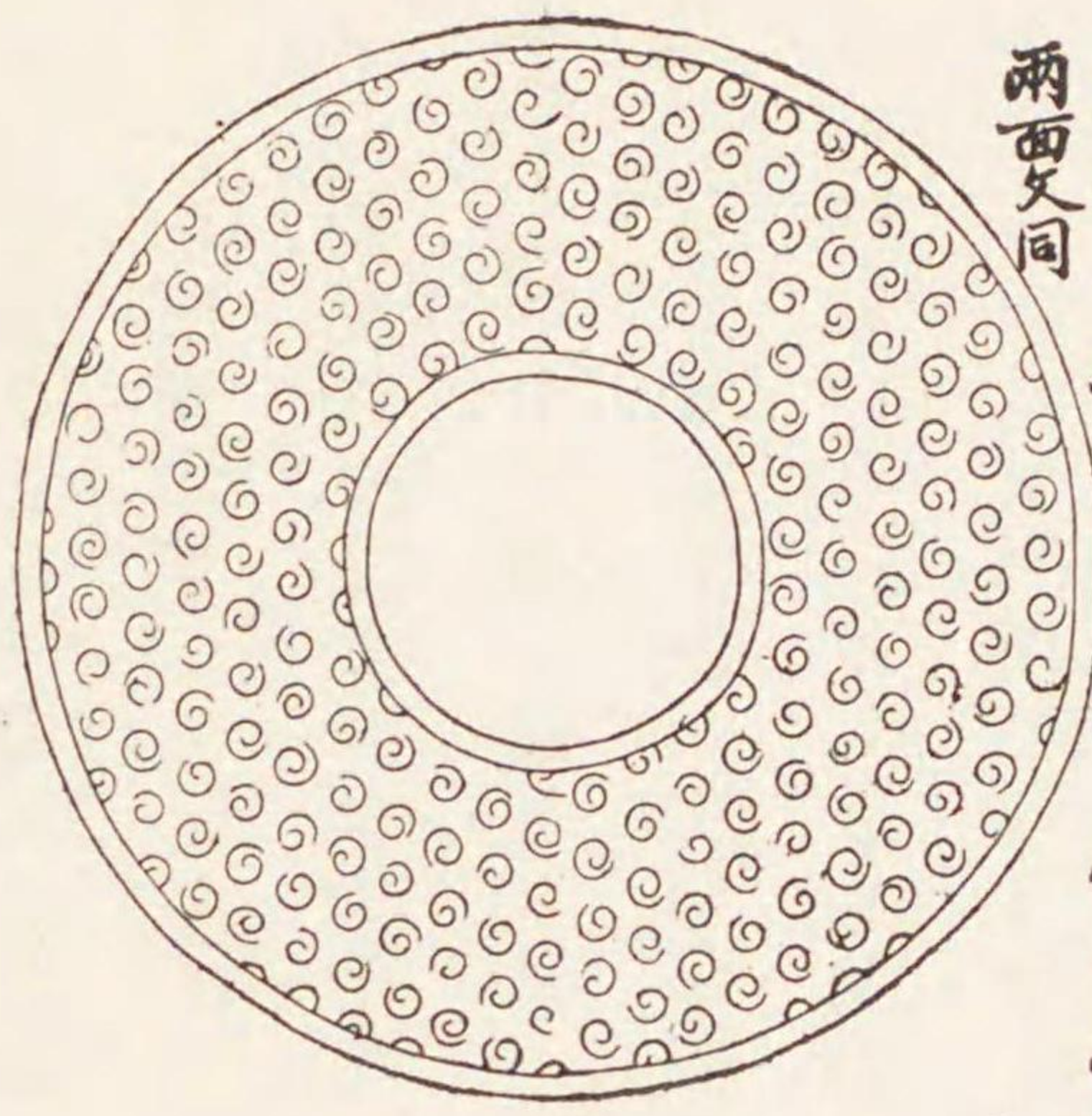
其の第一は周禮春官の條にある璧<sup>ナガサ</sup>以起度といふ句である。鄭玄の註に羨は長也とあるから璧の長さが、度の根本だといふことで、これは黄鐘の管の長といふに比すべき一説である。

同様の記事が『冬官考工記』玉人の條にもある。



玉人之事鎮圭、尺有二寸天子守之。命圭九寸謂之桓圭、公守之。命圭七寸謂之信圭、侯守之。命圭七寸謂之躬圭、伯守之。璧  
羨度尺 好三寸以爲度。鄭司農云羨、徑也好孔也兩半肉各三寸。兩畔共六寸。是肉倍好也

璧合鎮圭尺九寸周禮改工祀璧羨度尺  
好三寸以爲度是璧好三寸兩肉各三寸  
適合九寸加一寸爲一尺故曰璧羨度尺  
兩面是同



（圖原氏澁大吳） 璧 圖三第

とある。『爾雅』にも肉倍好、謂之璧とあるから、孔のあ  
る蛇の目形の玉で作つた璧があれば、其璧なるものは肉  
の部分が六寸で孔が三寸併せて直徑九寸となるから、これ  
が度の根になるといふのであつて、この寸尺に合して、天  
子は一尺二寸の鎮圭をもち、公は九寸の桓圭、侯なれば七  
寸の信圭、伯も亦七寸の躬圭といふものを守つてゐたとい  
ふのである。

に、この春官、冬官に見える所の古代の器物を集め、其實長をはかり、考古學的研究の上から、この

そこでもし今日かうした圭や璧の古代のものが發掘され  
るとか、或はどこかに傳はつてゐるならば、之によつて度  
を正すことが出来るわけである。吳大澂氏の『權衡度量實  
驗考』にはこの璧羨から璧羨尺といふのを復元したと同時

文句に恰當する璧や、（第三圖參照）又は大梁から得た十有二寸の鎮圭や、九寸の桓圭や、或は十有二寸  
の宏璧等周代の製作と思はれる確實な遺物から、一つの古い尺の長さを認定して、鎮圭尺なるものを復  
原した。それによると其一尺は我曲尺六寸四分のものである。氏はこれこそ周代玉人の用ひた尺で、  
支那で尤も古い尺であると定めたのである。

してみるとこの六寸四分に近い鎮圭尺が支那で尤も古い周尺であるであらうといふ事になるが、こ  
れは『考工記』を周時からの傳へと見ての考であつて、もし劉歆か、或は他の漢代學者の考が、この『考  
工記』に加はつたであらうと見る説が成立するならば、直ちに之を以て周尺といふ事は恠しくなるか  
もしれぬから、一應吟味の必要があると思ふ。

まづ最初に璧は人工物であるから、かゝる大きさの璧をつくつた玉人そのものが用ひた尺度は、何か  
と問ふてみたくなる。こゝで人工物でなくて、自然物で起度の標準を求める他に何物もなかつたかと  
調べると、漢代の書で『淮南子』天文訓に、

秋分葉定。葉定而禾熟。律之數十二、故十二葉而當一粟。十二粟而當一寸。中略其以爲量、十二粟  
而當一分。十二分而當一銖。



とある。これは禾に生ずる粟即穗芒を十二本合せると一粟の幅になる。十二粟を合すと一寸になる。量も一分になるといふのである。實に十二進法の表現で珍らしい文字であるが。しかし起度の原としては、秬黍に代ふるに、細い芒の如きものを持來つたにすぎぬ。別段變つた考とも思はれぬ。

極めて細いものから出立する者にも、一つ例がある。それは『孫子算經』(知不足齋叢書本)に、  
度之所起。起於忽。欲知其忽。蠶吐絲爲忽。十忽爲一絲。十絲爲一毫。十毫爲一釐。十釐爲一分。

といふのがそれであるが、これは又十進法で分以下に釐毫絲忽といふ四位を作つたのであるから、小數を考へる觀念の發達をしめすもので餘程新しい學問の發現である。さきの芒といひ、この蠶吐絲といひ、どうも後世の考である。これは恐らく漢代九寸の管が定まつた後、これに合する秬黍の數を數へたと同様に、分とか寸とかいふ幅が出來た後に、これに合するやうな自然物を物色したに過ぎないのであらう。唯この文句の上で注意すべきは孫子が十進法であるに、淮南子に既に十二進法が現はれてゐることである。今日英吉利の度量に十二吋が一呎。十二オンスが一磅、又は十二片で一志といふ數があるが、支那に於ても、古代かやうな類似の算法があつた事を、この記事から揣摩しうるのである。恐らくさうした數へ方は、或は一時期か或は一地方的の習慣としてあつた事を語るものであらう。こ

の事は後節論ずる所に關係があるから一應こゝで申述べて置くのである。

思ふに何れにしても尺といふものの起度の標準をかやうに秬黍とか、粟とか、絲とかいふ自然物にとすることは、自然物が最初でなくて、逆に尺が定まつて然る後これに合ふものを物色したと見るべきで、この秬黍、絲、が直ちに度の本源でないことは明であると思ふから、かうした自然物よりも、もう少し手近に起度の源は無いであらうかと考へてみると、それが全く無いことはないやうである。

我國の例では、古代の人は十握八拳などいつて、人の握、即四指の廣さを單位に取つて長さを表示し、或は八咫鳥、八尋殿などいふ尺度の形容詞を語つてゐた。ヤタの夕は手である、大指と中指の伸長の幅である。ヒロの方は今日も海深などに用ひるやうに、人の兩臂を廣げた長さである。即ち日本の古語の度の起りは、人の手又は兩手の延伸といつた人體に附屬したものである。私はこの方が起度の標準としては、最も自然的であると考へる。其後我國に支那から尺といふ觀念や、字音が傳來してのち、八尺ヤサカなどといふ言語が出來たらしいが、さういつた場合のヤサカは、或は尺の實物も併せて渡來して後の言語であるとみてよい。従つてこの方は新しい言葉である。古い言葉ならば人の身體に關したものであらう。



支那に於ても古代は全く同様であつたと見え、身體を以て度にしたらしい。『史記』には、  
夏禹以<sub>レ</sub>身爲<sub>レ</sub>度、以<sub>レ</sub>聲爲<sub>レ</sub>律とある。

この文句は禹の言行が人民の範となつたといふ意味であるかもしれぬが、しかし身を以て度となし、  
聲を以て律としたと云ふことは、如實に古代の人が身體聲音を以て度律にとつたので、禹がその先蹤  
を示めしたと見られぬことはない。

凡そ身を以て度を起すとすれば、人の兩手兩足といふものは、其用に供するに最も好都合である。  
故に握<sub>ツカ</sub>と尋<sub>ヒロ</sub>とかいふ語が起つてくると同時に、足を擧ぐれば歩を知るといふ事になる。『大戴禮』玉  
言篇に曰く、

布<sub>レ</sub>指知<sub>レ</sub>寸、布<sub>レ</sub>手知<sub>レ</sub>尺、舒<sub>レ</sub>肘知<sub>レ</sub>尋、十尋而索、百步而堵、三百步而里、千步而井、三井而句烈  
三句烈而距、五十里而封、百里而有<sub>二</sub>都邑<sub>一</sub>と、

これは即ち寸、尺、尋は指、又は手、又は肘をのばして得らるる度である。歩んで歩井里の長廣がわ  
かるといふことである。

蓋しかういふ風に指を以て寸とし、腕を以て或は足を以て尺とし、肘をのばして尋にするといふこ  
とは、なにも別段支那日本の古俗のみでない。

餘程廣く世界的に分布してゐるものであることは、*Nouveau Larousse Illustré* の古代度量衡表をみ  
ても明にわかるので、足といふ語が尺の名になつてゐる國だけでも、カルデア、アツシリア、波斯、  
埃及、希臘、ローマ等の古代諸國に共通してゐる。

即埃及での *ped* は實長〇・二六米、波斯での *ped* は實長〇・三二米、カルデア及アツシリアでは  
〇・三二四米、希臘古代では實長〇・二九六米、ローマでは〇・二九五七米、いづれも實長〇・三米内外  
のものであつて、やがて我國の尺に近似し、それが又佛國の古尺(ピエ)に近いのである。このことは  
注意すべきことである。

序であるからここに歐洲での一二の例をあげる。

第一は佛國でメートル法以前の度である。學友伊吹文學士の作成された表を次に記す。

さてこの表は色々の事實を教へる。第一に佛國も英國式に十二進法であつたこと、第二にプスが拇  
指の長さを以て度とし、第三に足の長さで曲一尺に近い尺をつくつてゐること、第四にトワーズとい  
ふのが兩手を伸した長さで我國の一尋<sub>ヒロ</sub>であること、しかも其實長が一米九四九餘、我國の殆ど曲六尺  
五寸といふ古い時代の一間に近いこと、第五にオーヌといふ外來の一尺があつて、其實長が我三尺九  
寸もある、即ち一の長尺で裁尺であるといふことである。「前腕」といふ意味だとしても、これは異類



(要 大 度 尺 古 國 佛)

名 稱	實	長(メートル)	意 味(語の原)
pouce (プ) ス)	.....	0.02707 <sup>m</sup>	拇 指 pollex
pied (ピ) ヌ)	12pouces.....	0.32484 <sup>m</sup>	足 pes
anne (オー) ス)	3pieds7pouces10lignes.....	1.18846 <sup>m</sup>	前 腕 alle ellina
toise (ト) ヲ) ス)	6pieds = 72pouces.....	1.94904 <sup>m</sup>	両手の伸長 Brachia tensa.

註 オームは獨逸、リア邊で古代に用ひたもの「ピエ」、前腕といふ語から出發し、現在は反物にのみ用ふる裁尺である。

備考、の他に、point(點) ligne(線)がある。即、プス以下の少數を「ピエ」、十二ポアン「リ」ニユとなり、十・二リニユで一プスとなる。ポランからピエまでが十二進法である。オームは外來の語で、トワーズは六進法である。

の尺である丈に、プス、ピエ、トワーズ、といったものの進み方から全く獨立して、明に調和してゐないことが感知される。

最後にこの表で面白いことは拇指知寸、足長知尺とでもいひたいピエといふ一尺さしの事である。これは足の一尺であるから我國の文ぎである。我國では足袋をつくるに、六文から十一文まであつて、

それ以上の大きい足袋を「圖なし」といふから、偶然にも佛國のピエ足が十二寸であるのと面白い類似である。この事は實に和蘭の尺度とも共通し、更に海を渡つて英國とも共通してゐる。英國の一呎 foot といふのは實長〇・三〇四八米であつて、一ピエよりも少しく短いけれども、同類の尺であることは、その語の示めす通り足といふ語で、しかも十二 inch といふ寸までが似てゐることによつて證明される。New English dictionary には左の説明がある。

Foot. As a unit of measurement.

A lineal measure originally based on the length of a man's foot. (English foot consist of 12 inches, and is  $\frac{1}{3}$  of a Yard.)

フットは尺度の單位である。其起原は人の足の長さである。英呎は十二吋の長さであり、ヤードの三分一である。

いかにも人の足が度の原器であることが明記されてゐるではないか、これも前記した通り人の足を十ニ文と見る我國の習慣に一致してゐる。何故にかかる尺が、東西全く符節を合して今日に存するかは明でない。猶他の國にもこの例は甚だ多いことで、更らに調査研究すれば東西文化の史前からの流通といふことがわかるかもしれぬと思はれる。



故に漢代孔鮒の著した『小爾雅』にも、

跬一舉足也。倍跬謂之步。四尺謂之仞。倍仞謂之尋、尋舒兩肱也。倍尋謂之常。

とある。この文によつて一步とは二舉足即偶歩である古い習慣が明であり、尋常といふ語の根元も明になる。何れにしても支那の古い時代に、器物の長さは手又は指によつてはかり、道路の長さ、又は地積は歩によつて定めたことは疑ふべからずであらう。しかもこの事は古代の世界に共通の現象であつて、日本支那のみのことではないのであつた。但し上記の文中布指知寸といふ語を解説せねば、指の五本のどこが寸であるか不明である。

『説文解字』には寸の部に入手卻一寸動脈謂之寸口とあつて、大指のつけねから十分即ち一寸ばかり後へよつた所に脈動する所がある。そこまでが一寸であるから、その脈のうつ所を寸口といふとあるのである。しかしこの寸口から寸を知るは、醫者でない素人には中々六ヶ敷いことである。佛國の拇指の長さの方が却つてよろしい。後魏の時に出來た『齊民要術』といふ本には、も少し工合のよい答案がある。曰く

蓋用<sub>レ</sub>手、拇指與中指一又相距、謂之一尺。兩臂引長則得八尺。謂之一尋。中指中節上一紋、謂之一寸。

とある。これによると拇指と中指とをひろげると、一尺即ち我國のタになる、兩臂を擴ぐれば八尺即

我國の一ヒロ。中指の第一節と第二節の間が一寸であるといふのである。かう記されてみるといかにもと合點がゆく。これ實に古代らしい度の起し方ではあるまいか。説文にも爾雅にも同じく一尋八尺とあり、漢孝文帝が博士諸生をしてつくらしめた所の禮記王制にも、古は周尺八尺爲歩と記したのであるから前書と共に漢代學者の説は一致してゐる。即ちこれ又餘程古い傳へを記したものと信じてよい。

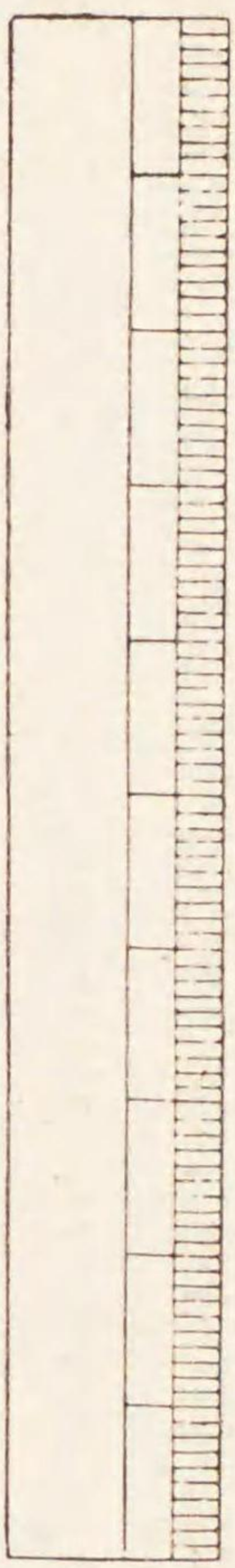
従つて周代には凡そかういふ風に人身の一尋が八尺になり、一步(偶歩)が八尺になるやうな尺が、古くあつたと見られる。同時にその一尺は中指と拇指とをすつと延したタバカリの長さであるとする、大體の見當がつくことになるであらう。故に『説文』尺部の解に周制、寸、尺、咫、尋、常、仞、諸度量皆以人之體爲法とあるのが最も正しい古傳であると見てよい。

もし果してかやうに人の手で尺がきまつたとすれば、尺の長さは各個人の身長や、體格が各々異なるに從つて千差萬別するであらう。従つて物の長さをはかるに當り、百工各、自己の手幅を取るものであるから、尺といふものに公定のもがなくなる。吳大澂氏の『實驗考』を見ると、第一にかの鎮圭尺(即壁羨尺に同じ)といつて二十四種の古器物より歸納した曲六寸四分のもの一つ、これを最も古い周のものとしたが、更に氏は光緒十五年十一月に西安の揚實齋の手から一の古玉律琯を得たので、これ



を研究して摺圭の十有二寸と同じいことを知つた。いろいろの理由からこの品物は斷じて秦漢以後のものでない。これを現在北方に産する秬黍ではかると、『漢書律歷志』の記す通り一千二百黍が入る。

### 周鎮圭尺 璧羨度尺同



第四圖 これは誠に天下の至寶である論じ、この古玉律琯十有二寸から、所謂黃鐘律琯尺を復原して圖示した。これによると第二のこの周尺は(曲七寸二分)あつて、これに合する摺圭、青圭、牙璋、宏璧、大琮の類十數種を圖示することが出来た。猶又別に自分所藏の古劍から、周代の劍尺なるものを復原し

大激所藏古玉典是尺可相澄者二十有四器  
鎮圭十有二寸 琮圭十有二寸 摺圭尺 桓圭九寸  
瑤圭十有一寸 瑁圭九寸 玳圭九寸 四圭九寸  
宏璧十有二寸 九寸璧 七寸璧 六寸璧 五寸璧 五  
寸環 三 大琮十有二寸 九寸琮 四寸琮 玉釧十有二寸

(圖原氏藏大吳) 尺 圭 鎮 周

た。これが第三の周尺で(曲六寸二分五厘)ある。即吳氏の考古學的實證に従へば、周尺には標準尺とすべき六寸四分の外に猶七寸二分、六寸二分五厘等の尺が出たのである。恐らくまたこの外に何種出るかわからないであらう。

蓋し周代の尺はこれを用ふる工人の體格によつて定まつたものである。従つて大概の處、中指と拇指とを延ばして、手の幅六寸内外を一尺と見てよいが、之を詳細に點檢すれば各人各様で長短不定であつたと見なければならぬ。實はこの周代からの傳統が今の支那にもあつて、現在でも官尺はあるが、實用されてゐる商店の尺は、各戸いづれも違つたり、省と省と、郡と郡と勝手放題である。職業によつてこれ又相違し、金工の尺と木工の尺と土工の尺と、各少しづつは違ふといふのであるから、これから上代を類推して、周に定尺なしと考ふるは間違がないと思はれる。

故に『禮記』の王制を前漢代の博士たちが作つて、古者以周尺八尺爲步。今以周尺六尺四寸爲步。

と記したのである。しかしこの王制の文は餘程六ヶしい文章である。もし周尺が前後不變ならば、歩の幅が古と今と變化したことになるが、歩の長さが古今不變だとすれば、周尺が既にこの文章の中に於て二種類あることになる。而もこの文では、其の何れが周尺であるか分らない。後章に論ずる通り歩の長は古今變化がないとすれば、王制の作者は恐らく周に大小二種の尺のあるを認めただであらう。故に鄭司農が之に註して、

周尺之數未詳聞也、按禮制、周猶以十寸爲尺。蓋六國時多變亂法度。或云周尺八寸、則步更爲八々六十四寸 と論じたのである。



蓋し鄭康成は後漢の人である。周尺を知らなかつたか、もしくは周に定尺なきを知つて居たか、或は周尺と稱するものを見るに長短各差等ありて一定せぬ故に、かやうに言明したのであらう。兎に角戰國といふ長い亂世の間に古い周尺があつても、遂に不明になつたには違ひない。この文に於て周猶以十寸爲尺といふてゐるが、この猶と云ふたのはやゝ鄭氏の考を強めた語で、昔も十進法であつたのだと駄目をおした感が表はれてゐる。次に周尺八寸といふ語を見ると即、漢人の見たある周の古尺は、その漢時の尺ではかると、八寸しかなかつたといふことを表示した語である。してみるとこの時に漢尺と古尺の二種が現存してゐたことになる。

しからばこの長い方の漢尺は、漢時になつて出来たものであるかといへば決してさうではない。何となれば鄭氏も或は云ふ周尺八寸といふ位であるから、短い方の八寸の尺を實見したのではない、従つて長い方の尺が流通既に年久しきを語ると見られると同時に、王制には明に今の周尺は六尺四寸を以て歩となすといつて、その長い方も亦周尺だといふ風に記してゐるからである。

吳大澂氏は周禮の鄭註を見て、鄭氏は劉歆周尺の考に誤られてゐる點があると力説してゐる程であるから、鄭氏の註必しも信するに足らぬかもしれぬが、しかし之を參考に供して差支がない。幸に吳氏の如き考古學者が實驗的に歸納して鎮圭尺、璧羨尺、黃鐘律琯尺、劍尺等を復原されたゝめに、幾

分周尺の面影が明になつたことは有難い。

何にしても、古代に於ては、尺は人の指や手であるから、餘程文化が進まない間は定制がなかつたであらう。けれども王制に八尺爲歩といふ句があり、又これに類する漢代學者の説が多い故に、多數の尺の中で、其最も廣く行はれた周の古尺は、常人の歩幅から還原して、更らに之を璧羨琿圭等の實物に照合して、凡そ今の曲尺の六寸四分位であつたらうと見ることが出来る。これ實に吳氏の所謂鎮圭尺であつて、日本人でも常人ならば中指から拇指を廣げて六寸四分内外になるから、大體これを最古標準の周尺と認めてよいと思ふのである。後の世ではあるが、明の徐光啓は『農政全書』に(曲尺)の六寸三分のものを以て周尺とし、朝鮮李朝でも夙に量地に用ひた周尺は曲六寸六分であつた。この事は『増補文獻備考』卷九十一度量衡の部に明であつて、同書には、一米突が三尺三寸に相當する尺ではかると周尺は六寸六分であると記してある。河合弘民氏も亦朝鮮の周尺は曲尺の六寸六分であると記されてゐる。又吳氏の劍尺は曲尺の六寸三分に近く、我國では、藤貞幹の『好古日録』に近家宿禰云、以<sub>三</sub>曲尺六寸六分五厘弱<sub>二</sub>爲<sub>二</sub>周尺一尺<sub>一</sub>。以<sub>三</sub>周尺一尺二寸<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>古尺一尺<sub>一</sub>、是古來所傳之秘說也とあり、貞幹は自分で五銖錢や布泉錢や大布錢から古尺を起し、それが曲一尺の八寸許である、「國朝の制養老以前晋前尺(古尺)を用ゆ、器用の寸法皆此による。此間の古印章も間考に備ふべき者あり。近家宿



禰の説は實に傳る所がある」と論じ、『槐記』には

享保九年五月九日三器通考拜借す(近衛家熙公より)尤秘すべき由仰せらる。それに付兼て仰せらるる通り日本にてハキと知れざるものは御府の周尺なり、法隆寺の尺もしかと周尺とも定めがたし、御府の尺より長し、御府の周尺は六寸四分弱法隆寺の周尺七寸餘あり。しかれば逆も尺といふものには證にしがたし(申略) 天皇の内印外印といふものあり、御所にも其璽をおされたる者ありこれが令の寸法内印三寸外印二寸八分とあり、これに代々の尺を合せて見れば漢の尺が丁ど當る。是を本にして代々の尺をわり出すからは成そうなもの也と仰せらる」とある。

これは近衛家熙公の説で、餘程慥かな事實を語つたものと見てよい。かうした實例からみて愈この周尺なるもの、長さを曲六寸四分位のものとして確認するのである。蓋し上記支那から朝鮮をへて、さうした周尺の實物が傳來してゐるのみならず、現に我國に俗間菊ざしと稱して六寸三、四分の短尺を用ひ、菊の花の大きさはかつてゐる(故に菊の花の大き一尺といつても實は六寸四分である)。さうした實際から、私は周尺の古いものをこゝで曲六寸四分とし、之を尺の第一類に列する。

但しこれを以て周の定尺と斷言するのではない。何となれば吳氏さへこの外に各種の尺をあげてゐる程であるからである。しかし鄭註の所謂或云周尺八寸といふ語に従ひ、この周尺はこれを見た漢時

の尺の八寸に當るといふ風にとるならば、漢尺は(後世これを周尺といふ)後章述ぶるごとく曲八寸に近いから、八寸の八寸は曲六寸四分となる。これ予が周の古尺を六寸四分と定めておく所以でもあると同時に、この長さを基本として、後世の多くの尺が延長するのであることを注意しておきたい。

### 第三 周 尺

周代には尺に定數がない。百工各自分の「手ばかり」で自分の拇指と中指の幅が即尺であつたとすると、六國を待ちて後必しも紛亂したのでない。地方的に最初から差があつたらしい。

『方言』といふ本に、

尋長也、海岱大野之間曰尋。自關而西、秦晉梁益之間、凡物長謂之尋。周官之法、度廣爲尋。

とあつて、古代支那の東部と西部で、尋といふ語の用ひ方が違つてゐたことを明にしてゐる。かやうな次第であるから、周室の衰ふるや、六國の間に各制度を異にするに至つたと考ふるは正鵠の見解でない。蓋し昔は群后といつて割據の國が多かつたのであるから、其小弱國を併合して、僅に六大國になつたとすると、經濟事情は却つて其間に餘程進歩したと見なければならぬ。經濟事情の進歩に伴つて、尺の如きも、周の盛世よりも、後の世の戰國時代の方が却つて統一され易かつたと考へられぬこ



とはない。換言すれば周初よりも周末に至つてこの尺のごときは餘程統一性を示めたであらう。茲に於てか愈秦が天下を統一するに至つてはじめてこの周尺（註　こゝで周尺といふのは天下に統一して用ひらるゝといふ儒教的理想の尺の義と解しておく）なるものが出来てくるのであつて、東周以前にはたとへ標準があつたとしても、それは一部分の工人の間に傳へられたに止り、この秦代程にその天下性が行渡らなんだと見られる。故に『史記』始皇本紀二十六年に、

一法度衡石丈尺、車同軌、書同文字、

と記したのである。この事は始皇も非常に得意としたことであつて、二十八年には琅邪臺を作り石を立て、秦徳を頌したが、其文に曰く、

維二十六年皇帝作始端平法度萬物之紀、以明人事（中略）器械一量、同書文字、日月所照、舟輿所載、皆終其命、莫不得意。

かやうにこの頌徳表によつてみても、其制定の理由は明である。支那の文化はこの時になつて、始めて西は臨洮より東は海に至り（朝鮮に及ぶ）、北は陰山から南は日南に至る間に、標準とすべき官尺を必要とする程度になつたので、經濟生活の一大進歩一大飛躍と云ふべきであつたのである。即ち周代は猶封建であつたから、支那全土の經濟生活、同文同車、同一法度といふやうなコスモポリタンの考が普及されなかつたのが、秦の郡縣制度を確立し得るに至つて、尺度の如き愈其統一性を發揮し得た

ことゝ考へる。従つてこの時に確立された尺は恐らく漢代にも用ひられて、永く後世の標準となつたことは、かの皇帝といふ稱號とか、車軌を同じうし書は字を同じうする事になつたと同様であらう。

然らばこの秦の制した尺はいかゞであつたかと云ふと、其二十六年の制に六尺爲歩と出てゐる。周の古尺は王制に八尺爲歩であるから、この際歩といふものが變らなかつたとすると、この秦の尺は周の第一類の尺よりも延びてゐることになる。即ちこの文句から見ると、古い周尺は曲六寸に近い、その尺では八尺を歩としたけれども、今度は其同じ一步を六尺と見るのだから、逆に曲八寸に近い尺が出来てゐたとせねばならぬ。

しからばさうした古尺があるかといふと、セリンデア Serindia 二卷六八〇頁にスタイン氏が長城の西の保壘の中から得た尺を見ると實長九寸の支那尺がある。即ち曲七寸五分四厘餘で、この八寸に近い尺である。これが秦漢時代のものであることは多言を要しない。果してこれがこの八寸の尺とする、これによつて、古い周尺を見れば鄭玄の註の周尺八寸とあるのは、二寸長いこの尺に比較されて記されたことになる。

周代に實は定尺はない、けれども六國の頃になると既にかやうに二寸のびた尺が出来てゐて、秦もそれを使用したので、始皇位に即くや取て以て公尺としたのであらう。同時に支那の中央部では



さうした二寸長いのが分布既に廣かつたからこそ、之を制度としたのであらう。いかに始皇が暴政家だとしても、昨日まで曲六寸の一尺であつたものを、二十六年に一片の法令で曲八寸の一尺にしたところで、商賈の輩が之を取引に用ひる者もあるまい。従つてこれは新に制定したのでなくて、既に六國の間に勢力があり、流通してゐた長い尺を見て、これに統一したと見るべきである。同軌、同文の方も同様である。これも別に始皇が新に定めたのではなかつたのである。してみるとこの二寸のびた八寸の尺も亦東周以後のものであるから、之を周尺といつて差支がない。後人が之を秦尺といはない理由も亦之によつて明にせられると思ふ。さればにや、『隋書律歷志』には周尺と云ふ題下にこの延びた曲八寸の尺を論じてゐるのであらう。同書には

漢志王莽の時劉歆のつくつた銅斛尺。後漢建武銅尺、晋泰始十年に荀勗がつくつた晋前尺及祖沖の所傳の銅尺及其他之に等しきものを以て、この周尺であるとした。この中祖沖所傳の尺には銘がある。其銘記には泰始十年中書考古器云々とあつて、之を今尺に比すると四分半の差がある、この時に古法として檢定に供したものは姑洗玉律、小呂玉律、西京銅望臬、金錯望臬、銅斛、古錢及建武銅尺の七器であるといふ長い銘文(八十二字)が記してあつたとある。

してみると事實はこれは周尺でなくて漢尺である。それを長孫無忌は周尺と記述してゐるのである。これ實に前述した理由によるのであらう。

今日に於てもこの周尺は實物が多數殘存してゐて、前に述べた長安銅尺が傳來されて後に骨董屋の手で多く我國へ將來し、内地の富豪の手に入つてゐるのがある。吳大澂氏の『實驗考』にも、

かの長安銅尺よりは凡九十年後のものではあるが漢慮僂銅尺建初六年八月十五日造(西紀八十二年)日制(西紀九年)と銘記されたもの二種を有してゐて其圖をのせてゐる。この後の方を形式銅質等から見て、誤なく王莽の尺とすると、其長は實に曲八寸三分に當る。かうした各種の實例から、所謂周尺即秦漢の古尺、始皇の時に天下に頒布して統一した尺は、曲八寸に近いものと見ねばならぬ。何故に周の古尺から二寸のびたかの理由は後程説明するとして、とにかく、迄のべたことによつて、秦の尺はこの八寸の尺で、この尺こそ實に支那の正尺の基礎をなしたものと考へるから、これを第二類の尺とする。類といふ字にしたのは、八寸の尺の中にもいろいろ長短があるから或は七寸五分餘、或は八寸三分といろ／＼に誤差が多い。故にさうした誤差をふくめて、近いものを一纏めに考へる上から、第一類又は第二類と、かういふ風に類尺の範圍をつくつて論じたい希望である。

さてこの第二類の尺も第一類と同様に我國に傳はりそれが今日實用に供せられてゐる。俗に「文ぎ」



といふ足袋の寸法をはかる言語とその尺である。我國の足袋は六文から十一文迄があつて、それ以上を「圖なし」といふ。換言すれば普通人の足の長さを平均して最大十二文と見るのであるが、これが恰も英國のフート(十二吋)及佛國のピエ(十二プス)の尺算に類似してゐるので、いかにも面白いことだと考へる點である。但し今日市井で用うる「文ぎ」といふのは、一文が二纏四の實長があつて、即一寸、それが十五もんの長さある竹尺である。これを文といふのは錢一文の直徑に該當するから、かやうの名稱になつてゐるのである。

秦漢を通じてかやうに法定の標準尺が出来たので、其後目盛が定まり、然る後北方の秬黍を以て一分とするやうになつたから、漢書にそのことが書かれてあるのであらう。それは恰も一七九九年メートルを地球大圏の一象限の一千萬分一と定めて、測量したのち原器をつくつたが、後日其測量が誤つてゐた事を發見した。故に今度は致方なく其原器を以て標準とするに至つたと同様で、更に稀元素の有する光の波長の數でメートルの長さを定めるといふのと同様の行方であらう。しかし當時は今日のメートルの原器の如きものがないから、自ら長短各種の尺となつたことは左の如くである。まづ隋書に載つて居るこの周尺の類の中に於てさへ、左の如き差がある。

晋	前	尺	……………	一尺	(曲、八寸) (好古日録に従ふ)
晋	田父玉尺	梁法尺	……………	實比晋前尺 一尺〇〇七釐	(曲、八寸〇五六)
梁	表	尺	……………	實比晋前尺 一尺〇二分二釐一毫有奇(曲、八寸一七六八)	
漢	官	尺	……………	實比晋前尺 一尺〇三分〇七毫	(曲、八寸二四五六)
趙	劉曜	渾儀尺	……………	實比晋前尺 一尺〇五分	(曲、八寸四分)
杜夔	所用	調律尺	……………	實比晋前尺 一尺〇四分七釐	(曲、八寸三七六)
晋	後	尺	……………	實比晋前尺 一尺〇六分二釐	(曲、八寸四九六)
穀	山	尺	(山門僧惠定於寶乘院寫)	曲、七寸六分強	
高	野	山	尺 (寶永九年僧久竺寫)	曲、七寸九分強	
東	寺	金蓮院	尺	大師所用 曲、八寸一分	
禎	尾	尺	東寺一體	曲、八寸二分	
泉	涌	寺	尺	俊祐國師將來 曲、八寸二分	
大	安	寺	尺	康永二年九月十四日 曲、八寸二分半	

漸次後程のびてくる。五分以上の差にもなれば類を異にする尺と見なければならぬが、まづ以上は其類を等しくせるもので、八寸の尺である。我國にもこの種の尺は支那より渡來せるものが甚だ多い。狩谷椽齋の計算に従へば左の如くである。

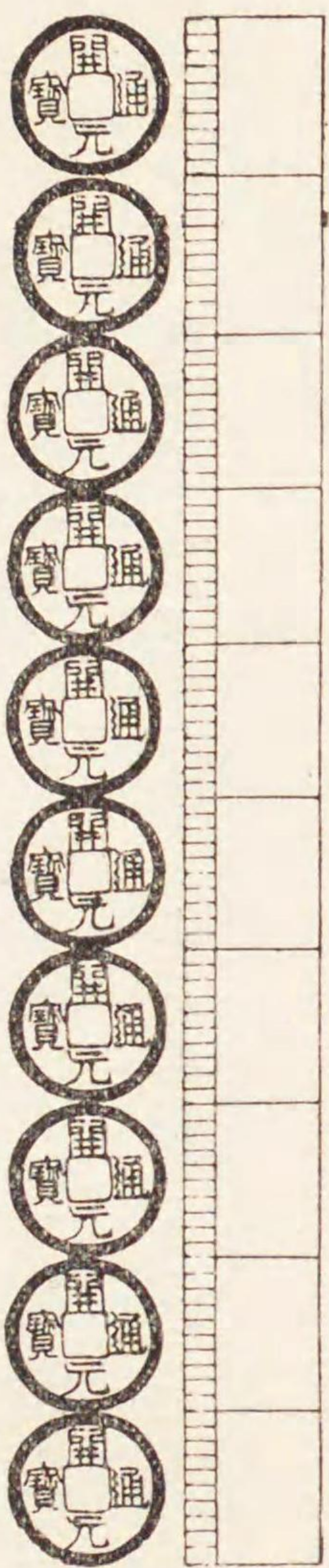


法 壽 菴 尺 南都瓦屋町法壽菴律尺 曲、八寸三分  
生駒長福寺尺 延寶七年巳未 曲、八寸四分

これらのものはすべて(十一)四分の間に出入するもので、其基くところは曲八寸を一尺とするものである。即隋書の周尺といふ類である。日本ではこれを律尺と稱し、釋家の律戒に供したものの、弘法大師其他の渡唐の僧が持歸つたものである。従つてこの尺は唐代に現存してゐたものである。そこで唐代の制度を見ると、物徂徠の如きは隋書古制を失はずして、従前相承六尺爲步三百步爲里といつてゐるが、尺は實は後章詳述する如く、漢以後三國、晋をへて五胡十六國戰亂の間に非常に亂れて、何れかと云へば大に延びたのである。で隋の開皇十年には萬寶常なる人が律呂水尺を作つて尺の復舊を試み、ついで煬帝の大業中に梁表尺を得て、議するに古に合するを以て乃ち之を用ひて律を調べしめたが、更に一步を進め秦始皇を眞似て、大業三年四月壬辰には州を改めて郡となし、度量衡を改めて並に古式に依らしめたのである。しかし民間は後魏の頃から既に長く延びた尺を用ひてゐるので、一片の法令で直ちに復舊さすことは出来なかつた。ついで隋亡び唐之に代るや、天下大に平になつたので、尺の如きも隋の遺策に従ひ、古尺に復さんとしたけれども、到底實行しがたいので、この古尺を復すると同時に一般使用の延びた尺を法制上に認めて、こゝに大小二種の基本を立てたのである。唐の尺に

二種の標準があるといふのは、全くかゝる事情の結果であつた。六典に、十寸を尺となし一尺二寸を大尺と爲すとあるのがそれである。秬黍の廣さから尺を起せば、漢代と同じく八寸の周尺になる。即大業中復古をはかつた尺である。之を一般に用ふことは困難であつたから、調鐘律、測晷景、合湯

### 唐開元尺 長於晋前尺九分半



以大激所藏唐開元錢制作最精輪廓  
完好者平列十枚適合開元尺一尺

(吳大澂氏原圖)

第五圖 唐開元尺

藥、及冠冕之制則用之とした。換言すれば短い方は科學的の實驗又は冠の寸法に用ひたけれども、内外官司用大者とあつて、一般の尺はそれよりも二寸のびた方の大尺を日常の用に供したのである。然るに我國でも亦律戒に用ひて佛寺

に之を傳へ、人民の間に於てはこれ又冠冕の法尺として、特に足袋の文ぎに用ひたことである。

唐代の小尺を今日還原するのは容易である。『食貨志』に武德四年鑄開元通寶徑八分とあるから、この八分を大尺の八分と見て、完全な開元錢を十個集めて、小尺を立て、或はそれから大尺をも復原し



うるのである。第五圖は吳氏が還元したものである。錢を十文で一尺になるから、我國でも文ぎといふのである。予は嘗て北京の午門内にある歴史博物館でこの吳氏の説に従つて復元した古尺の摸型を見たが、其實長は曲八寸であつた。

#### 第四 住 吉 尺 (九寸の尺)

さきに度の起原の章に於て述べた通り黄鐘の長九寸といふことは、漢代以後度量衡の上に於て非常に八ヶ間敷い大切なことになつてゐるが、この事に關し吳大澂氏の『實驗考』は論議大に見るべきものがあるから、讀者の面倒を顧みずして左に掲記することにした。

同書の總論に曰く、

不知古尺、不可與言律。不知古律、不可與言數。數起於黃鐘。黃鐘之律失其制、則權衡度量皆不得其正。而古樂由之亡矣。律呂之誤、誤於漢劉歆之私說。以黃鐘律管爲九寸、而不言其口徑容黍之數。班固、漢志襲其說。鄭康成註、周禮亦沿其誤。後之攷律呂者、以班鄭爲師法。以黃鐘九寸爲定論、而莫能正其非。故隋志歷驗各律容黍之數、無一合。和黍千二百者、後人遂疑黃鐘之管不能實容千二百黍。誤矣。

と喝破してゐる。思ふにこの黄鐘律管九寸といふことは實に『漢書律歷志』にある通り支那で度の基に

なるものであり、同時にその管の中に子穀和黍中者千有二百個入るから、其の量を以て一論といふ基本にする。二論で一合、十合で升とするといふことが定まり、又千二百黍の重さで十二銖、換言すれば百黍の重さを一銖といふ權の單位にしたといふのである。

してみるとこの黄鐘律管なるものは、度量權の根本原器であるが、劉歆はたゞその長さを九寸とのみで、其の管の内容を明にしなければならぬから、其後黄鐘律管なるものを見付けて九寸の尺度を正し、千二百黍をいれてみるが、管の内容が不定であるから、決して千二百黍入らない。かうなると後人が益々誤解してとても始末に終へないことになるであらう、そこで劉歆定むる所の銅尺、即後漢建武の銅尺(周尺、即曲八寸の古尺)によつて、それよりも一寸短い九寸の管をつくつてみると、どうも律に合はない。『隋書律歷志』にはさうした實驗が記してある。即晋前尺で律管をつくと、其容八百八粒しか入らぬ、梁法尺では八百二十八粒、漢官尺では九百三十九粒など、十二種からの實驗が記されてあるが、どうしても漢書の千二百黍にならぬ。これ實に劉歆の九寸の誤りだといふのが吳氏の主張である。吳氏の考ふる所によればこの劉歆の九寸と記した所が誤の本である。何となれば吳氏が光緒十五年に西安から得た古玉律管を見ると、九寸といふ長さでない。摺圭十有二寸の長である。故に劉歆が十有二寸とさへ書いておけば、これ程世人を迷はさなかつたであらうといふのである。



現に吳氏の得た摺圭十有二寸の長に合する律琯は、口径一寸一分、口圍三寸五分、口内徑七分半あつて、これに黒秬黍をいれてみると丁度千二百顆入る、これこそ眞の黃鐘律琯であるとして、別にいろく考古學上の考證をして、これによつて古律を明にし、古尺を確かめることが出來たと論じ、新に黃鐘律琯尺(曲七寸二分)を復原したのである。

であるから黃鐘の管は必しも九寸ではないのであらう。けれども吳氏以前の人は、かうした考古學上の研究が行届かない。劉歆の定尺によつて、黃鐘九寸といふを重んじ、それによつて容量や重量の基本を定めたいと見られる。

事實筆者は古律も知らず、又この律琯を見たのでもないから、吳氏の論が正しいか否やをしらぬ。又さうした量衡の基を論ずることは本篇の主眼でもないから、こゝではこの吳氏の説はたゞさうした説があると承知しておくに止めてよいと思ふ。

しかしかやうに論議される事程、九寸の黃鐘といふものは重大なものであるから、古來一尺の尺が明になると、直ちにそれから九寸の尺をつくる人が多かつたことが讀者に諒解されるならば、筆者のこの吳氏の論を紹介した目的は達せられたのである。そこで其一例としてこゝに九寸尺であると思はれる住吉尺のことをのべてみる。この尺は住吉神社の社藏で其長さ五四四耗、曲一尺七寸九分七厘で

あるが度盛が十八に切つてあつて、一區劃は曲一寸に相當し、先端の一二區が少しく短いために、全長は完數にならぬけれども、十八寸の尺であることは疑がない。蓋しこれは九寸の二尺ざしであらう。木製にして方一寸、形狀古雅誠に珍とするに足りる。かやうの尺に類するものが今日他に多く存する。その一例は内藤博士所藏の朝鮮の一種の小尺で、曲九寸一分五厘のがあり、大正十三年自分が朝鮮京

第六圖 住吉尺の圖



城博物館を訪ねた時に、藤田亮策學士から孔子の祭奠に用ふる禮器尺として、青銅製幅一寸二分の板金様のものを示めされた。よく之を見ると、禮器尺長八寸九分、厚五分と刻し、實長二四・七厘厚一・四一五厘あつて目盛がない。然しこの全體を八寸九分として見ると、其一寸は二・七七五厘となるから、其一寸は二七・七五厘曲九寸二分餘の尺となる。蓋しこの禮器尺なるものは之を八寸九分と見たある尺の九寸尺の類に入るべきものである。但しこの尺の名に關し『増補文獻備考』卷九十一度量衡の部を見



ると、

經國大典曰、度之制十釐爲分、十分爲寸、十寸爲尺、十尺爲丈、以周尺准黃鐘尺、則周尺長六寸六釐、以營造尺准黃鐘尺則長八寸九分九厘。以造禮器尺准黃鐘尺則長八寸二分三釐。以布帛尺准黃鐘尺、則長一尺三寸四分八釐（註、この周尺は黃鐘尺での長さである。第二章の周尺六寸六分は曲尺での長さである）

とある。少くとも五種の尺が明記されてゐるが、其標準の黃鐘尺なるものを見ないから明に云へないのが残念であるけれども、造禮器尺なるものは、其黃鐘尺の八寸二分三厘に當り、營造尺は其八寸九分九釐に當る即約九寸である、予の見た禮器尺は長八寸九分とあつたから實はこの大典の所謂營造尺なるものであつたかもしれぬ。しかしかうした文句で、黃鐘九寸の尺といふものが態々つくつてあつた様子がわかるであらう。『律歷志』を見るとこの九寸尺即住吉尺に類似の尺も亦甚だ多いことを知らうるのである。

蔡邕銅籥尺 比晋前尺一尺一寸五分八釐（曲、九寸二六四）

律呂水尺 比晋前尺一尺一寸八分六釐（曲、九寸四分八釐）

後周玉尺 比晋前尺一尺一寸五分八釐（曲、九寸二六四）

宋氏尺 比晋前尺一尺〇六分四釐（曲、八寸五分一釐二毛）

梁俗間尺 比晋前尺一尺〇七分一釐（曲、八寸五分六釐八毛）

最短八寸五分一釐から、最長九寸四分八釐の間に出入するのであるが、梁の俗間にもかうした尺があつた。『律歷志』にも人間恒用増損訛替の致す所であると論じたやうに、この種の中間の尺は、もとゞ訛替の變化に出たものであるから、都合よい完數が出てこないのである。しかしこの類例からみて、唐の小尺と大尺との中間に、一種の九寸尺を認めておくことは、單に訛長したと考ふるよりも、相當の根據があると信ずる。

### 第五 唐大尺

唐は隋書の所謂周尺を復原して、小尺の標準を建てたが、之を日用には用ひなかつたことは前に述べた通で、實際には其十二寸をもつて大尺とした。これが即今日の曲尺である。

さてこの尺の出現したことは實は唐代に入つてからのことではない。周の古尺よりも長い秦尺が、始皇の時に俄に出來たのではないやうに、秦漢の周尺も、其後の長い年月の間、三國から隋迄の六朝の戰亂の間に於て、いつかその標準性を失つて、それよりも更に長い尺が用ひられてゐたのであつた。それは『隋書律歷志』に左の如き尺が出てゐるので明である。



後魏前尺 實比晋前尺一尺二寸〇七釐 曲、〇・九六五六  
 同 中 尺 實比晋前尺一尺二寸一分一釐 曲、〇・九六九六  
 同 後 尺 實比晋前尺一尺二寸八分一釐 曲、一・〇二四八  
 後周市尺 實比晋前尺一尺二寸八分一釐 曲、一・〇二四八  
 開皇官尺 實比晋前尺一尺二寸八分一釐 曲、一・〇二四八

かういふ風に晋前尺よりも凡二寸の延びになつたものが隋以前に現れたのである。これは三國以後の天下大亂の間に生じた現象で、『魏書食貨志』に、

晋末天下大亂生民道盡、或死於干戈、或斃於飢饉、其幸而自存者蓋十五焉

とある通りで、當時漢民の數半減するの有様で、社會制度全く變化の時期であつた。故に尺の如きも全く古制を失ひ、塞外の民の中國に移住するもの甚だ多く、自ら尺度に混亂を生じたのであらう。勿論中國の正統であると自認する晋や梁の如き南朝の尺は、秦漢以來の古制を失はず、従前相承の趣が濃厚であつたことは、さきの梁表尺や、晋後尺が周尺に近い八寸の類尺であつたことによつて證される。併し後魏乃ち拓跋氏に至つては、傳統を重んずること、南朝の如くでない。故に自から中國からみて北狄荒服の延長の尺を用ひたのであつたが、然かも其據つて守る所慥かならざりしにより、前、中、

後、各其尺の長を異にするという風である。思ふにこの外夷が中國よりも長大な尺を用ゆる事は由來が古い。

漢書匈奴傳に、

漢遣單于書牘以尺一寸。辭曰皇帝敬問匈奴大單于云々、とあつたのに、單于から漢への返書には

書以尺二寸牘、及印封皆令廣大。

とある、この事は降人中行説の入知恵だとあるが、元來尺牘といつて手紙の幅は一尺ときまつたものであつた。而るに漢から尺に一寸延びたのをやると、先方は却つて一尺二寸といふのを返して來たのである。これは或は故意にさうしたのではなく、漢尺よりも二寸のびた尺が、既に先方にあつた爲めにかやうな漢の尺牘よりも長いものが造くられたと考へられぬではなからうか。中國の尺よりも二寸のびた尺を用ひる例は匈奴に限らぬ、他の邊境にもあること後述の通りであるから、こんな簡單な一エピソードだけでも、一寸見逃してならぬ氣がする。

そこで隋が天下を統一して前後二回までも復古をはかつたけれども、一旦長くなつた尺は到底舊に復することかたく、殊に周尺に慣れた漢民の數は北支那で半減し、多くは江南の方に移つた跡であるから、塞外の民の移住するものに勢力もあつたこととて、到底、周尺に復せしむることが出來なかつ



た。さてこそ唐代に入つて、官私何れも大を用ひると定めてしまつたのである。即ちここで二寸のびの尺が天下の公尺となつた。唐代文化の確立と共にこの尺は遂に支那の定尺となり、爾來一千年、今日に至つて猶この尺は、大なる變化をうけてゐないのである。これ即第四類の尺の基準で、その長さは周尺よりも(即小尺よりも)二寸のびてゐる。換言すれば漢代匈奴の尺牘の長さが、こゝに公尺となつたのである。この尺が我國に傳はつて曲尺、カネザシといふのである。

曲尺の我國に存するものは多い。唐時遣唐使の交通も頻繁であつたから、先方にあつた餘程上等の尺が傳來して、正倉院の御物となつてゐるのがある。同様の唐尺が近年になつてこれ又古物商の手をへて、京阪の富豪の有に歸したのも甚だ多數に及んでゐる。まづ關野博士が『東京帝國大學紀要』大内裏考に、正倉院の御物について記されたものを列擧してみる。

名稱	長(曲尺)	調査人名
一 牙 尺	〇、九七九	大澤清臣
二 木 尺	〇、九七八	人——(木尺一尺五寸のもの)
三 木 尺	〇、九七八	蜷川式胤 同、明治八年調査
四 犀角尺	〇、九七一	人 明治八年調査
五 牙 尺	〇、九七五	人 同

六 牙 尺	〇、九七六	人 同
七 紅牙撥鐵尺	〇、九九三	人 同
八 同	一、〇一三	人 同
九 同	〇、九七三	人 同
一〇 同	〇、九八〇	人 同
一一 同	〇、九八〇	人 同
一二 同	〇、九七六	人 同
一三 綠牙撥鐵尺	〇、九八〇	人 同
一四 同	一、〇三〇	人 同、寸毎に寶相花鳥等を描く
一五 紅牙撥鐵尺	〇、九七六	人 同、同、
一六 牙 尺	〇、九七九	栢木貨一郎 明治五年調(紅筋)
一七 同	〇、九七九弱	人 同 (青筋)
一八 同	〇、九七三五	黑板勝美 明治三十七年調
一九 木 尺	〇、九七三五	人 同
二〇 牙 尺	〇、九七三五	人 同
二一 同	〇、九九九九	人 同
二二 同	〇、九七三五	人 同
二三 同	〇、九九〇	人 同



二四 同 ○、九八微弱 溝口禎次郎 明治二十八年調  
 二五 木 尺 ○、九七九 關野 貞 同  
 二六 牙 尺 ○、九七七 關野 貞 同

この外に猶正倉院の中には、中倉階下に(正倉院御物目録に従ふ)、

實物番號	名稱	長
一八一	斑犀小尺	曲、二寸
一八二	碧瑠璃小尺	曲、二寸五分
一八三	黄瑠璃小尺	曲、三寸
一八四	碧瑠璃小尺	曲、三寸
一八五	黄瑠璃小尺	曲、三寸

の五つの小さいのがある。すべて目盛が三つ切つてあつたと思ふから三寸ざしであるが、最初の一八一と一八二號とは短い、第一類又は第二類の部に屬するものであらう。小生の拜觀した時にはこの五本三種の尺の外に前記の紅牙撥鏤尺六枚と綠牙撥鏤尺二枚と白牙尺二枚、斑犀尺一枚、木尺一枚、未造了牙尺二枚があつた。前記の調査と數が合はぬ。或はこの中には重複したものがあると思はれる。以上の御物は、すべて唐大尺の類であつて、一つ一つの間には長短の差はあるが、類尺として見てよい。この外に、類尺の我國に古く傳はれるもの、中には圖の如き立派なものがある。其類は左の如くである。

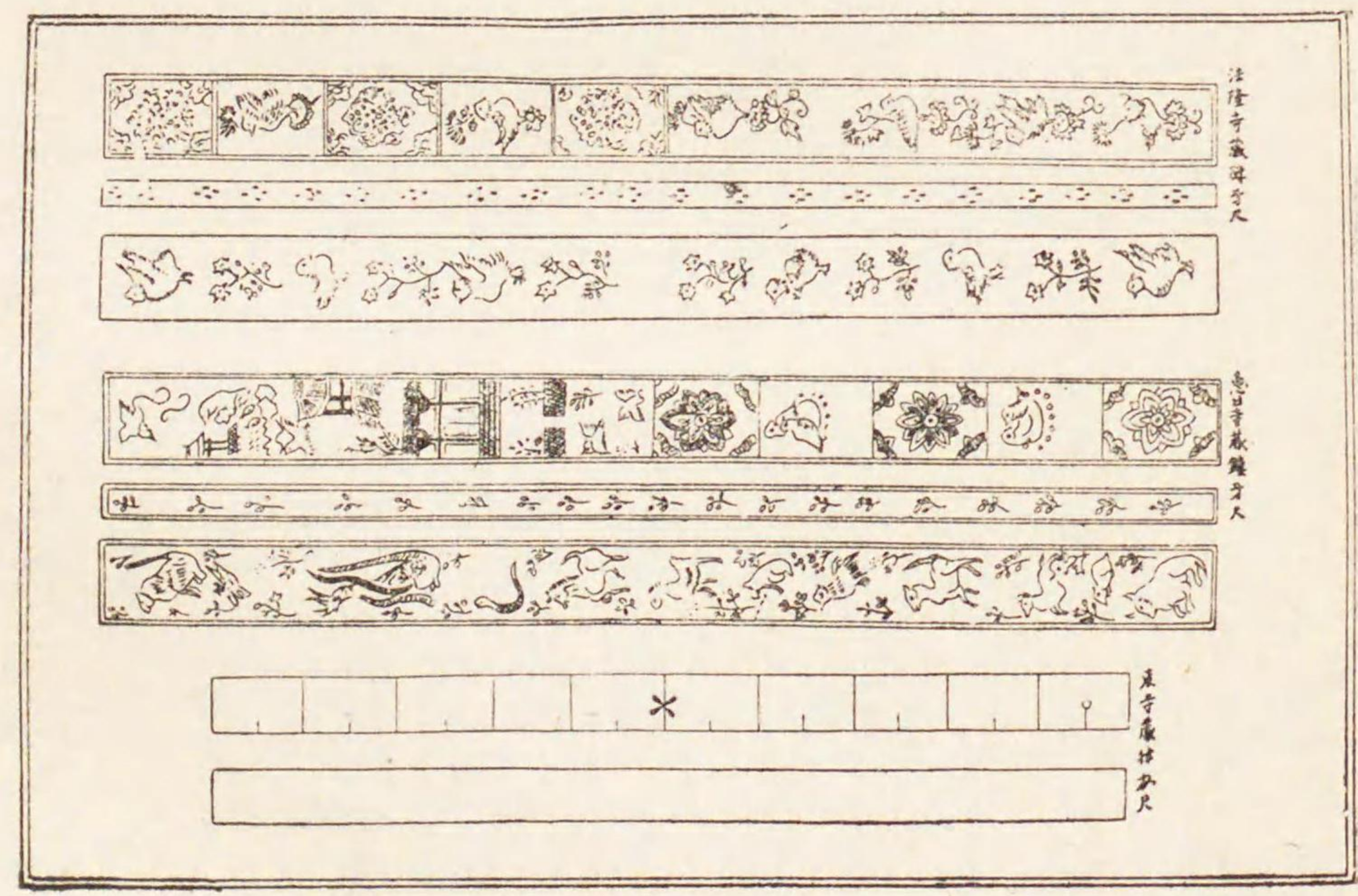
である。

法隆寺紅牙尺	○、九八弱	狩谷 校 齋
慧日寺瑠璃尺	○、九八四	同
念佛尺	○、九九四	同
熊野神庫尺	一、〇〇二	推定
享保尺	一、〇〇二	農商務省 明治四十三年
又四郎尺	○、九九七九	同
折衷尺	一、〇〇〇一	同
銅古唐尺	○、九九四(三〇二、五耗)	京大考古學教室所藏
同古宋尺	一、〇四(三一五、五耗) 同	

などがあり、最上徳内の『度量衡統説』には、  
 唐常用尺 ○、九七許 測量地尺 ○、九九強  
 宋布帛尺 一、〇〇 明營造尺 ○、九七許  
 明裁衣尺 一、〇三強 清量地尺 一、〇八許

と記し、又實驗考の工部營造尺は曲一尺一分である。以上列記する所唐代の牙尺から現在の工

第七圖 鏤牙尺二種 律尺一 (本朝度量衡實驗考による)



法惠東 隆日寺 寺藏藏 鏤牙尺 (尺曲) 牙尺 (尺曲) 律尺 (寸八)



部尺に至るまで、(十一)三分以下の差であるから、之を同類の尺と見てよい。勿論今日支那の民間ではこの法定の尺を一般に正しく遵奉してゐるのではない。

明治三十六年二月山田工學博士が四川成都にて得られた竹尺四種、及予が先年支那各地へ漫遊した時、南北各地で集めた一尺ざしは凡そ六本に達し區々として一定せざること左の如くである。

旅順裁尺	(曲 一、一五二二)	滿鐵調査報告
大連裁尺	(曲 一、一四〇〇)	同
成都裁尺(一)竹	(曲 一、一六三九)	藤田調査、京大地理教室藏
同	(二)同	(曲 一、〇五〇〇)
同	(三)同	(曲 一、一三五〇)
同	(四)同	(曲 一、二〇四〇)
漢口裁尺	(曲 一、〇八四〇)	同人所藏
漢口木尺	(曲 一、一五二〇)	同
歸化城裁尺(竹)	(曲 一、〇九六〇)	同
杭州裁尺(一)同	(曲 一、一五六〇)	同
杭州裁尺(二)同	(曲 一、一五〇〇)	同
蘇州裁尺	(曲 一、二三〇〇)	同

かやうの風で各地區々として、餘程寸延びが多い、しかしこれを製造して賣つてゐる家は所謂市井の荒物屋で、日本の如く正しい檢定があるのでない。標準尺を其地の尺製造家がつてゐて、それを寫してゆくのであるから、甲より乙へ、乙より丙へと寫して行く間に、心理學的に自ら訛長する。杭州では同じ家で二本買ったが、それが各々ちがつた長さである。従つて或る尺に限つては避陔に行く程寸延がはげしい。遂には曲尺でなくてつぎの部類に入るやうになつて行くものもある。しかしながら支那では以上の例の示めすが如く、唐代になつて、六朝亂離の後をうけ、餘程この尺の制を正しくした、め、四百餘州もその定まる所を得たから、其後官行のものは宋、元、明、清を通じて大體は動かず、我國の如きも唐大尺を得て後は王朝以後殆ど變化なしに今日に及んでゐるのである。

但し我國の地割又は、家の大きさには餘程古くから一間とか一坪とかいふものゝ大きさが確立しないで、京間六尺五寸、田舎間六尺など、いつた差がある。中頃戰國時代には六尺一步といふ古語を間違へたと見え、徳川時代に六尺一分の間棹をつくつたりするやうになつた。しかしながら一尺の曲尺は動かなかつた。徳川幕府では將軍吉宗が特にこの尺に注意せられて、自から之を書籍に尋ね、古今尺度の由來を考へ(恐らく物茂卿の『度量衡考』などの説に動かされたと考へる)、紀伊國熊野神庫所藏の尺を摸して享保尺といふ原尺をつくつた。この原尺は紅葉山寶庫が焼けた時に火災に逢つて今は亡いけれ



ども、其後民間に散布のものはすべて之を基本にとつた。しかしこれも甲乙に寫す間に心理學上の訛長が出來たので、伊能忠敬の測量に當つて、基線尺を定むる必要があり、坊間の又四郎尺と享保尺とをみて、新に折衷尺をつくつたのである。

其後明治五年岩倉大使洋行に際しメートル法を傳へ、これによりて日本尺の長を檢定した所三〇・二・二五耗より、三〇・三・三六耗の間に出入するを知つて、伊能の折衷尺が三〇・二・九七耗なるを正しと見ると同時に、改めて我一尺を三〇・三耗と定め、明治十一年にはメートル原器を購入し、始めて我國の度に確實な根據が出來たのである（『日本度量衡志稿』による）。従つてこの現行の曲尺は、清國の營造尺に比べて少しく短かい。制定當時は清國の一尺の九寸四分八厘七毛六六と檢定されたものであつた。してみると多少の出入はあるにしても其基く所は依然として唐以來承傳の舊を失はずと云ふべきである。

但し我國では令前高麗尺を用ひたのであつたが、令以後唐大尺を用ひたので、『令集解』にも高麗五尺准今尺大六尺相當と出てゐて、土地などをはかるに、和銅六年二月十九日の格以後は曲尺によることになつた。しかし高麗尺との比率が正しかつたから奈良平野の條里の如き一里の一邊は、長さは三百六十丈。今日の曲尺で計算しても甚しいくるひがない程に出來てゐるのである。こゝで然らば令前

の高麗尺とは何であるかを語らねばならぬやうになつた。

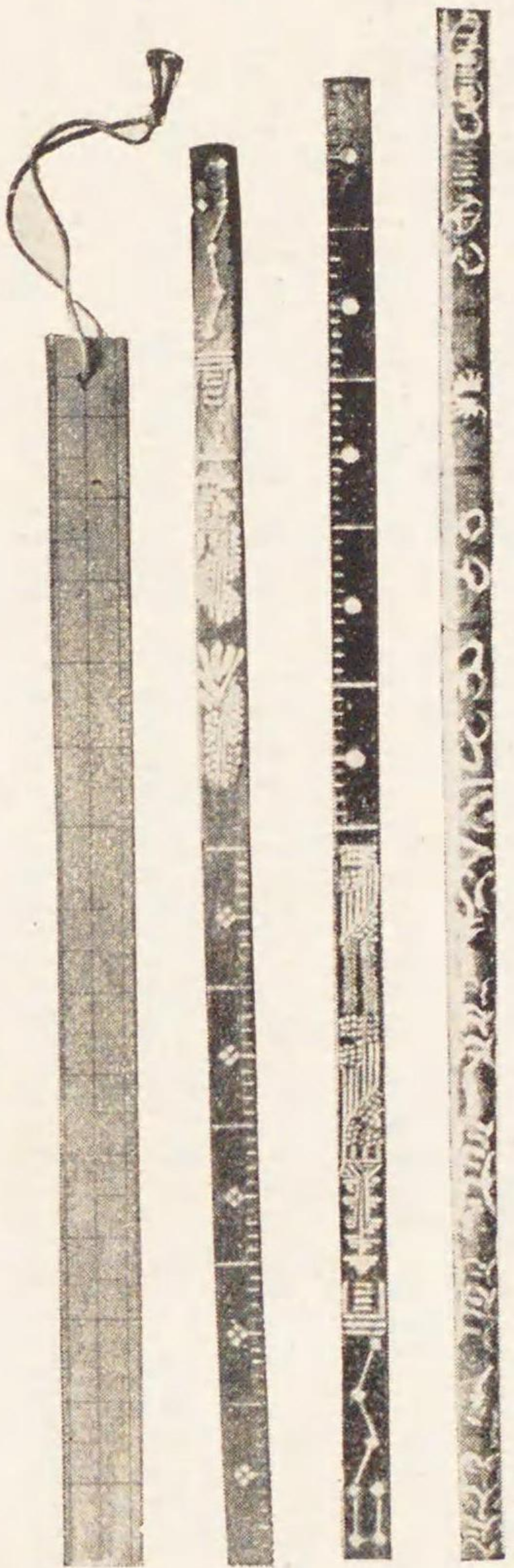
## 第六、長 尺

以上で日本及支那に於ての尺の變遷は大略明になつたと思ふが、こゝで餘程古代に我國に將來された處の恐らく高麗新羅で慣用された古尺、大寶令以前に使用された高麗尺なるものを考へねばならぬやうになつた。この尺に類似するものに、現にくぢらざしと稱へて民間に於ける裁縫尺として使用されるのがある。但しこの鯨尺と高麗尺とは差がある。高麗尺の五尺は曲尺の六尺だといふ令集解の註を正しと見ると、高麗尺は曲一尺二寸であるのに、鯨尺は曲一尺二寸五分あるからである。何れも曲尺に比して各二寸又は二寸五分延びた尺である故に之を類似の尺と見れば見られないことはないがまづ類を異にしたものと見る。正倉院にたつた一本ある木尺は五寸（曲尺）づゝの目盛が三つあつて、全長は曲一尺五寸あるが、その大きな目の上には、花模様がかいてある。勿論一種の一尺ざしであるが、同時に一尺五寸ざしであるともいへる。又これは民間の文尺に一尺五寸があり、鯨ざしには——特に二尺ざしと稱して、其二倍の尺を作つて實用に供する習慣があるやうなものである。さて如斯き一尺よりも長い尺が今の朝鮮にもある。朝鮮の民間では曲一尺八寸、又は一尺七寸に當る大尺があ



つて、其製或は青貝螺鈿塗木尺であつたり、或は正倉院の紅牙尺の模様似た美はしい塗繪のある曲一尺七八寸の長い竹尺が行はれてゐると同時に、平民の間には同じ長さの手製の尺がある。先年京城大學の藤田亮策學士から寄贈をうけた朝鮮尺は左圖の如きもので、其の右端は塗物草花模様の竹尺であり。中の二本は青貝螺鈿で北斗七星及山水樓閣を現はした漆塗木尺である。何れも五寸即半分丈け

第八圖 長尺三種



朝鮮布尺 竹製一

同 木製二

正倉院御物 木尺

表と裏に目盛があつて、殘半分は表面と同じ模様である (註 左端の一本は正倉院御物木尺の摸型で、奈良の西田與四郎君から寄贈をうけたものである) 今その實長をのぶれば左の通である。

- 朝鮮、草花模様竹尺 一尺ざし 曲、一尺八六二五
- 同 漆塗木尺(一) 一尺ざし 曲、一尺七六二
- 同 (二) 一尺ざし 曲、一尺六九二

朝鮮ではこの長尺は現在も猶婚嫁の際に、必ずもつてゆく尺だといふことである。

かうした尺以上の長尺の分布は中々廣く、滿州にも同様の大尺がある。即ち旅順大連の大尺は曲一尺六八九、又は一尺六八八に達し鐵嶺では曲二尺〇四二、新民府では曲二尺一八五といふのまで存在する。朝鮮から北へ行く程寸の延び方が甚しい。今之を『關東廳要覽』から引用すると左表の如くである。

滿洲の大尺は(布尺)裁尺の一種にして、今清國製木棉大布尺と稱するものに限り用ひらる。目下州内にて綿布類を計るに用ひらる。其長さ概略我鯨尺一尺三寸五分にして直尺一尺七寸に相當す。

旅順(大尺)	一、六八九〇	大連	一、六八八〇	金州	一、六八七五
貔子窩	一、六九七〇	奉天	一、八三七九	通江子	一、八二四〇
關原	二、〇四二〇	鐵嶺	二、〇四三〇	法庫門	二、一一一〇
昌圖	二、一五六五	新民府	二、一八五		

これを見ると、いかにも勝手放題で一尺七寸と定まらぬことがわかる。しかし日本の鯨尺が裁縫用に限つて、吳服ざしに用ひられ、朝鮮でもやはり婚嫁の用に供する裁尺であり、滿洲でも布尺であるとすると、其習慣とする所は同一である。令前から高麗法、高麗尺が我國に入つたとすれば、かうした大尺は實は餘程古い遼東の習慣であつて東胡、女真、扶餘、高句麗などいつた人民の間にも行はれたものが、猶今日に永續してゐると見てよいのであらう。しからば其長尺の起原はいつ頃であつたであ



らうか。

尺の必要を知るといへば餘程文化が進んでのちのことであるからあまりに遠い古代に、その起原を置くのはいかゞと思はれるが南北朝五胡の亂に際し後魏などいふ北方の民族が、中原にきて長い尺を使つたといふ歴史から考へると、凡そ紀元二世紀頃には既に北方の習慣であつたらうと見てよいやうである。蓋し魏の拓跋氏は漢時の東胡の裔で、一時匈奴の冒頓單于に破られ、今日の内蒙古科爾沁の西部に走つて烏桓山鮮卑山等に據つてゐた民族である。烏桓は西紀一九八年曹操に破られて振はなくなつたが、鮮卑の方は匈奴の跡に入つて、慕容、拓跋、宇文、秃髮、乞伏の諸氏に分れ、遼東より河西に至る今の滿洲から内蒙古の地に分布し、晋室の大亂に乗じて南下してきたもので、拓跋珪の時に盛樂から都を平城に移し國を魏と號したのである。有名な道武帝がこれである。やがて太武帝の時に北支那を統一して最も強く、西域諸國皆使を發して來獻するやうになつた。次で孝文帝の時には都を洛陽に遷し、中國の風を採つて胡服胡語を禁じたのであるが、其死後胡太后の失政があり、六鎮の反が生じ、西紀五三五年以後遂に東魏西魏の兩つに分かれるのである。かうした歴史上の變化に伴つて尺も前、中、後の三種の尺があり、更らに最後に東魏の長尺といふ支那尺で最も長いものが現はれてくるのである。

『魏書帝紀』第七、高祖孝文帝の太和十九年六月丙辰の條を見ると、其遷都の結果、遷洛の民が死んでも、河南に葬つて決して北に還すことなかれと詔し、北方代都の人が、すべて河南の洛陽人となつたとある。同じ月の戊午に、

詔改長尺大斗、依周禮制度、班之天下。

とあるから、魏が代都で長尺を使つてゐたことは確實であり、それが中國の風とは適合しなかつたことも亦同時に明であつたとせねばならぬ。

しからば何故にかやうな長い尺が邊境に存してゐたか。何故に北魏の尺が長かつたかといふことになるかどうか明かに答へることが出来ないのを遺憾とする。

「司馬文正公傳家集」第六十二卷に范景仁との往復があるが、その中に景仁が、古今の尺度權衡は變らぬが、量は魏晋以來貪政の結果變つた、といつてゐるのに答へて。

尺度權衡自秦漢以來變更多矣、今之尺與權衡、豈得猶是先王之所用耶。彼貪者知大其量以多取人穀、豈不知大其尺以多取人帛。大其權衡以多取人金乎。且尺度權衡公私所共用也。斂之<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>大量、則給<sub>レ</sub>之亦以<sub>レ</sub>大量、貪者何所<sub>レ</sub>得乎。此則衆人共知其不然明矣。

といつて、貪慾から大尺を作り之で以て下から取り立てるが、與へるときに小尺を以てするといふや



うなことは到底出来ないことだといつてゐるのである。これは特に利に敏い支那人であるから、御互の取引の間に於ても同様に考へられることであつて、魏の長尺を單に亂世貪政のためであると考へてはならぬであらうと思はれる。

してみるとその原因はかうした貪政の結果でなくて、司馬光がいふ通り秦漢以來變更の多かつた自然の結果である。長い尺といへども猶是れ先王の用ゆる所の名殘だとすれば、古い時代に既に二寸延びの尺があつて、それが北魏に流通してゐたと考へるべきではなからうか。

東魏の長尺に至つては、後に述べる通り北魏の長尺よりも更らに二寸からも延びるのであるから、曲尺の一尺二寸に近い長尺である。さうした支那尺最長のものが、魏の最後に出現するのである。しかしこれが必しも北方の尺でなかつた一の左券がある。それは舊唐書の『食貨志』の文である。曰く

山東諸州以二尺二寸爲大尺、人間行用之、

これは前後の文章から或は唐大尺(即曲尺)の特に山東に流通してゐたことの記事であるかもしれぬが六典によれば權衡度量は公私すべて大を用ゆとあるのみでなく、大尺は既に天下に用ひられてゐる。従つて舊唐書に態々山東諸州に限り大尺の行用を書くことがおかしい。故にこの記事は或は唐の常用尺(曲尺)よりも、猶二寸延びた尺が山東諸州にあり、往々にしてその一尺二寸の大尺なるものが用ひ

られてゐたことを語るものではなからうか。もし果して然りとすれば、其長さは曲一尺二寸實に我國の高麗尺である。(註 唐の律令を定めたのは、高祖の武德七年四月(西紀六二四)である。)

但しこの山東尺に關して、『本朝度量權衡考附録』に狩谷核齋は一旦は唐大尺と同じものだと論じたけれども、

『資持記』ニ山東尺。加唐二寸、尺四爲尺トアルヲ引イテ、コレ大尺ノ一尺二寸ト思ヒ誤リシニハアラザルカ。然レドモ程大

昌(宋)ガ云ヒシ京尺ハ、其長サ大尺ノ一尺二寸ナレバ、『資持記』ニ載セタル山東尺ハ其原ナルモ知ルベカラズ、然ラバ加唐二

寸ト云ヒタルモ誤ニハ非ザルカ。

といつて疑問にしてゐる。さてこの程大昌の京尺とは、

『演繁露』の、

今雖國有<sub>二</sub>度定<sub>一</sub>俗不<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>制、曰<sub>三</sub>官尺<sub>一</sub>者 與<sub>三</sub>浙尺<sub>一</sub>(唐小尺)同、僅比<sub>三</sub>淮尺<sub>一</sub>(唐大尺)十<sub>ノ</sub>八<sub>一</sub>。而京尺者又多<sub>三</sub>淮尺<sub>一</sub>十<sub>ノ</sub>二<sub>一</sub>。公私隋<sub>レ</sub>事致<sub>レ</sub>用、元無<sub>三</sub>定則<sub>一</sub>。

といった記事に従つたもので、大尺の一尺二寸の尺が、宋代には京尺として山東に近い汴京に於て用ひられてゐたのである。

我高麗尺と同じものゝ分布、世をへて愈廣きを知るべきであらう。



然らば高麗尺の長いものが何故に山東に於て唐時に之が分布してゐたかと考へてみると、こゝに其の一理由として、やはり鮮卑族であつた慕容徳が西紀三九八年山東の益都に都して南燕國を建てたことを考慮に入れねばならぬ。蓋し隋唐以前に東魏の長尺の類が既に山東に流通してゐたのは或は慕容氏が北方からきて、この長尺を山東に用ひたゞめであるかもしれないからである。しかし他の方面から山東の長尺は慕容氏以前に既に山東から遼東に流通してゐて、東して一は高麗尺となり、西して一方は東魏尺になつたと考へられぬこともない。即換言すれば長尺の起原が山東であつたか、又は遼東であるか何れかは今日に於て明にしがたいのを遺憾とする。けれども山東と遼東との文化の遅速とか又は地理的の關係から見て、或は山東の方に古い長尺が行はれてゐて、それが遼東から高麗に分布したと見る方が正解ではなからうか。

尺を支那の古來の學者の考へるやうに、周尺から變長したものの、其本源は常に秬黍の度だとする上から考へるとこの二寸づゝ延びるといふ事は特に注目すべき點であると思ふ。或は別に人種民族といつたものが違つてゐて、異種の文化の長尺が古く北方又は遼東にあつたと考へるならば、必しも一元説を建てるに及ばぬであらうと思ふ。しかし、予の高麗尺についての考は、この長い尺も支那尺の一種である。後節にも述べる通り、長尺は舊唐書の示めす處の山東にのみ限られて用ひられたのでなく、

他の各省にも用ひられ、宋時京尺の名がある位だから、長尺分布の原因を貪政の結果と見ないで、恐らく支那で土地の丈量開拓などに關係して、かやうに邊境の尺は夙に長かつたと見るべきではなからうかと考へるのである。

尺の延びが土地の丈量開拓に關するといふ論據は左の如くである。

蓋し漢人の文化波及し、遊牧の民が農業にかはると土地の開拓が起り、やがて丈量がはじまる。こゝに上代の一時期には、土地公有で、王者はこれを人民に均分するといふ政治をとつたゞめに、種々の制度が案出された。この事は後篇井田の制度に於て詳説するから、之をこゝにのべないが、さうした土地均分の條件としては、正確な丈量のみでなく、同時に土地の肥瘠に應じての割増を必要とした。茲に於て田地に不易、一易、二易などいふ制度が出来る。こゝに於てか同じ一畝といつても、割増の土地には丈量が或る率を以て延びる。ことに邊境で新たに土地を開く場合になると、可成は大まかにする。寸延びの歩をとる。その結果自から尺度に延長を來たすものである。この際尺がのびて地割が大きくなるか、地割が大きくなつたゞめに尺がのびるか、何れかは明に斷言しかねる。何れもが相因縁して尺がのびるものである。故に予は尺は土地の開拓に關して延長すると考へるのである。



蓋し開拓に際しては土地も荒れてゐるから大様にするといふ意味もある。後になつて中央の勢力が強くなれば或は尺も縮むことになる。其例は我國にもあつて、『田園地方起原』に、

「昔は六尺五寸棹にて三百六十歩を一反と定む。近代は三百歩を一反とす、棹も段々短くなり、六尺三寸、或は六尺二寸、六尺と段々あり」と記し、

又『田園類説』に、

元和以降新田の法六尺五寸を歩とすといふ事聞傳へ記すと見えたり、享保年中南北武藏野、上總國千野新田など最初の割渡しには、いづれも六尺五寸棹を以て渡し置き、開發なりて本檢地の節は御定めを通り六尺一分竿を以て檢地極る事也とある。

しかし『地方細論集』にはこれに反對して、この『田園類説』の後から六尺で檢地を極る事は無き事なりとのべ、一旦六尺五寸と心得た村々は永く之を用ひるとある。蓋しこの細論集の意見は正解である。地方凡例録にも(拙者『日本家史』五七三頁参照)、

たとへ古檢地廣の邑たりとも、領主地頭は勿論公儀にても譯もなく、容易に再檢入る儀は無き事也

とある通り、一旦古い時代に檢地が定まつて、三百六十歩ときまつた以上、後世になつて、例令天正檢地以後一段は三百歩となつたからとて、元々一段を單位に何石といふ租税割當がきまつていた所を改めて、小さい三百歩の一反として、石高を取りつけるとなれば、其不利益を被る百姓はたまらない

俄然として百姓一揆の如き暴動を生ずるに至るであらう。又事實に於て、ある田畑の一筆の地積を、今日市町村役場に行つてしらべると、土地臺帳には例令ば何反何畝この地價幾何と明記されてあり、其村の水帳にも天正檢地又は文祿檢地などが残つてゐるの例がある。しかもこれを買得して、愈坪賣にでもすれば、必ず實際の面積が多少とも大きい。丹波南桑田では所により二割位まで多いのが例である。これ元來三百六十歩一反の古制が、そのまゝ天正以後必しも正確に且一列に改まつてゐない證據であつて、六十歩は實に三百歩の二割に當るのである。丹波のみでない、山城でも近江でも、口でこそ一反は三百歩といひながら、所によつて一段の田を實測すれば二割からの誤差が発見せられる所が多いであらう。

維新に際し會津藩の副軍事奉行として大に活動し官軍に降り、後明治五年特赦の恩命に浴した人で松平容保侯の機密に參畫した學者で太政官にも出仕し最後は熊本高等學校教授で致仕した秋月胤永といふ人が、弘化嘉永の間に天下を周遊し見聞した所を記録した珍しい『觀光集』といふ本がある。

この本は第一卷山城京都に筆を起し、近畿、中國、四國、九州、東海等の各藩について、制度、學制、田制、風俗、海防、城郭、物産、交易等凡十六項目について、其見聞した所を記録したものである、完全にこの項目各條の記事が揃つてはゐないが、これを見ると嘉永前後に於てさへ、近畿各藩の



中には猶、一反三百六十歩の定の地が多かつた。例令は同書に、

大和、田制三百六十歩を一反とす、後來開墾の地は新檢にして三百歩を一反とす。但し古檢の所多分なり。

和歌山、田制田は皆三百六十歩を以て一反とす、伊勢も同様なり。

播磨、明石、田制三百六十歩を以て一反とす。

福山、三百歩を以て一反とす、間には三百六十歩の所もあり。

これらはその著しい記事である。三百歩と定めた國でも其間棹に長短があるから、新たに檢地をすれば誤差を發見することは各地皆然りであらうと考へる。されば慶長以後三百年の間に於て時々代官の輩が檢地を施して石高を増さんことをはかり、人民の反對にあつても之を施行せんとして、遂に一揆の騒動を惹起した例は至る所にある。古くは慶長四年八月の越後百姓の一揆（「歴史と地理」第二十一卷第三號黒正氏論文）、近くは天保年間に江州の天保義民（甲賀騒動）など、今に喧傳せらるゝものがこの適例である。

今夏予は荒木帝大總長に従つて飛驒高山に遊び、同町高等女學校に於て、郷土の資料を一覽した際偶然に『夢物語』、『飛驒夏蟲記』などといふ、明和九年の大原騒動に關する記事を読んだところ、幸に予のこの説明に關する好例を得たから、特にその『夏蟲記』の一節を摘録する。

飛驒夏蟲記 卷一、

（下切村地役内見分三割増の事）

下切村にて三割増にて願ひ申せと有事は、今田畑に繩を入れ間尺を見らるゝ所に、古帳の畝歩は、田こと、畑ことに繩のびて一割延の田もあり畑もあり、二割三割廣き田畑も有、或は五割七割、又は倍も、倍の餘にも餘る歩のある地所もあり。然れば重ねて仔細に間尺ある時、一割繩ののびたるは一割の増、二割廣きは二割増、五割は五割、倍は倍の増目可被仰によつて百姓中難義なるべき間、今内見分の上三割増位に被仰付下置候趣に願ひ候はゞ共々取持願ひくれ申べく候と也云々

とこれは代官大原勝次郎の明和の檢地で、『夏蟲記』は代官方の文書である。いかにも徳川氏の中頃に於て、この飛驒の如き國の田畑は、一割増は愚か、五割、七割、倍の倍などいふ間尺の延びがあつたのは事實であつた。故に結局この時の騒動は、村民が三割増の増税に服従することになつて、それがそのまま維新に及んだのであるときいた（同地岡村利平氏談）。邊境の尺はのびるといふいかにも生々しい實例ではないか。

かやうな次第で後世でも新地開發に六尺一間よりも長い尺を用ひたことはあり得ることであつた。我國では令以前の最初の丈量は長い高麗尺であり、これを後世から高麗法と稱したのであつた。恐ら



く朝鮮のみでなく支那でも邊境の地の尺は夙に長いものであつて、山東から今の滿洲にかけて、高麗尺が行きわたつてゐたのであらう。

『關東廳要覽』を見ると、現に南滿洲の土地に用ふる間棹について左の如き記事がある。これなどは大に参考になると思ふから摘記する。

「五尺桿子、丈尺繩子、此等の度器は木匠が家屋を建築する時、木材商が材木を度る時、土地の丈量をなす時に使用せらる。

大明の制度によれば營造尺と測地尺とは其種を異にし多少の差あり、然れども清制によれば此區別なし、單に土地丈量には弓尺を用ひたり、弓尺は長さ五尺にして其五尺は營造尺により定めたるものなるを以て、弓尺一尺は營造尺の一尺と同じかるべきに實測の結果は相異れり」

この五尺桿子が、我國の間棹六尺と違つてゐることに關しては後章の細説に譲るが、この文によつて法制はともかく、一旦かうと定めて丈量した以上、後日になつては、決して直らぬもので同じ一尺でも土地丈量の一尺は長さがちがうことを證しうると思ふ。

餘談ではあるが、土地の丈量とか耕地面積に關して、この尺の長さが、時代により或は場所によつて、同じ國の中でもちがつてくる例は英國にもある。英國のフアールング Furlong (一哩の八分一)といふ尺度に關して『新英辭典』に左の記事がある。

#### Furlong

Originally, the length of the furrow in the common field, which was theoretically regarded as square containing ten acres, As a lineal measure, the furlong therefore varied according to the extent assigned at various times and places to the acre, but was usually understood to be equal to 40 poles.

フアールングといふ語源は耕地の畦の長さといふ事である。理論上十エーカーの面積を圍む長方形の一邊の長さである。従つてフアールングは時代により又は之を用ふる地方によつていろいろになる。しかし普通に四十ポール(竿)の長さに同じだとされてゐる。(一ポールは五ヤード半、約一丈六尺六寸、いかにも長い竿である。)

してみると、これはいかにも土地の開拓に關する所の尺度で、邊鄙な所や廣漠な地形では、自から竿が延びて延長する場合を豫想する。殊に面白いのはその地割であつて、其長さが我國の約二町(實は一町五十間三尺)平方に達し、その一邊を四十竿と定めるといふ點である。この事は我國での古い都城の一町を四十丈に定めたといふことと、形式上に類似があつて、土地區畫といふやうな人爲的のものに、自から東西其揆を一にするとところが注目されるではないか。さてそれはともかく、英國での



古代の土地區畫の畦の長さが、後世の尺度に影響を及ぼしたことは疑ひを要しないと同時に、さうした尺の長さは、土地の開拓に關するものであるから、極めて容易に伸縮し地方的に變化するものだと  
いふことも首肯されると信ずる。

支那は大國であり、周代から既に定尺はなかつた。秦の始皇が定尺を天下に頒つて以來、現に清朝の營造尺に至る迄、部頒の尺必しも遵守されないうで、各地、各色、又は時代により長短の差があるのを想像してみると、古い時代に山東や、もしくは北魏の代都に、中央よりも長い尺が慣行されてゐて差支がないであらう。

そこで、この北方で用ひた長い尺に慣れたものが、中央に出でて政治をすることとなると、これは従前の慣行に對して新たな刺激にならざるを得ない。かうした事實が實に支那では南北朝の天下大亂の間に發生したのである。尺の亂るる事當時より甚しきはなかつた。

故に『隋書律歷志』が、特に古今の尺を集めて之を詳論し、永く後世の學者に對しての典據を與ふるに至つたのも、實はかかる亂脈の後をうけた故である。長孫無忌の尺度史上に於ける功績は没すべからずと云はねばならぬ。幸にこの修史家は丁寧にも當時にあつた十五等の尺を一々比較詳論してくれたのであつた。

閑話休題。予がここで長尺と題した中で既に記した尺は第一に高麗尺(即一尺二寸のもの)、第二に鯨尺(即曲一尺二寸五分のもの)、第三に一尺五寸の木尺、第四に一尺七八寸の朝鮮裁尺又は滿洲の布尺といふものの四種である。滿洲の布尺にしても朝鮮の裁尺にしても、一尺七寸内外から二尺二寸内外に出入するから更らにこの中で類を分ちうるかもしれぬ。しかし予はまづ布尺といふ同一の名目によつて之を一つに取纏め、長いのは訛長したものと考へ、高麗尺から布尺までの一聯の長尺を四類に分つことにする。さうしてこの四種の各長尺について、一々其類例を援引してみようと思ふ。

まづ一尺二寸の高麗尺を第五類とすれば、その類尺の例は『律歷志』に一つしかない。

東魏尺 實比晉前尺 一尺五寸〇八毫(曲一、二〇六四)

とあるが實にこの高麗尺の類である。東魏はさきにも述べた、後魏の最も後に出來た國で、渤海脩人高歡の勢力によつて維持された時代である。高歡はもと鮮卑の中で最も東方に居つた慕容氏の配下から出た家柄であつたことを考へると、この際山東及渤海の長尺が勢力を得たことを無意味に見ることは出來ない。東魏の後、歡の子澄をへて弟洋の時、東魏の禪をうけて北齊となる。北齊も亦この長尺を用ひたことは『律歷志』記す通りである。曰く、



此是魏中尉元延明累黍用半周之廣爲尺、齊朝因而用之。

とこの説明はいかにも面白い。漢書以來の傳統である一黍の廣といふ起度の標準を重んじて、かやうに記したのであらうと思はれるが、事實この通り半周黍の長さを以て一分として尺を立てたのではなからう。恐らく長い尺が既にこの高麗の本據たる渤海にあつた結果ではなからうか。果して然りとすれば、匈奴もしくは柘跋氏の用ひた魏尺よりも更らに二寸程長い長尺が遼東にあつて、それが我應神天皇から雄略天皇迄の時代に、彼土で用ひられてゐたといふことになる。令前の高麗尺といふものが、我國に傳はつた時代も或はこれによつて見當がつくのではなからうか。

恩賜京都博物館、尺度摸造三十種(竹製)を見ると、この東魏尺と全く同じ長さの明量地尺といふ摸型がある。三十種の竹尺の中でこの二本が尤も長いのである。果してこれが明代量地尺として、ある地方に於ての支那の公定尺であつたとすれば、こゝにも亦一旦用ひられた尺は何時迄も生命を失はぬものだといふ實例を示めすと見てよい。蓋しこの明尺も亦高麗尺の類である。

つぎに第六類の鯨尺は我國では今日も猶民間に用ひられて華族高倉家所傳の吳服尺、曲一尺二寸五分がある。

藤原貞幹の好古小録を見ると(同書二十六節)

古昔布帛及衣服を度るは大尺を用と云ふ、按に續日本紀云、天平八年五月諸國調布長二丈八尺闊一尺九寸。法隆寺に天平勝寶八年の調の布のハシに常陸國信太郡中家郷戸主大伴部羊調ノ布進納 天平勝寶六年十月 の廿七字あり、賦役令に凡調ノ布、具注三國郡里戸主姓名年月日といふ者也、闊大尺の一尺九寸也、帛布をはかるに大尺を用ふるの明證とすべし。又、續教訓抄に襲裝束の裁縫を載す、其寸法大尺を以てはかる也。是衣服を度るに大尺を用ゆる證とすべし、然れば大尺に吳服尺の名あるも古きことと見ゆ。

とあるが、この吳服尺は所謂高麗尺であつて、鯨尺ではない。それは同書二十四節に小尺は今の曲尺、大尺は俗に云吳服尺、又俗に云鯨尺は唐の御府尺也と明に區別してあるのによつて證される。しかるに同氏は同『好古小録』(二十六節)に、

按東大寺所傳天平寶字三年越中國射水郡開田圖を寫す所の布、御府尺(鯨尺)を以て度るに一尺九寸有奇、疑は李唐の物ならむと記し、布の幅が大尺の一尺九寸よりも廣い場合を發見し、その鯨尺を何故か唐の御府尺だといふことにしてゐる。御府尺なる長尺が唐代に用ひられてゐたといふ記録は他書に見あたらぬことで、これは或は藤貞幹の誤りかとも考へるけれども、こゝ迄明瞭に記す以上、鯨尺を唐代のものとしたことに何等かの理由があつたとせねばならぬ。

故に



狩谷校齋は『本朝度考』の中にもこの常陸國の調布を記し、自ら之をはかつた結果から、  
貞幹ガ云ヒシ如ク天平ノ頃ハ吳服尺カ鯨尺カヲ以テ度リシニ、法隆寺ノ調布ハ年ヲ經テ少シク伸ヒ  
タルニテモアルベク思ハル云々

と疑を表示しながら、古に吳服尺を用ひしことはないと言つてゐる。けれども、かうした實物がある  
以上、古代に一尺二寸の高麗尺の外に猶五分ばかり延びた、後世の鯨尺に類したものが無かつたとは  
斷言しかねるであらう。

三浦博士は『法制史之研究』第八編雜纂の中で「高麗尺と鯨尺とに就て」といふ章を設けて、  
大寶令に高麗尺を大尺に用ゐ、唐大尺を小尺に用ゐたのは事實であるとしても、大化の時からして  
既に斯うなつて來た譯であらうか、詳言すれば大化以前から我尺度は一つであつたか、又は二つ以  
上であつたか、假りに二つとしても、一つは高麗尺であつたと共に、一つは周尺即ち唐の小尺であ  
つたか、大尺であつたか、それとも別種の尺度であつたか、假りに又唐の大尺であつたとしても、  
其採用は果して大化改新からであつたかどうか、

といふ疑問を出されてゐる。いかにも博士の指摘される通り、和銅六年二月の格で、直ちに大尺五尺  
が小尺六尺に代はつてそれで損益がなかつたといふことは、卒然としてみれば偶中としか考へられぬ

ことである。しかし私は後に論ずるやうな理由で、尺の延び方といふものは、既に漢代頃から支那本  
國に於て一定の率が出来てゐたので、支那本國でいろいろ長い尺が出来たとしても、出来た其の各種  
の尺の間には、自から一定の比があつた。又さうした各種のものが、我國にも傳來した。地勢上高麗  
尺が遼東から我國へ早く入り、後に短い唐大尺が渡つてきたとしても、この兩者の長さの比は既に彼  
土で一定率があつたのである。さてこそ一片の法令で大尺を小尺に直しても地積の上に何等の支障が  
無かつたのであらう。かうした考から見ると我國に傳はつた最初の尺は必しも一種でなかつた。主と  
して大尺ではあつたがその外に曲尺もあり、同時に鯨尺も傳はつたと見てよいのではなからうか。

そこでつぎは第七類の正倉院の一尺五寸の木尺であるが、この尺は五寸三段の目盛であるから、曲  
一尺ざしの實用化したものと見てよらしい。けれどももし一尺五寸の全長を以て一尺とするならばこ  
れは一尺ざしにも入れられぬし、又鯨尺にも入れられない。故に私は之を以て第七類の長尺と考へた  
のである。これは其類尺としては後章述ぶる通り、現に安南に一尺五寸五分一厘の尺があるからでも  
ある。暹羅にも亦一尺六寸七分餘の尺がある。かうした南の邊陲に於て、朝鮮滿洲と同様な長尺が行  
はれてゐるといふことに興味をひくのは予一人のみではあるまい。荒服の尺は延びるといふことのよ  
い證據にもなると思ふ。



而してこの暹羅の一尺六寸七分といふものや、朝鮮及滿洲の布尺のごとき一尺八寸もあるものはこれ又、一尺二寸ざしや一尺二寸五分や一尺五寸尺等よりも、ずつと長いから猶一類をなしうと思ふ。故に之を第八類と見たのである。さうして朝鮮の青貝鏝鈿の木尺や、花模様竹尺や滿洲の布尺をその類尺とみるのである。この種の尺で文獻にのつてゐるのは、『本朝度量權衡考』の中に『資持記』をひいて

潞州羅柯尺加山東二寸、尺六爲尺。

といふのである。狩谷氏は此尺他書に見ゆることなしと斷じて、

案ズルニ潞州は河東道ニ屬シ(今山西省潞城縣)モト魏周ノ地ナレバ疑ラクハ羅柯尺ハ即後魏尺ナルヲ「尺六爲尺」トハ強テ五種ノ尺ヲ充ントテ然云ヒシニハアラザルカ

とのべてゐる。しかし高麗尺よりも猶二寸長い尺であるから、後魏尺ではない。恐らく第七類か、又はこの第八類の一種であつて、それが山西省南部に行はれてゐたと解すべきであらう。

さてかやうに鎮圭尺から最後の長尺の四種に至る八種の尺が、現に我國に六種類も存し歴史上にもあつて、それが支那に基くとすれば、現在の支那内地に於てもこれに相當する各種の尺は無くしてはならぬ。又あつて然るべきであらう。これを調べて見ると果せるかな、彼國でもやはり田地を丈量する

間棹として今日に残つてゐるのである。これ又我國の例と共通した事實で面白いことではないか。それは『皇朝續文獻通考』卷一田賦考の記事である。但しこの本は舊い『皇朝文獻通考』が乾隆五十年に止まつて、其後がないのを、甲午の進士(光緒二十年)劉錦藻がうけて更らに乾隆五十一年から光緒三十年迄の間の内政外交に關する資料を編纂批判したものである。同氏の自叙によると憤日本號同洲同文而不憚以全力搏我。爰從乾隆五十一年以後。舉嘉道咸同。訖光緒三十年。所有内政外交。一一斟求其得失之所在。擇要恭錄。以爲通考。とある。動機からして面白い、大いに參考にもなる書である。この書の卷一田賦考には嘉慶二十年田畝の檢地に關する上諭をのせ、次に田地丈量に用ゆる歩弓について順治以後の定制を論じた一文がある。

これは清朝一代の田制を知るに良き參考である。猶又教えらるゝ所も多いから、讀者の迷惑だと思ふが全文を抜萃することにする。

皇朝續文獻通考 卷一、田賦考

嘉慶二十年の條、

臣謹案、俞正燮曰、歩弓之數、著書者多不詳言。國朝順治十一年、定以二百四十步爲畝。

會典云。丈量州縣地用歩弓。旗莊屯田用繩。



民間以二百四十步 爲糧畝。其大制則縱黍。營造尺長五尺爲弓。方五尺爲步。畝積二百四十步。里長三百六十弓。頃爲百畝。頃積二萬四千步。畝爲十分。分積二十四步。此清丈田畝之略則也。第經理非人。黠者兔脫。愚者坐倍征之苦矣。

馮桂芬均賦稅議曰。賦稅不均、由於經界不正、其來久矣。宋熙寧五年、重修定方田法、分五等定稅。明萬曆八年、度民田、用開方法、以徑圍乘除截補。

康熙十五年。命御史二員。詣河南山東。履畝清丈。山東明藩田以五百四十步爲畝田。今照民地。概以二百四十步爲畝。

乾隆十五年。申弓步盈縮之禁、部議惟直隸奉天遵部弓尺並無參差。至山東、河南、山西、江西、福建、浙江、湖北、陝西等省。或以三尺二三寸四尺五寸、至七尺五寸爲一弓。或以二百六十弓七百二十弓爲一畝。長蘆鹽場三尺八寸爲一弓。三百六十弓、六百弓、六百九十弓爲一畝。大名府以一千二百步爲一畝。

若令各省均以部定之弓爲畝。倘大於各省舊用之弓、勢必田多缺額。小於舊用之弓、勢必須履畝加征。一時驟難更張。應毋庸議。嗣後有新漲新墾之田。務遵部頒弓尺。不得仍用本處之弓。不特朝廷寬大之恩卓乎不可及。亦見當時部臣深明大體有如此。惟是舊田新田截然爲二。終非同律。

度量衡之意也。惜當時不將各省田畝一切度以工部尺而增減其賦以就之不尤善之善者乎。今吳田一畝多不敷二百四十步。甚有七折八折者。林文忠公疏稿、所謂南方地畝狹於北方者此也。蓋自宋以來所謂清丈者無非具文矣。皆由不知前議。羅盤定向四隅立柱之法、爲之範圍。有零數無部數可分不可合。或盈或縮。甚或隱匿百弊叢生。下略

即この文章は、最初に田制の變化をのべ、つぎに康熙の頃に始めて山東で檢地をやつたことや、乾隆になつて歩弓の統一をはかつたが行はれなかつたことをのべたものである。

これによると會典に公定された清朝の田制では二百四十歩(坪)が一畝である。歩弓の外に繩を用ふるとある。これは前節に引いた『關東廳要覽』の中にある五尺桿子、丈尺繩子といふものに相當する。さうして現在も滿洲の土地丈量に用ひられてゐるものである。さうした桿子や、繩子の長さは縱黍尺と稱せらるゝ清朝の部尺、五尺を以て一步と定めてあるので、其平方は日本での土地一坪である。日本の土地一坪は普通方六尺であるが、方六尺といふのは支那では古い制度であつて、唐以後は五尺一步となる。但しこのことは後編にて之を再論する。

但し我國でも令前には高麗尺方六尺を以て歩としたが、大寶令では一旦唐制に従ひ、度地以五尺爲歩と定めた、(令集解十二 田令 参照)しかしこの時の尺は曲尺でなく、一尺二寸の高麗尺での五尺であつたから、和銅六年二月十九日以後は之を改めて曲六



尺を以て一步の長さにした。二寸短い尺であるから丁度五尺が六尺になるので實積には變化がないのであつた。爾后今日に至つて方、曲六尺が我國での歩である。故に我國では一時的に方五尺一步といふ言葉があつたと見てよい。

かやうにして支那での歩は隋唐以後五尺で、それが一里といふ場合に三百六十弓を取るから、一里の長さは百八十丈といふことになる。この三百六十歩といふ言語は我國上代の條里の一里三千六百歩との類似を思ひ出さしむるもので、古くは我國の地積に三百六十歩を一段としたことなどの起原を考へしめる。我國では一步即一間は、曲六尺といふやうに全國的に行渡つてゐるけれども、支那の歩弓なるものは、五尺とはいひながら、所により非常に差がある。全く統一しない傾にあることは、右の文句にも明であり、『關東廳要覽』の文によつても想像される。

同じ歩弓でありながら、乾隆十五年弓歩盈縮之禁を部議した時、各省での實際を調査したところ、いかにも直隸と奉天とは、部頒に等しいけれども其他の山東、河南、山西、江西、福建、浙江、湖北、陝西等の各省に至つては、或は三尺二寸、或は四尺五寸、或は六尺五寸、或は七尺五寸、を以て一弓とする。即ち弓の標準が部尺以外に四つからあつた。しかもこの弓によつて、その二百六十弓或は七百二十弓を以て一畝モウとし、長蘆鹽場の如きは三尺八寸を以て一弓とし、三百六十弓を以て一畝とする。またその外に六百弓の一畝もあれば六百九十弓一千二百歩等の一畝もあるといふのである。同じ支那

の國で或る所の一畝は、他の地の一畝に比して、三倍も四倍もの廣い面積をもつのである。弓の長さも同様に長短の差全く以て不統一である。そこでもしこの乾隆十五年に出た各省進達の原本が明になつて、その分布が地方別に分明すると餘程面白い推論が出来るであらうと思はれる。

餘談ではあるがこゝに一つの例を上ぐれば、直隸大名府附近の一畝が、千二百歩だといふことの如き聞捨てにならぬと思ふ。これは二百四十歩の一畝から見て、丁度五畝にあたるのである。こゝで五畝の廣さを單位にとつてゐるといふことは、彼の孟子の五畝之宅といふ古代の一邸宅の廣さに合致すると同時に、後周文帝霸政の初めに、田里の政令を出して、凡人口十以上宅五畝と定めた古い歴史を回想せしむる。蓋し支那の中原の中の中原である大名府附近では、この孟子頃からの古い傳統で、五畝が一宅地であつたために、いつとはなしに、五畝が一畝となつたと見られぬことはないやうに想像されるではないか。恐らくこれはこの推測の通りの歴史的结果でなく、後節井田考の中に述べるやうな原因で、大きい畝になつたものであらうけれども、かうした想像も出来るといふことを一寸附言しておくのである。

さてとにかく清初にかやうに各地に古い慣行の歩弓があつて、同文同律でなかつたから乾隆帝はかうした不統一を見られて、さればとて俄かに部尺の制を勵行し、その二百四十歩を一畝といふことに



檢地をやり直すといふことは、勿論大事業でもあるが、もし部尺が舊用の弓よりも大なれば、その省の田額が不足して税金収入にこまるし、もし舊用の弓よりも小ならば、畝が増加するから人民が納税にこまる、故に當分清丈を見合して、今後の新墾に限り部尺を用ひるといふことに決定したのである。これは田地の一筆高が、一旦定まつた後は、いかにも變化しがたいものだといふことを告ぐる有方な證左であると共に、關東州の歩弓の長さが、現に部尺と違ふ所以をも了解せしむるものである。従つてもしも清丈を敢行したら、それこそ我徳川時代に於けるごとく頻々たる百姓一揆となるであらう。

今この記事に従つて、一步弓はすべて五尺であるから、これを五で割ると、一尺が左の表の通りになる。

(一)	三尺二寸の五尺	……	一尺は工部尺の	……	六寸四分	……	第一類
(二)	三尺八寸の五尺	……	……	……	七寸六分	……	第二類
(三)	四尺五寸の五尺	……	……	……	九寸	……	第三類
(四)	五尺……(部額)	……	一尺	……	……	……	第四類
(五)	六尺五寸(?)	……	一尺三寸	……	……	……	第六類
(六)	七尺五寸	……	一尺五寸	……	……	……	第七類

右の通りであるから、これによつて乾隆十五年當時州縣に於て慣行された歩弓を見て、そのよつて生じた本源に六種の尺があつたといふことになるのではなからうか。古代から出現した尺の各種が我國にも現存するやうに、支那でもかやうに民間の田地測量には有効に用ひられてゐたのである。果して然りとすればこの各種の尺は、古い周尺から時代を追うて變長した者で、いづれもが支那尺である。我國に傳はつた高麗尺なるものは、歴史的に見て東魏の頃までに溯り得られるが、この表に見ると同じ第六類が山東以外にもあり、第七類の如き滿洲の今の布尺に近いものが、併せて他の省にも流通してゐることを證する以上は、この際長尺を支那尺から、別の文化に發生した異種の尺と見るのは當らないやうに思ふ。

蓋し長尺が山東から高麗をへて我國に流通したのは、幸に歴史にのつてあるけれども、歴史の明かでない方面に於てもやはり同様な事情の下に流布を見たものと解すべきであらう。かやうにして古い時代に既に支那に六種の尺ができた、最初は手の幅であつたものが、いつかはその二倍の大尺となつた。もと六寸のものが二倍されて一尺二寸となつた。もと一尺のものが二倍されて二尺ざしとなつた。最初は尺ごとに十の目盛があつたが、後に目盛が無くなつて、こんどは二倍のものに十の目盛をつける。そこで全く新しい大尺が出來たと考へられぬことはない。しかし今この第



一類から第八類までの延長を考へると、何だかその間に延びた理由があるらしい。次章この延び方についての解釋を試みるであらう。

### 第七 尺の延びた理由

さて尺が延びること、其延びた大尺が中央を離れた避地に用ひられたといふ事實から、それが土地の丈量開拓に關するものだらうと考へたのであるが、一方其延び方が菊ざしから文ぎ、文ぎから曲ざしと約二寸づゝ延びたといふ事實があるから、その間に何等かの約束がないかと考へてみたい。

次に述べた通り、漢代には既に三種の尺があつた。周鎮圭尺六寸四分の古尺の外に、曲八寸の所謂周尺と『律歷志』述ぶる所の黃鐘の琯尺があつた。そこでこれを古に持つて來て、三代異尺の説を建つるものがある。それは後漢章帝の世に班固、賈逵等の諸儒を白虎觀に集めて『白虎通』といふ本を勅選し前代經學の足らぬ所を補ふた際のことである。この本は今漢魏叢書の中にあるけれども、今本には尺度の章は欠てゐる。しかし幸に杜佑の『通典』にこの白虎通を引いて(通典五十五卷吉禮、歷代所尙)、

曰夏法日數十也。日無不照至。尺所度無所不極。故以十寸爲尺。殷法十二月。言一歲之中無所不成。故以十二寸爲尺。周據地而生、地者陰也、以婦人爲法。婦人大率奄八寸。故以八寸爲尺也

とある。勿論周代でさへ尺に定尺がないのであるから、この三つの法が斯の如く三代にあつたとは信じられぬけれども、八寸、十寸、十二寸の三種の尺が無かつたならば、かゝる説明的の文字は出來なかつたであらう。でこれを三代異尺の説といふのである。

物徂徠の『度量考』には、『通典』にこの『白虎通』の説あるを見ずして、

明の朱載堉が、以夏尺八寸均作十寸。即周尺也。周尺最小。以夏尺一尺二寸均作十寸、即商尺也。商尺最大。

と論じたのを、取るに足らぬ俗説だとして、三代異尺の説は古より唐宋元明に至る迄、未だ嘗て有らざる也と喝破してゐるが、これは徂徠が『白虎通』に既にこの朱氏の説あるを知らずして述べたことで、博學を誇つた徂徠にもこの誤があるのである。朱氏を責むるよりは徂徠自ら耻ぢなければならぬ。

蓋し『白虎通』の説によれば、夏尺が基本で、殷は其十有二寸であり、周は其八寸にあたるといふのであるから、朱氏は之に従つたまでである。これ漢代の人が、自分らの法尺を可成遠い祖先承傳にしたい爲めに、かやうに漢の一尺ざしを、夏法に假托した尙古僻であつたと見てよいのであるが、同様の例が曆法の上にもある。曆の方では正朔といふことが古くは王者の大事であつたから、王が易はると正朔も改めたといふ傳説があつて、『史記』の曆書にも三王の正といふことが書いてある。即夏正は建寅殷正は建丑(夏の十二月を正月とする)周正は建子(夏の十一月を正月とする)といふのであつた。そこ



でこれを三正と稱し、周の次の秦の代には順序として建亥(夏の十月を正月とする)といふことにしたが、漢初之に従つてゐたけれども、やがて武帝は改めて夏正を用ひ、建寅の月を以て歲首としたといふのである。これは立春を正月にする舊曆のことで、『辭源』に従へば此法は永く支那に行はれて清末に及び、民國になつて太陽曆に代るのである。新城博士は「支那上代の紀年に就て」といふ論文(歴史と地理第二十卷一號)の中に於て「夏殷周各一ヶ月宛異リタル曆ヲ制定シテ居ツタトイフ所謂三正論ナドハ古クカラ一般ニ行ハレ今モナホ一部ニハ信ゼラレテ居ルガ我々ハ斷乎トシテ斯ノ如キ謬見ヲ捨テナケレバナラヌ。確證ナキ先入ノ見ニ執ハレテハナラヌ」のであると論破されてゐる。しかしさうした古い三代異尺の説と同じやうな三代異正の説があつて、それが猶漢代にも信せられ、曆の正朔も、尺度も共に夏正や夏の法に従つたといふ事であるのは類似の上からは注意すべき點であらうと考へるのである。曆法に於ても新城博士の説によれば、古い顓頊歴と稱するものでさへ、漢初の頃に稱へられたもので、黄帝歴、夏歴、周歴、魯歴、殷歴など漢代の書に見えるものは何れも上代に假托したものである。事實に於ては上代と何等の關係もないといふことである。(新城博士『戰國秦漢の曆法』參照)。同様に尺の方に於ても勿論夏の如き古い時代にさうした定尺があつたのではなかつたであらう。たゞこの文によつて、漢時三種の尺あるを知ると同時に、尺度を起すに十進法と十二進法とが並び存した

といふことを知りうるのである。

抑も尺は人の體から出たものであるから、最初は五本の指で數へるやうに、十進法であつたであらう。しかし十二といふ一年の間の月の周期を知るに至つて後、律呂尺量、天文現象の類が其の影響をうくるに至つたことは餘程古い。六律六呂、十二律といふことを始め、『淮南子』に十二葉を寸とすかと、暹羅の一尺(寸)が十二寸(寸)より成立するとか、英國の諸等數が十二進法であり、我國では、六尺が一間、三十六町が一里、條里は三十六の坪で一里等といふやうな、十二進法の半分の六が單位になる進み方が傳はつてゐる點から見ても、恐らく秦漢の頃にはさうした十二進法が既にあつたのではないかと思ふ。

秦始皇が數以六爲紀とあるのを見ると或は既に戰國にかうした六又は六の倍數である十二進法が出来てゐたのかもしれない。従つて一尺ざしがあれば、直ちにその十分の二を増した一尺二寸ざしがあつてよいわけであるから、周の古尺が六寸四分であつても、周末にはそれが二寸のびて「八寸」の一尺が出来てゐてさしつかへないことになる。故に唐制一尺二寸を大尺と定めたのも、實は漢代既にこの尺の取り方があつたからであるとしてよい。もし『考工記』玉人の條を周代の語とするならば、鎮圭尺十有二寸といふ事が既にその意味を表はしてゐると考へられる。鄭註に周猶十寸を以て尺となすと云ふ



たのも、何だか尺の建方の上に十進？十二進？といふやうな行違があることを薄々感づいてゐたと考へられる。故に『實驗考』をみると周の古尺の標準は六寸四分の鎮圭尺(壁羨尺)であるけれども、その長さに對して十又二寸の圭(實長曲七寸六分八厘)があつたり、宏壁や大琮の十又二寸のものが出來てゐるのであらう。

蓋し漢の慮僂銅尺といふ實物は實に曲七寸七分餘であるから、この尺は鎮圭尺を基礎とした十又二寸の尺であると思はれる。つまり十二進法を取るといふ習慣に従ひ、十の二だけのびたのである。従つて曲八寸の尺が出來れば、今度はそれに又二寸を加へて曲一尺の尺ができ、つぎに又曲一尺二寸の尺も出來る。即十分の二づつ延びてゆくのである。かやうに考へると『白虎通』の殷法十二寸の意は明になるが、周法八寸といふのが一寸わかりにくい。しかしこの周法八寸といふことは實に十二進法の一變化に過ぎない。何となれば、今鎮圭尺六寸四分がある、これを八寸と見て新に十寸の尺にするためにその十分の二を別に加へて、七寸六分八厘の一尺とするかはりに、八と十の比に換算して四分の五を取つてもよい。すると其算式は、

$$6.4 \times \frac{5}{4} = 8$$

である。そこでこの法から還元して古代の圭や璧から度を起せば、新に曲八寸の尺を復原することが

出來るであらう。丁度さうした八寸の長に合するものがある。之れ實に唐の開元尺である。即唐の小尺で、『隋書律歷志』の晋前尺と稱するもの、我邦の文ぎ又は律尺にあたる者がそれである。

換言すれば十二進法をとるために、もとの尺に十分の二を加へる法が出來たと同時にいつかこの増し方が外割になつて、八分の十にする即四分の五といふ増方も出來てきた。漢代以後の多くの尺は實にこの二者何れかの増方に従つたものであることは、左の六種の延び方と六類の尺を見て明に之を證しうるのである。(附表參照)

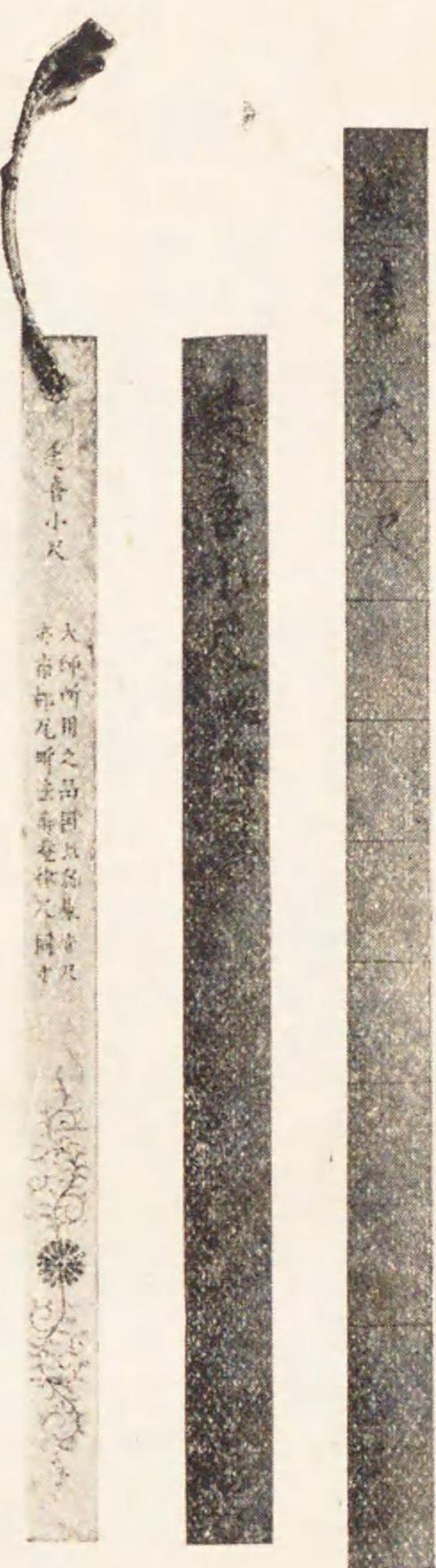
鎮圭尺(菊子)	.....	$6.4 \times \frac{5}{4} = 8$	.....	(開元尺)
開元尺(文ぎ)	.....	$8 \times \frac{5}{4} = 10$	.....	(曲尺)
曲尺	.....	$10 \times \frac{12}{10} = 12$	.....	(高麗尺)
曲尺	.....	$10 \times \frac{5}{4} = 12.5$	.....	(鯨尺)
高麗尺	.....	$1.2 \times \frac{5}{4} = 1.5$	.....	(正倉院木尺)
大尺	.....	$1.5 \times \frac{12}{10} = 1.8$	.....	(滿洲布尺)

でこの延び方は夙に我國にも傳來してゐた。これ又小生の一家言でない。『數學類聚』に、

鯨尺は曲尺を四つにきりて五つよせて一尺とし、吳服尺は曲尺を五つにきりて六つよせて作る、



とある。即前者は $\frac{5}{4}$ で後者は $\frac{12}{10}$ になる。勘者御伽草紙中の尺なをしの章にも、鯨尺を曲尺になをすには八分に割ればしるる也などとある。いづれも十二進法の内割と外割との差にすぎない。其一例として京都帝國大學文學部國史研究室に延喜大尺と稱するものを法壽菴尺から還元すること圖の如き標本がある。圖の左端が延喜小尺即法壽菴尺で右端が所謂延喜大尺(即曲尺)である。してみると尺を



延ばすに至つたのは最初或第 十進法であり、或は十二進法であつた習慣の残りとも見られるのである。

尺ではないが量の方に左

の説がある。即『春秋左氏傳』昭公三年の條に、齊舊四量、豆區輔鐘、四升爲豆、下略とある故に

趙氏曰、周用四營之數、四營爲合、四合爲升、四升爲豆、四豆爲區、四區爲輔、其實一輔則四區計六升四升也。其實一豆則四升、其實一升則四合也。自晉而斛皆以十衍之者乃西漢之量。(漢書律歷志量參照)

と、これによると漢代に入つて十進法となつたので、量の方は周代は四進法であつたことになる。度の方も亦必しも十進と定つてゐなかつたので、別に九寸の尺が現はれるといふこともあつたのであらう。

してみるとこの尺の延び方はかういふ十進か十二進かといふやうな點から、後世十二寸の長さを以て一尺にとるものが出來て、一類から二類、二類から三類と延びたのであらう。その延びた時期は或は周末戰國の間に一度あつた。それを秦が出一旦統一したから、秦漢の間には定尺が出來た。次に漢以後三國南北朝となつて、今度は避遠の地の人民が主權者となるに至つて、この寸延びの尺を用ふるに至つたので、後魏の時尤も長く且亂れたのである。

後魏は鮮卑で大いに中國の文化を重んじ、經學を盛にやつた國であるけれども、尺は上節論じたやうに長い尺を使用してゐた故に一時尺が延びた。ところが、それでは古來慣用の漢人が承知しない。元へ戻さうとしたので太和十九年の詔となり、つゞいて隋唐二代の努力となつたことは前述の通りである。故原勝郎教授は、小生に尺はもとへ戻るものだと教へられたが、誠に其通りで晋末一時の戰亂で度制は延びたけれども直ちに舊に歸らんことをつとめた、其結果唐代文化の確立に至つて再び定尺を得たのである。而もそれが一に歸らないで、周尺と周尺の十又二寸の二種に定まつたことは、誠に當然であつたのである。唐以後大體に尺に變化がないといふ事は漢人の文化が、こゝに至つて愈確立したことを語るものである。さうしてかうした中國の動靜に伴つて文化の移動が行はるゝや、自からこの長い尺又は短い尺が遠い邊陲から邊陲へと行渡つたものであらう。



今さうした尺の分布區域を見ると、第一に朝鮮である。こゝは古くは長尺であつたらしいが、後の李朝になつて、周尺を量地の基とした。其長さは河合弘民氏によれば曲六寸六分であると證されてゐる。しかし別に民間布帛尺があつて滿洲と同じく大尺を用ひて、日韓併合に及んで來た。又我國では最初高麗尺を用ひたが、和銅六年以後唐制によつて曲尺を令の小尺とし(註唐では小尺は八寸の尺、大尺は曲尺である)高麗尺を令の大尺として併用したのであるが、別に鯨尺が布帛尺として用ひられてゐた。

更に南の方を見ると安南では十進法で *1 tone* といふのが現行一尺で曲一尺五寸五分一厘(四七〇耗)の實長を有してゐるし、交趾支那では *1 tone* が曲一尺三九九二、にあたり、暹羅では *1 sok* 即一尺といふのが曲一尺六寸七分六厘四毛の實長があり、其二分一に *1 kha* といふ八寸三分八厘餘の「もさし」があつて、しかも其 *1 kha* は十二寸(*jin*)から成立してゐるといふ面白い事實がある。蘭領印度ボルネオ島では、古尺は今日用ひるものがないから明かでない。

安南の隣の緬甸、こゝは支那と中世になつて交渉があつたから、或は尺が傳播したかもしれぬと調べてみると、安南や暹羅の如く言語の上からでも類似を考へしめるやうな *tone* 又は *sok* といふやうな言葉がない。即ビルマの一尺は、*tain* といつて曲一尺五〇八七六で長尺に類するが、それは十八

*pulgat*(寸)の長であり、又別に *Saundang* or *Sading* といふ曲一尺八寸四四といふのがあつて、これ又第八類に類するが、それはこの國での二十二寸のさしである。してみると其根本の單位の寸からして違つてゐる故に、この尺を單に長さから見て支那の影響だとはいへぬのである。更にベンガルまでゆくと分寸尺の進み方が、全く違つて *1 jao*(二分)を目盛にとつてその三倍が *1 ungli*、曲六分二八六五にあり、更にその三倍が *1 sital*、曲一寸八八五九五となり、今度はその八倍で *1 Hala*、曲一尺五〇八七六といふ尺及其二倍の三尺さしになるのである。これは其の進み方からみても全く支那のものではない。明に異種の文化に生じたことを示してゐる。それから波斯では、印度に似た曲三尺一二八四の尺を用ひ、亞細亞トルコなども一八九六年前は二尺二四四四乃至二尺四七五の長尺を用ひてゐたので支那尺とは全く別の性質をしめしてゐるのである。

之を要するに支那尺は黄河楊子江の平原を中心として、東は日本朝鮮に用ひられ、南は安南暹羅に及んだものであり、北は黒龍江省に廣がり、嫩江や愛琿、吉林省の極北、綏遠などでは支那の部尺に二寸延びた高麗尺類似の長尺を用ひてゐる。しかし黒龍江省の中でも羅北や呼瑪にゆくと露國製 *ashim* 曲二尺三四六九六を用ひる。これは十六 *Vershok*(寸)の一尺さしである。*Vershok* の單位の起原は明でないけれども、それが支那尺とは全く異類であることは、十六進法といふ事實からみても確實であ



る。

かやうに述べてくると、支那の文化の力が過去に於て、もしくは現在に於て波及し得た範囲に限つてのみ、この支那式の尺が行はれてゐるといふことになるので、少しでも其地域に獨立性がある場合には、同じ支那尺でも、其寸の延びが違ふのである。現に東部内蒙古では支那尺の一尺一寸が流通してゐる（滿鐵調査資料第四十編参照。）してみるとこの尺の分布は、過去及現在に於て支那文化の力強い波及の範囲を示めすものであると同時に、其中央からの波及の時期如何によつて、各大小長短の差等ある尺を今日に傳へた事を斷言してよいと思ふ。最後に日支尺度比較表をのせて八種の尺の延び方を表示するであらう。

日支尺度比較表

類	標準の長	延長の數	日本尺	同類尺
I	曲六寸四分 周鎮圭尺	0.64	御府周尺 菊ざし 0,640 一畝、耗	周劍尺 徐光啓周尺 朝鮮周尺 0,635 0,630 0,625 一畝、耗 1,91
文	0,800	二畝、五	漢建初尺 0,755	二畝、八
穀山尺	0,760	三畝、0	晉前尺 0,800	二畝、五

尺  
度  
考

IV	III	II
曲一尺 かれざし 三〇三耗	曲九寸 住吉尺	曲八寸 もんぎ
$0.8 \times \frac{5}{4} = 1.0$	$0.8 + 0.1 = 0.9$	$0.64 \times \frac{112}{10} = 0.768$ $0.64 \times \frac{5}{4} = 0.8$
曲尺 1 正倉院牙尺 1 同牙尺 1 同牙尺 2 享保尺 2 木匠又四郎尺	住吉尺 内藤博士藏尺	高野尺 金蓮院尺 榎尾尺 泉涌寺尺 大安寺尺 法壽菴尺 長福寺尺
1,000 1,000 1,000 1,000 1,000	0,900 0,913	0,760 0,800 0,820 0,830 0,840 0,850 0,860
3,000,000 3,500,000 3,000,000 3,000,000 3,000,000	△七、六、八 二七、二	田父玉尺 開元尺 梁表尺 漢官尺 王莽銅尺 杜薊尺 渾儀尺 晉後尺 宋氏尺?
△四川俗間尺	律呂水尺	0,856 0,850 0,844 0,838 0,832 0,826 0,820 0,814 0,808 0,802
1,050	0,948	0,852 0,846 0,840 0,834 0,828 0,822 0,816 0,810 0,804 0,798
3,800	二七、0	二五、八、0 二五、九、六 二六、0、0 二六、一、五 二六、二、0 二六、三、0 二六、四、0 二六、五、0 二六、六、0 二六、七、0 二六、八、0

九三

九二



備	VIII	VII	VI	V	2折衷尺	東魏尺
	曲一尺八寸 (布尺)	曲一尺五寸 (木尺)	曲一尺二寸五分 くぢら	曲一尺二寸 高麗尺		
	$1.5 \times \frac{12}{10} = 1.8$	$1.2 \times \frac{5}{4} = 1.5$	$1 \times \frac{5}{4} = 1.25$	$1 \times \frac{12}{10} = 1.2$	1,000	1,100
晋前尺八寸好古日録による。唐大尺は最上徳内による	(無)	正倉院木尺 一、五〇 △四四、〇〇	高倉家裁衣尺 一、二五〇 鯨尺 一、二五〇 三八〇、〇〇	高麗尺 一、二〇〇 三八四、〇〇	3,000	3,600
△實物について測定せるもの其他隋書律歷志及狩谷校齋に従ふ	△朝鮮布尺 一、八〇五 ×滿洲布尺 一、六八九 ×鐵嶺布尺 二、〇四二 *暹羅一ツク 一、六六四 五〇八、〇	*安南一トク 一、五五一 四七〇、〇 ×七尺五寸の弓 一、五〇〇 四五六、〇	×六尺五寸の弓 一、三〇〇 三九四、〇 (工部尺一尺三寸)			

考	附記
	<p>1. 黑板勝美氏に従ふ 2. 明治四十三年農商務省検定に従ふ ? 宋氏尺及晋後尺は二類と三類との中間に屬す</p> <p>×推定及報告によるもの * Blockhuys: Modern Metric Units に従ふ</p>

本表は主として標準尺を選んで、その延長の數を明にしたものである。従つてその同類尺としては、實測した確實な記録があるもの、又は予の測定したもののみを限つて記入した。しかし讀者にしてもしも狩谷校齋の「度量權衡考」にのせたあらゆる支那尺。もしくは近頃の「關東廳要覽」に出てゐる衣尺(鈔尺又は小尺)、官尺(蘇尺又は魯班尺) 枋尺等の長さの明かなものをこの表中に挿入して下さるならば、すべてがこの八類の中に都合よく入るであらうことを確言する。同書枋尺の解説に「枋尺ハ我邦ノ曲尺ト、其外形ナ同ジクスルモ、長枝ニ目盛ナキト、裏目盛ナキガ異ナリ。主トシテ短枝ノミヲ使用スルガ如シ。角度ハ内角ノミヲ使用ス。而シテ長枝短枝ノ割合ハ、一尺二寸ニ八寸、一尺七寸ニ一尺、一尺ニ五六寸位ナリ。用途ハ主トシテ木匠用ナリ。枋尺ノ一尺ハ、約我邦直尺一尺トス」

とあるが、昭和三年十二月予は漢口に遊んで、實にこの枋尺なるものを見た。木製の「コ」字形のもので、短枝の一方のみ白い角製の目盛がつけてあつたが、いかにもそれが八寸であつた。我國木匠用の鐵尺も亦、不思議に短枝八寸、長枝一尺六寸の制である。しかもその八寸の短枝の目盛は、その長さが漢口でも、大連でも、我國にも共通するのである。昨夏予が朝鮮蔚山で訪れた鮮人木匠は、日本の曲尺(現行のもの)を用ひ、これは昔の尺とかはりませんといつた。日支韓を通じて、其形式が似ると同時に、其の長さがひとしい唐大尺であることに關して、尠からぬ感興をもつたことである。かゝる事實は、併せて本論考の有力な例證であるから、こゝに其梗概を附記する。



第二篇  
里程考



## 第一里と地圖

上來述ぶる所によつて、尺の漸長した道筋を明にし得たことゝ信ずる。そこで序に日本や支那で用ゆる里といふものゝ長さは、尺の變化に伴つてどうなつたかと考へてみたい。但しこの里といふ言葉の中には單に長さの度を表示するのみでなく、土地の面積をしめす意味もある。例令へば我國の條里の制では、一里といへば方六町であるのに、長さの方では一里は三十六町といふやうに慣行されてゐるのであるが、この後の長さの度は、恐らく條里の一里の面積が三十六方町あるところから導かれたものであらう。元來支那での里といふものは三十六町などゝいふ長いものでは無い。我國でも、四國の八十八ヶ所を遍歴すると、その路の長さは三十六町でなくて、五十町一里といふものがある。これ實に彼の國の風を學んで五町そこそこの一里を制定したが、後に其十倍を取つて一里と見るやうになつた結果で、やがて古い制度の殘存した面影を示めすのである。最初から五十町もある長い線路を一里と定めたものではなかつた。そこでかうした *Lineal Measurement* としての一里といふことを考へるに當つても、やはり尺度考に取つた例に倣つて、まづ支那に於ける里長の變遷を調べて見ることにす



る。

さうしてこれが支那の地圖などを考證したり、地志などの記録を検覈する上に極めて必要であることは既述した通りである。

光緒十六年(西紀一八九〇年)三月に出來た『三省黃河全圖』を見ると、その初めの方に述意十二條があるその中に、

康熙三十九年。直隸總督王新命。以修理永定河繪圖呈進。聖祖披閱指問曰、此圖曲折闊狹與河形不符。如一百八十丈爲一里。則以尺爲丈。或以寸爲丈。更或以分釐爲丈尺。量其遠近。按尺寸。繪之方與河形相符一覽了然。今爾此圖皆意度爲之、未見明確。著別繪圖呈覽。

五十年又諭大學士等。天上度數俱從地之寬大脗合。以周時尺算之天上一度、卽有地上二百五十里。以今時之尺算之天上一度、卽有地上二百里。自古以來繪輿圖者、俱不依照天上之度數、以推算地理之遠近、故差誤者多。前特差能善畫之人、將東北一帶山川地理、俱照天上度數推算、詳加繪圖云々と記してある。蓋しこの文字は支那の地圖學に對して新らしい指針を敕諭によつて定めたものである。康熙三十九年、舊來の法によつて作成呈覽した地圖が、どうも甘く地形に脗合しないから、別に繪圖を書き直されたのが第一段の記事で、次ぎに新たに天上の度數に合ふやうな里數を敕諭したのである。

卽聖祖の示めす所に從へば、周時の尺算(卽周尺で一里の長さ百八十丈)によると、一度は二百五十里である。しかし今の尺にすると一度は二百里である。古代の地圖は天上の度數を測定してゐないから誤差が多い。故に今後は天上の度數に合するやうな地圖をつくれ、又現に東北山川一帶に、さうした地圖をつくらしてゐるのだとの言である。

いかにも康熙五十年頃丁度この敕諭の出た時分に、耶蘇教士等に命じて新らしい東三省方面の地圖をつくらしてゐたのである。従つてこの敕諭に現はれた一度二百五十里といふことは聖祖が考へ出したことではなくて、實は既に耶蘇教士等が、支那人の慣用してゐる支那里から換算して、經緯度一度の長さを二百五十里だといつてゐたのであるらしい。

雍正乾隆頃に支那の大官で、保和大學士張廷玉といふ人がある。康熙、雍正、乾隆三朝の治平に歴仕した學者で、この人が總裁となつて明史をつくつたのである。明史の出來上りは乾隆四年である。張廷玉の進士登第は康熙三十九年であつたから、この五十年頃には既に一廉の學者であつた。さうした修史の學者たちの間には、既に一度二百五十里は明知の事實であつたに違ひない。何となればその明史の『天文志』に、明に西洋人利瑪竇等が中國に入つてから天文曆算の學が精しくなつたとのべ、其言によると地は圓い、南行二百五十里、則北極低一度、北行二百五十里、則北極高一度であると書い



であるからである。

しかしさうした明史『天文志』のまだ世に出ない時に、早くかうした敕諭が出て明に地圖學上の一指針をしめたのであるから、之を康熙帝の敕定の數であると考へて差支がない。

然らば清初の部尺は果して二百里一度といふ數に適合するかどうかと調べてみると、どうも明かにさうだと云へない。

『本朝度量權衡考』には、聖祖康熙帝の時に縱黍尺を新定した(大清會典)ことをのべ、「縱黍今尺は曲一尺〇六分である。其今尺の長さ明營造尺と全く同じ」とのべてゐるから、狩谷掖齋の見た清初の新尺は曲一尺〇六分、即三二一耗内外であつた物と見てよい。これと同時に、清末の一尺も亦三十二耗であるから、前後變化がないのであつて其間多少の出入しかなかつた筈である。

そこでもしこの數によつて二百里を取れば、

$$321 \times 1800 \times 200 = 1152600 \text{ 米}$$

となつて赤道周の一度の長さに甘く適合しない。もし天上の度數に適合するやうな一尺が、今尺であつたとすれば、もう少し短かい尺であつた筈である。

従つて清朝には、三百〇九密理米突を、今の一尺だといふ説があつて(後節御製數理精蘊)、之を以

て尺度に適當する尺の長さだと記してゐるものがある。

もし三百〇九耗を一尺として、百八十丈一里の二百倍をとるならば、一度はいかにも百十一耗二四となるので、凡そ天度に符合してくる。

さうすると聖祖のこの敕諭は明以來の慣行を無視して、新に尺の長さを地圖の上から敕定したことになつたのである。これは餘程面白いことで、地球の大圏とか子午圏とかいふものを基礎にして、其三百六十分一に甘く割りあてらるゝ里の長さから、尺の長さを計算し直したといふ事實になるのである。

巴里を通ずる子午圏の長さを計算し、その四千萬分一の長さを以て一米突と定めた所謂メートル法の制定が、佛國で一七九九年十二月十日の發令であつて、かのナポレオンが首班執政であつた時のことであつたとすれば、康熙五十年は西紀一七一一年、凡そ九十年も早い時に、既にさうした大圏の長さといふものを基礎に考へて Linear Measurement を定めた所に、一日の長があるとせねばならぬ。しかしこの天上の一度に相當しての一尺の長さが、この敕諭以後に於て日用の尺として頒布されたのではなかつた。故に米突法が一八〇一年以後、佛蘭西で強制された如く、有力に且實際に使用されたのではない。従つて聖祖はたゞ地圖に限つて、かやうに敕定したのであつたと見てよいらしい。



光緒年間に出来た『三省黄河全圖』凡例にも、この事を更らに分明にした文句で、二百里が一度に該當する所以を述べてゐるのである。

文に曰く、

地球周七萬二千里、分爲三百六十度、南北緯每度二百里。東西經惟赤道每度二百里。漸近兩極則漸狹、茲圖推測經緯、盈縮悉與尺度相符。

とある、地球周圍を概算七萬二千里と見て、まづかやうの里長にしたものであつた。

支那の人がかやうに地球の周圍がいくらあるか、南北緯度の間隔がいくらかといふやうな科學的の知識を求めらるやうになつたのは、必しも聖祖に始まつたことではなく、唐代開元十二年(西紀七二四年)に既に南宮説の觀測がある。舊唐書『天文志』には、

大率三百五十一里八十歩而極差一度、極之遠近異、則黃道軌景固隨而變矣

といふ文句までのつてゐるのである。即ち北極星の高度を天測して一度の差が支那の當時の里で三百五十一里八十歩と計算もされ報告もされてゐたのである。しかるに聖祖は周時の尺算を以てすれば、一度は二百五十里と斷言してゐるので、この兩者の間に既に百里からの伸縮がある、この際直ちに南宮説の計算には誤があり、聖祖の言には何等の誤謬がないと斷定してしまふわけにはいかぬ。一應考察

して見る必要があらうと思ふ。で先づ支那の地圖といふものに就て、簡單に解説することから始めてみよう。

ずつと古い時代に支那に土地の圖があつた。それには地域の廣さをはじめ、山林、川澤、丘陵等の地形地物が記されてゐて、之れによつて邦國を分ち都鄙を經營することが行はれたらしい。併し實際はどうであつたか、不明であるが、『周官大司徒』の章には、

大司徒之職、掌建邦之土地圖與其人民之數、以佐王安擾邦國。以天下土地之圖、周知九州之地域廣輪之數、辨其山林、川澤、丘陵、墳衍、原隰之名物。而辨其邦國、都鄙之數、制其畿疆、而溝封之。設其社稷之壇、而樹之田主、各以其野之所宜木、遂以名其社與其野。と、

いかにも立派に書いてある。このことが後世にも影響したことは後篇に於て明になるが、かやうに夙に地圖があつたから、燕の太子は督亢之地圖を荆軻に渡したといひ、漢初になると蕭何は秦の圖書を得て之を石渠閣に藏して政治の用に具へ、(我國ではこの類の地圖を圖籍といつた)武帝は又嘗て古圖書を案じて河の出る所に名けたと稱せらるゝから其利用の程度は非常に進んでゐたのである。其後後漢の明帝は永平十三年(西紀七〇年)王景をして河道を修理せしめた記事の中にも、彼に『山海經』、『河

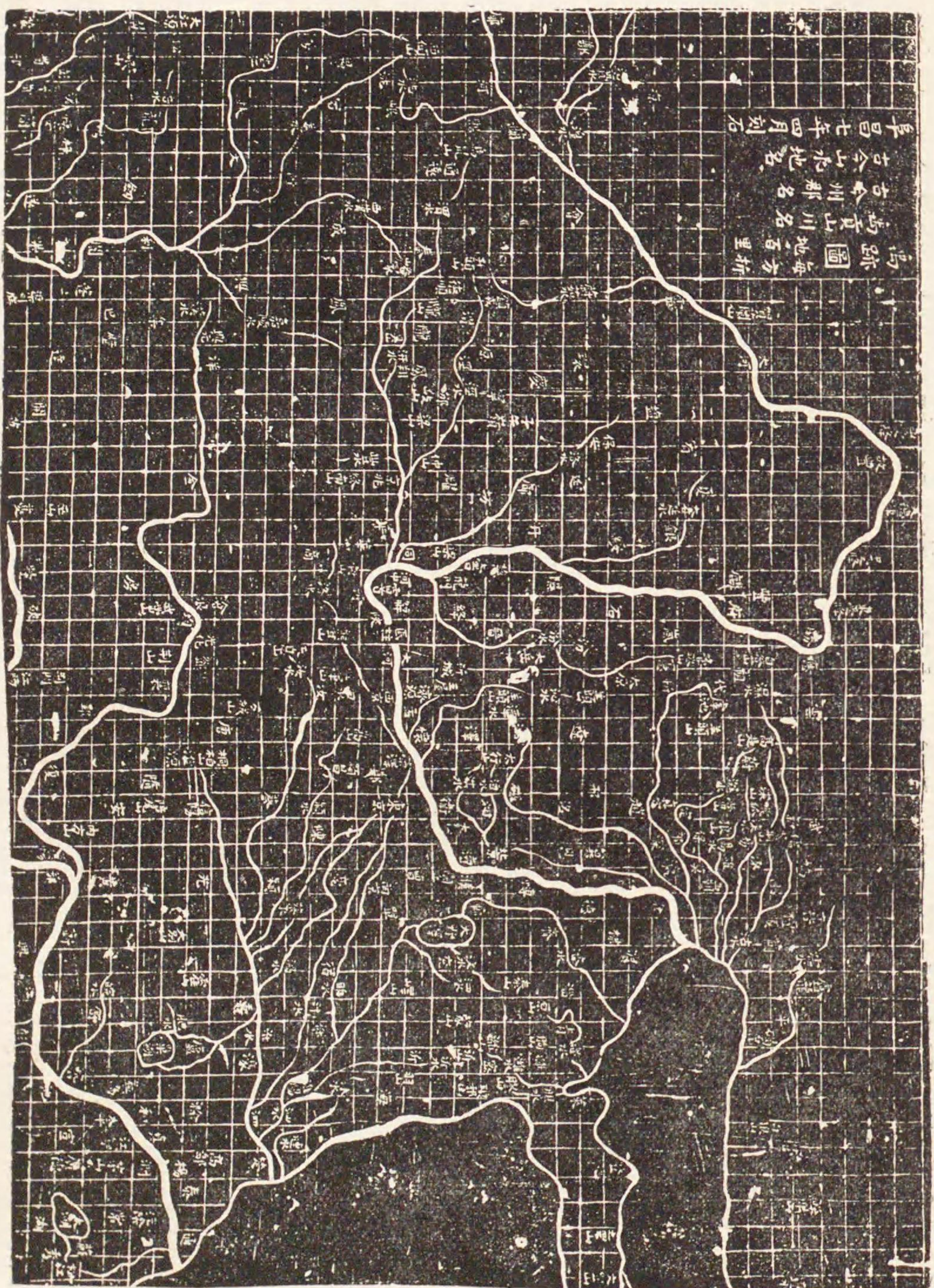


渠書』、禹貢圖及錢帛を給ふたとある。(後漢書王景列傳)。唐代まで下ると開元年間には南宮説の上述べた天文觀測があつた位であるから、其後徳宗の頃に出た賈耽の地圖といふものは餘程立派なものであつた。就中、貞元十七年に彼の有名な『海内華夷圖』一軸、及『古今郡國縣道四夷述』四十卷が出来上つた。この書の編纂事情は、新唐書にのせた上表を見るとわかる。其文句の中に

謹令工人畫海内華夷圖一軸、廣三丈從三丈三尺、率以二寸折成三百里。

とある。故にこの地圖は大凡百五十萬分一の分數で、一寸方格百里の縦横區畫の線をもつた地圖であつたことは明である。不幸にしてこの圖は今傳はらぬけれども、この後になつて阜昌七年四月刻石の銘のある禹跡圖といふものが出来た(西紀一一三七年)、それによつて『賈耽華夷圖』の面影がわかる。恩師小川琢治博士は『地學雜誌』第廿二年、二五八—二六〇號の三回に互つて、「西洋交通以前の支那地圖に就て」といふ論説をかゝれてゐるが、その中で、特に後述する裴秀や、賈耽の効績を推獎され、更らにこの『阜昌圖』について、それが裴秀の製圖法、賈耽の『華夷圖』の流を汲むものであることを斷言せられてゐる。予は讀者の同書を參照せられんことを乞ふものである。

この刻石は現に西安碑林の中に置かれてゐる。拓本による圖形は第十圖の如きもので、幅三尺五寸縦三尺六寸五分の大きさである。さうして其一方格は開元尺の方五分にあたつて、それが百里四方を現



第十圖 阜昌石刻禹跡圖 (現存せる支那最古の方格圖)



はしてゐる。勿論刻石であるから自から細密なるを得ないので、ホンノ支那本部の略圖素描に過ぎないけれども、『關中金石記』(畢沅著)が宋以前相傳の舊を傳へたものと推奨する程で、いかにも古記録に對稱して誤りが少い。蓋し支那古地圖現存中の白眉である。又この地圖は西安の學堂で教授の用に供したものでらしく、この圖の石刻と相竝んでも一つ華夷圖と稱せらるる石刻がある。其出來たのはやはり阜昌七年であるが、少しく後くれたことはその記事の中に、阜昌七年十月朔、岐學上石、とあるによつて證される。西安の學堂即岐學でこれを作つたといふ意味である。禹跡圖に并んで賈耽の華夷圖を摸したことはやはり文中に、

唐賈魏公圖所載凡數百餘國、今取其著聞者載之。

と明記してあるによつて證される。さうした意味で重要な金石文ではあるが、この方は方格もないし、且地形も正しくない、到底前者の正確な地形に及ばない。

其後の支那の地圖學は一向はかばかしいものを残さないが、やがて明代になつて羅洪先の廣輿圖が出るのである。これはその圖の序文によつて見ると、原本は臨川朱思本の舊圖である。朱氏は篤學の人で古書をあさつて至大辛亥(西紀一三二一)より延祐庚申(西紀一三三〇)に至る十年の歳月をつくして作つたのであつたが、其圖長廣七尺卷紆に不便であつたから、羅洪先が編目を改めてこの圖にした

といふ。朱圖も亦方格式で、縱横畫界五十里を以て一方と爲したものであつた。

今之を今日坊間に板行する所の類書に見ると、すべて何れも方格圖なるものである。さてこの方格なるものは、地球を平面と見て、東西南北の距離を里數に合して註記したものである。其方格には或は五十里、或は四十里といろく大小がある。之をプロセクションの上から見ると決して進歩したものでなく、阜昌圖以上に出たものではない。蓋し支那の地學は、中世に於て或は唐代に既にこの方格式地圖をつくるまでに進歩したが、以後そのまゝに停滯したものと見てよいらしい。

かうした歴代の地圖學の跡をうけて、明末になると耶蘇教士の支那に來るものが多く、就中有名な利瑪竇がやつてきて、はじめて支那の天文曆算の學に大變化を與へたのであつた。

この事は『明史天文志』に明にされてゐる。曰く

明神宗時西洋人利瑪竇等入中國、精於天文曆算之學、發微 闡奧、運算製器、前此未嘗有也、  
 茲に其要論を擧ると記した文の中に、

其言地圓也、曰地居天中 其體渾圓、與尺度相應、中國當赤道之北、故北極常現、南極常隱。南行二百五十里、則北極低一度。北行二百五十里則北極高一度。東西亦然、亦二百五十里差一度也。以周天度計之、知地之全周爲九萬里也



とある。この文字の中で東西一度の差が亦二百五十里也とあることは、これは赤道周に限つての場合で、赤道から北又は南するにつれて漸狭する筈である。其れにも不拘、こゝに其意味が記されてゐないのは、或は之を書いた學者に、まだそのことが理解されてゐなかつた爲めかもしれぬ。古い支那の方格圖は東西、南北、すべて平板と考へて書いたもので、僞メルカトル圖形に似た傾があり、全く球面をプロゼクトするといふ考がない。従つてさうした地圖學上の知識に従つてまづかやうに記載したと考へてよいらしい。

しかし、とにかく明史記す通り、この際地が球であるといふ觀念を學んだ以上、地圖はもはや、過去の方格圖ではあり得ない。茲に於てか支那人の中に所謂地球としての世界圖が考案されねばならぬやうになつた。

所がその支那の世界圖なるものも、亦この利瑪竇の將來にはじまる、恐らく利氏のこの世界圖がかうした方面で、明人否東洋人の眼を開いた導火線であつたのであらう。

利瑪竇は西紀一五二五年の生れで、長じて印度のゴア<sup>Goa</sup>に來たのが一五七八年九月、その澳門についたのが一五八二年八月七日(萬曆十年七月二十日)である。翌年、肇慶府に教會を立てたが、支那人がその堂に入つて、壁間掲ぐる所の世界圖を見てびつくりしたので、やがてそれが兩廣總督に知ら

れ、その命令で利瑪竇の漢譯世界圖が出來、支那を中心に置いた楕圓形のプロゼクションをもつ世界全圖が出來たのである。京都帝國大學所藏の坤輿萬國全圖はその一本で、實に萬曆壬寅(三十年)版である。この以後東洋に於て楕圓形の世界圖や、メルカトル圖式に似た世界地圖や、更に球二つで世界を現はす全圖などが出來るやうになつた。上海徐家匯天主堂附屬圖書館で、予の一見した「康熙甲寅(西紀一六七四) 歲日躔<sup>天</sup>訛訾<sup>之</sup>次、治理曆法、極西南懷仁立法」と記した坤輿全圖はこの例である。

筆者が先年朝鮮京城學務課で見た坤輿全圖は實にこの康熙圖を摸刻した兩半球圖で、「治理曆法、極西南懷仁立法」、「咸豐庚申降婁海東重刊」とあるから西紀一千八百六十年の刻板である。二百年の後日になつて、利瑪竇の地圖よりもあまり進んでゐない南懷仁のものを重刊した事實によつて、半島學問の停滯さを知ることが出來るのであつた。しかしさうした世界知識が廣くなり、地圖といふものがプロゼクションに合すべきものであることが明に知られて、然る後時代は清朝に入つたのである。

そこで英邁な聖祖は、とても舊來の支那の繪法では駄目と知つたので、康熙四十六年(西紀一七〇八年)七月四日 Fartoux, Bouvet, Regis とさふ三名の耶蘇教士に命じて、萬里長城を測定せしめたが、その翌年には Regis, Fartoux の外に Fridelli といふ教士を併せ聘し、この三名に遼東方面の測量繪圖をかゝしたものである。これら三名の『三省黃河全圖』述意康熙五十年の條に、



前キニ特ニ善畫ヲ能スル人ヲ差シ、將ニ東北一帶ノ山川地理、俱ニ天上ノ度数ニ照シテ推算シ詳ニ繪圖ニ加ヘシム。

と敕した所以である。當時聖祖の命によつて、各省の地圖測量に従事した教士共を、

Anville, d': *Nouvel Atlas de la China* の記事によつてみると、前記四名の外に猶 *Cardoso*. *Tartre*. *de Maille*. *Hender*. の四人が之に参加し手分けして、支那各省を測量探訪し、一千七百十六年になつて一旦北京に集合し各省別圖と支那總圖との二本を奉呈したのである。その時は丁度康熙五十七年であつた。

そこでこの康熙五十年代の繪測に當つて、聖祖は禹跡圖以後、永く支那地圖に用ひられた方格を採用して、近似數をとり一度二百里の尺算にしたのである。さうすると百里ごとにひいた方格の横線がかの洋法の緯度毎三十分の線に合致する。分數尺がなくとも一見して距離を讀むことが出来るといふ便利がある。これは聖祖のやうな好學の君主の行爲として、餘程面白いことであると考へらるゝ點である。

さてこの圖は後に『中外一統輿圖』となつて版行されるものであるが、同書の序文には、

明人惟朱思本圖。爲唐順之(賈耽)等所不及。然世不多見、至我仁皇帝、天縱聖神、乃復晉裴氏所言繪

圖之法。故康熙中二圖、上系天度毫髮合符。

と記し、敢て外人の手を借つたことを述べてゐないが、この文中の晋の裴氏とあるのは三國時代の人で名を秀といひ、魏に仕へて黃門侍郎散騎常侍になつた人である。學を好んで禹跡の地圖をつくつたのであるが、『禹貢錐指』にも、同氏の所論を推獎して措かない。

裴氏序云(晋書裴秀傳)

制圖之體有六一曰分率、所以辨廣輪之度也。二曰準望、所以正彼此之體也。三曰道里、所以定所由之數也。四曰高下、五曰方邪、六曰迂直。此三者各因地制宜所以校夷險之異也。有圖象而無分率則無以審遠近之差。有分率而無準望、則得之於一隅必失之於他方。有準望而無道里。則施於山海絕隔之地不能以相通。有道里而無高下方邪迂直之校、則徑路之數、必與遠近之實相違、失準望之正矣。とある。いかにも支那の製圖學が餘程進歩したものである事を示してゐる。『禹貢錐指』の著者胡渭はこの學を以て、これは三代の絶學で、裴氏が之を秦漢の後に繼いだものであると説いた。三代の絶學とは實に大司徒の土地之圖のことである。こゝにいふ分率といふのは計里畫方のこと、即每方百里又は五十里などいふことゝ同じである。即一種のプロセクシヨンの考である。準望とは方位を正すものであり、道里とは人跡經由の路である。高下、方邪、迂直、すべてこれ地形の表現に注意するべきも



のである。

もし果して裴氏の序の通り、さうした製圖學上の知識が發達してゐたとすれば、その出來上つた方格圖は、之を今日の地形に比べて甚しき誤差を生じないものでなければならぬのであるが、不幸にして裴氏の圖は今日に傳はらないで、僅に阜昌の石刻によつて、分率準望の精密さを想像しうるのである。そこで實物はともかく、かうした立派な議論が書かれてあるので、かやうに康熙帝が、その所謂繪圖之法を復したと記したのであらう。

しかしもしこの裴氏の繪圖の法の結果が、阜昌圖の程度であつたとすれば、之を西洋近世の製圖に比すれば、一段の遜色があるともみてよい。けれどもかうした古傳の繪圖の法があつたればこそ、康熙年代に耶蘇教士僅かに八名位の小人數が西紀一七〇八年——一七一六年まで、これ又僅かに八年の間に、各省別の測圖が出來たと見ねばならぬ。してみると聖祖の自慢も少しは許されると見られる。蓋し支那では古くからの、各省、又は州縣に天下土地之圖の類があつたので、教士共もよつて以て地方圖を纏めやすかつたものであつたらしい。

そこでこの一統圖の出來上りは百里方格で、緯度三十分づゝに合致せしめ、經度の方は極地に進むに従つて狭くなるから、北京を中度とした梯形プロセクションになつてゐる。一種の間に合せのプロセクションであるために、必ずしも正確な地形圖にはなつてゐないけれども康熙以後三百年の今日になつても、支那全體を通じて、まとまつた測繪の事が行はれないから、やはりこの一統圖は、支那地理學の有力な唯一の參考書である。

とにかく支那では開關以來の立派な地圖が、この時に出來たのであつた。そこでこの耶蘇教士等がつくつた地圖を種本として、佛國の *d'Anville* が支那圖を巴里で出版したのである。時に西紀一七一八年であつた。すると其翌年にはこのダンヴェルの英譯が *Du Halde* の手によつて倫敦で出版された。その本の名は *La description de l'Empire de la Chine & de la Tartarie* といひ、その一七五三年版が京大圖書館にもある。此書によると一度を『中外一統圖』の如く二百里の分數尺でのせてゐないで、一度を二百五十里としてゐる。蓋し多くの耶蘇教士が、支那各地で實際に調査した里の長さに従つたものであつて、敢て聖祖の敕定に従はなかつたものと見てよい。これは地圖を實際慣用の里數で讀む上からは當然の措置である。繪圖の方としては或はこの敕諭が清朝一代の間は遵奉されたとしても、民間の里數を之によつて變更することは出來ないのが自然であるからである。

してみると聖祖以前の支那里はまづ一度を二百五十里と見るものであつたとしてよい。果して然らば、この一度二百五十里に該當する里の長さは果して聖祖の云ふ通り周時の尺算であるかどうか。



さきにも述べた通り周尺は我國の曲八寸であるとする、其の一尺の實長は二四二・五耗である。もしその百八十丈を以て一里だとすれば、一里の長さは、

$$242.5 \times 1800 = 436.32 \text{ 米}$$

となるから、その二百五十里は、

$$436.32 \times 250 = 109080 \text{ 米}$$

となる。地球の緯度一度の幅は赤道に於て凡百一十斤三一と概算せらるると同時に、支那の中原を通過する北緯三十五度邊で緯線一度の距離は、凡九一二八〇米である。まづ百斤見當が一度の間隔になるのである。従つて周尺の一度はこれに近いことになるであらう。

しかも其周尺なるものは漢時の尺であつて、それが唐代にも認定され、尺の標準(小尺)として立法上に明記されてゐたといふやうな前編既述の事實から考へると、いかにも支那の中原、黄河に近い地域では聖祖の言の詐でないことが首肯されることになる。

果して然らばこの周尺の百八十丈一里といふことが、秦漢以後の里の長さとして變化しないで、康熙の頃迄も遵奉されてゐたかどうか。中世に於て地割の方では尺に延びのはげしいのが現はれて、大小長短各種の歩尺が、清朝の初め猶各省の間に用ひられてゐたこともあり、唐代山東には大尺の流行

することなどもあつて、いろいろの變化があつたにも拘はらず *lineal Measurement* としての一里には少しもその長尺が影響しなかつたかどうか。

康熙帝や乾隆帝は歴代の帝王の中でも一廉の學者であつて、前代の考證には中々一見識を立てた人々である。さうした學者の説であるとするれば、この敕諭は滿更の暴論ではないらしい、果してどうかと尋ねて見たくなるであらう。

『御製數理精蘊』にも、

里法則三百六十步、計百八十丈爲一里。古稱在天一度在地二百五十里。

以今尺驗之、在天一度在地二百里、算學家李善蘭、曾遵此法、用赤道周密率推算、推得英尺一幅地合營造尺九寸八分五釐七毛七糸、則營造尺一尺應合法三百〇九密理米突。西國師船圖考中、有中西度量權衡表一卷、大率准此。

とある。

どこまでも一度二百里を新法としてゐるが、『辭源』の附説にも左の如く記してゐる。

法國米突尺、爲地球子午周四千萬分之一、中國營造尺、爲地球子午周、一萬二千九百六十萬分之一。(依



一百八十丈爲里、二百里爲度、三百六十度爲周天推算。兩相比較。則一米突等於三尺二寸四分、此於學理最爲確當。

となしてゐる。これ實に聖祖敕諭の制である。しかし事實上一米突は三尺二寸四分、換言すれば一尺が三百〇九密理米突といふ風に確當はしないので、支那尺の一尺は Modern Metrical Units の計算に従へば貿易上の取引に三百十七・五耗とあり、清末になると、一尺を三百二十耗だとするやうに變化してゐる。茲に於てか聖祖の二百五十里説は結局妥當でないことになつてしまつたのであるが、この一尺三十二糲の尺は、中華民國四年一月六日の公布の令によつて、現行の支那尺と定まつたものである。『辭源』附説に曰く、

前清末年定畫一新制。以一米突、合三尺一寸二分五厘、以一尺、合三十二糲。此比較數。核諸子午周不能相通。然兩數皆能適絕、亦稱便利。

といかにもその通り便利であるから、子午周に合ふとか、合はぬといふことを度外視したのであらう。故に、

民國權度法、於四年一月六日公布、有所謂萬國權度通制者、即米突制也。有所謂營造尺庫平制者、即前清新制也。故公尺(米突)與營造尺之比較、仍採用三尺一寸二分五釐與三十二糲之數。

と論じてゐる。かくて結局聖祖の敕定は、實際の上には用ひられないことになつたのであるが、しかし古い二百五十里の方はどうなつたか、ダンヅキルの支那圖に之を用ひた理由としての古い制度の里にどういふ變化があつたか、或は聖祖の云はれる通り、秦漢以來、否或は周代からして里に變化がないか。之を繪圖の上から見ると、八寸の尺で事實上二百五十里に近いから、或は變化がないかもしれない。とにかくこれを肯定するにしても、否定するにしても、予はこの點に於て、今度は地圖を離れて里といふものの古い制度を檢覆すべき場合になつたと思ふ。乞ふ節を改めて之を論じよう。

## 第二 漢唐の里程 (二度二百五十里)

ダンヅキルの支那圖に一度を二百五十支那里としてゐるのみでなく、聖祖も之を周時からの尺算だとし、明史も亦明に二百五十里差一度也としてゐる以上、大體はきまつたと見てよいのであるが、しかし猶一應考へることにする。まづ其例として擧ぐべきものは、Richtofen の支那第一卷である。リ氏はこの書の五百四十二頁に於て、僧玄奘三藏がウルガンとトクマツクの間を五百里と記してゐるから、唐の一里の長さではかると、赤道の一度の長さは、二百五十里に當ると論じてゐる。

この點に關し、恩師桑原博士は、「張騫の遠征」(續史的研究)を論じこの説をひいて、玄奘の二百



五十里は赤道一度に相當す、之によれば玄奘の一里は約四百四十米突となるべし、されど Richthofen の材料は不十分の點あれば、漢唐時代の記録を對比して研究せば唐の里長は今少しく短縮するならんと論せられたが、なせ短縮するかとの確定的反駁ではない。同書に Grenard がトルキスタン地方の實際と照して、漢時代の一里を四百二十米突に換算することや、Hermann が漢書西域傳の西域諸國の距離と現時の距離とを對比して、漢書の一里を四百米突に當てたことを記されてゐるのを併せ考へると、リ氏以外の支那學者の説を見られ、四百四十米突の一里を少しく長いだらうと考へられたのであるらしい。しかし、周尺八寸百八十丈一里のスタンダードから計算すれば、前述した通り一里は四百三十六米六となるのであるから Richthofen の二百五十里説を過長だと一概に否定することは出来なと思ふ。但しこの一里百八十丈といふことは、清朝の制であると同時に、最も古い所では秦制に、以六尺爲一步、三百歩を一里としたといふ歴史から見て、あまり無鐵砲な計算ではないからである。いづれこの事に關しては後節に於て細論するつもりである。

秦から、清まで凡そ二千數百年の間を通じて、一里の建て方が六尺三百歩と定まつてゐたのではない。唐制では大尺(曲尺)で五尺三百歩を里とするといふやうなこともあつたのであるから、(六典戶部參照)こゝでその唐時に於ける一里の法令上の實長を計算してみたい。前編既に述べた通りこの唐の

五尺は過去の小尺の六尺の幅に一致するもので、其一尺は凡我國の曲一尺に等しいのであるから、これによると一里の實長は左の如く四百五十四米半となるのである。

$$303\frac{1}{2} \times 5 \times 300 = 454.5 \text{米}$$

してみると、玄奘當時の法令上の一里に接近した四百四十米の一里の方が、Grenard & Hermann の數よりも近似數であるかと考へてよいらしい。従つてこの數での二百五十里をとると、其一度の長は百十三軒六二五となつて、Richthofen が赤道周一度に之を比較した正しさも明かになつてくると思はれる。勿論之を秦制に比べて幾分長くなつたとは見らるゝのであるが、大體のところは動いて居ない。秦の制は漢代にも遵奉されてゐたのであるから、従つて漢唐里數に大差がないであらうとの想像もつかぬことはない。

幸に桑原博士は『續史的研究』に於て漢唐里數に大差なしとの考證をされてゐるので、こゝでその大要を抄録することにする。先生の云はるゝ所は、

漢と唐との里程の異同を正確に決定せんことは容易でない。『後漢書郡國志』の里數を『元和郡縣志』等の里數に對比しようとしても、地名の改易所治の移轉などの事情が加はるから、存外の困難があるであらう。



長安と洛陽との距離は『後漢書』によれば九百五十里、『元和郡縣志』によれば八百五十里とある、其間百里の相違があるけれども、唐の洛陽は、漢の洛陽から西約三十里にあつたので、まづ位置の上に差がある。

唐の魏王泰の『括地志』には、

洛陽故城(漢)在洛州洛陽縣東二十六里、周公所築即成周城也、又云成周之地秦莊襄王以爲洛陽縣、三川守理之後、漢都洛陽、改爲雒。

とあるから、漢の洛陽と唐の洛陽は變はつてゐる。又唐の長安の方も、漢の長安から約東南二十里に移つてゐることは、同書卷二に、

長安故城(漢)在雍州長安縣西北二十里。漢之舊都本秦離宮長安、故咸陽也。但し一本三十里

とある。『今敕脩陝西通志』卷三に従ふ。(筆者の藏する槐廬叢書本には三十里とある)。さうすると前後で約五十里の相違を生ずる筈であるが、洛陽の西にある二嶠の道は漢と唐とで相違してゐて、漢代は南道を迂回したけれども、三國以後北道が開けて里程が短縮してゐる。『讀史方輿紀要』卷四十六に建安中曹公が北道を開き、其後こちらが遂に大路と爲つたとある。そこで此等の事情を併せ考ふれば漢唐の里數の差は消滅してしまふであらう。

漢の山陽郡は洛陽の東八十里にある。その山陽郡に相當する唐の兗州府は、洛陽を距る東九百八十里とあつて、里數の上で百七十里の相違がある。けれども之れも漢の山陽郡治は金鄉縣附近にあつたもので、唐の兗州府治である瑕丘縣の西約百八十里に當る事情を考ふれば、この場合に於ても漢唐里數の差はなくなる。予は此等の事實によつて漢唐の里程にさしたる相違のないことを確信する。試に『漢書西域傳』と『唐書西域傳』について、西域二三の國の距離を對比してみると、左の通り一致する。

時地		時地	
漢	唐	漢	唐
去長安九千三百五十里	去長安七千三百里	疏勤	焉耆
去京師九千里	直京(即長安)西七千里	者耆	者耆
去長安九千六百七十里	去長安九千六百七十里	闐賓	闐賓
去長安萬二千二百里	去長安九千七百七十里	闐賓	闐賓
距京師萬二千里	距京師九千七百七十里	闐賓	闐賓

以上は實に桑原博士の精密な考證の結果であつて、凡その里數といふものが、漢代以後あまり變つ



てゐない證明になるのであるが、こゝで一つ全くこの説に反対な古今の里數が違といふ一家の説を記しておく。それは

顧炎武の『山東考古錄』の中に、かういふことがある。

考古地理、

穀梁傳曰、峯去國五百里者據公羊傳註、古六尺爲步、三百步爲里、今以三百六十步爲里、而尺又大千古四之一、今之六十二里遂當古之百里、今歷城至臨淄正符此數、孟子千里而見王、以今計之、自鄒至齊亦不過六百里也、後漢書耿弇與張步戰于臨淄東城下、追至鉅昧水上、八十九里、僵尸相屬、今臨淄至鉅昧水亦止六十里耳。

一讀して明かなやうに今の里數は短かい、古の百里は今の六十二里にしかならぬと説いたのである。『日知錄』の著者で『天下郡國利病書』の如き大著をのこした支那第一流の地理學者の言であるから、此亦有力な意見とせねばならぬ。しかしこの考古地理の議論には無理がある。第一に古六尺三百歩を以て里としたことは前述の通り、百八十丈の一里である。清朝でも五尺三百六十歩が一里の制であるから、やはり百八十丈である。數の上では變化がないことを無視してゐる。第二に尺の長短に關して簡單に四之一程長くなつたからといつてすましてゐてはいけない。尺に關しては前篇に細説した通り、

いろ／＼の種類がある。一尺を八寸とみて、二寸のびると、いかにも四之一を大にした形であるけれども、その延びたことがたゞ一時又は一地方の出來事でなかつたのであるから、顧氏の論は自から粗漏であることを免れない。臨淄城と鉅昧水との關係のごとき、支那の黄土層を流るゝ川によつて距離を證するに至つては、河道の變化があることを考へない暴論であると同時に、孟子千里而見王といふ文章を見て、對話上の形容の勢をも無視し、直ちに之を今の實際にあてはめるといふやうな舉證の方法をとるに至つては、これが例令顧炎武の説であらうとも直ちに首肯が出來ない。やはりかうした考證の點から見ると、却つて聖祖の説の方が一等正しいと云はざるを得なくなると思ふ。

そこで桑原先生や聖祖の説を慥かめるために、こゝでも一つ前に述べた南宮説の觀測に従つて、果して一度は二百五十里であるか、三百五十一里八十歩であるかといふことを考査して置くことにする。『唐書天文志』の南宮説の觀測についての結果を『舊唐書』卷三十五と『唐會要』四十二などに照合して記述すると左の通である。

蔡州上蔡武津館北極高三十三度八分(差陽城九分)

冬至影長 一丈二尺三寸八分 夏至 一尺三寸六分半 春秋分 五尺二寸八分

許州扶溝表 北極高三十四度三分

里 程 考



冬至影長 一丈二尺五寸五分 夏至 一尺四寸四分 春秋分 五尺三寸七分  
 大岳臺浚儀古臺 北極高三十四度八分  
 冬至影長 一丈二尺八寸五分 夏至 一尺五寸三分 春秋分 五尺五寸  
 滑州白馬臺 北極高三十五度三分(差陽城九分)  
 冬至影長 一丈三尺 夏至 一尺五寸七分 春秋分 五尺五寸六分  
 陽城(河南告成) 北極高三十四度四分  
 冬至 一丈二尺七寸一分 夏至 一尺四寸九分 春秋分 五尺四寸

さてこの表はどうして得たかといふと、開元十二年に太史監南宮説が、河南の平地、南北一線に近い地上で四五ヶ所を選び、水準繩樹八尺之表を以て測晷した數である。換言すれば高さ八尺の表を地平に直角に立て、日の南中した時の高度を、その表の影の長さによつて測定したのであつた。故にこの影の長さを一邊として、八尺の一邊をもつた直角三角形を考へるならば、その一邊の一角は太陽の高さをしめすから、これによつて直ちに北極高度を推測し得る筈である。しかし『天文志』の結論に、三百五十一里八十歩にして極差が一度とあるのはいかにも信用されぬと同様に、この各數字も或は信用が出来ぬかもしれないと思ふけれども、とにかくこの數から太陽の高度が各地上でいかにであつたかといふことを表示してみると左の計算になる。

南宮説觀測日晷表

觀測地	日晷長	太陽高度	北極高	平均、北緯	唐書所載極高	唐書曰極高九十一度少半旋而爲赤道帶 卽周三百六十五度	英國製河南圖の緯度	差誤
武津館	冬至 12.38	$\tan a = \frac{800}{1238}$	33° 38'	N 33° 25'	三十三度八分	N 33°	20'	日晷の方差小
	春秋 5.28	$\frac{800}{528}$	33° 25'					
扶溝	冬至 12.55	$\frac{800}{1255}$	34° 0'	N 33° 53'	三十四度三分	34°	10'	唐書の方差小
	春秋 5.37	$\frac{800}{537}$	33° 53'					
浚儀	冬至 12.85	$\frac{800}{1285}$	34° 36'	N 34° 45'	三十四度八分	34°	45'	日晷の方差小
	春秋 5.5	$\frac{800}{550}$	34° 31'					
滑州	冬至 13.00	$\frac{800}{1300}$	34° 44'	N 34° 48'	三十五度三分	35°	35'	唐書の方差小
	春秋 5.56	$\frac{800}{556}$	34° 58'					
陽城	冬至 12.71	$\frac{800}{1271}$	34° 19'	N 34° 8'	三十四度四分	34°	29'	日晷の方差小
	春秋 5.43	$\frac{800}{543}$	34° 10'					
	夏至 1.47	$\frac{800}{147}$	33° 55'					

里程表

二二七



蓋しこの觀測に用ひた尺は六典によれば、測晷の用は小尺であるときまつてゐるから、八寸の周尺であつたのであらう。

尙又計算の上に於て、唐書には周天三百六十五度といふことになつてゐるので、三百六十度の緯度から見ると九十度について一度二分五厘の差が出るべき筈であるが、武津と扶溝と浚儀及陽城の四縣の數は、其結果が今の北緯の度に近い數になつてゐる。換言すれば三百六十度の周天の數に近い。たゞ滑州の三十五度三分といふのが、別に本文に陽城との差九分とあつて、確からしくしてゐるにも不拘、太陽の高度から計算した予の數字には餘程かけ離れてゐる。

又一方英國陸地測量部出版の Holan 圖幅は近年に印度から測量隊が出てきてつくつたもので、各縣城の位置は、あまりに狂つてゐない。その緯度に比して大體にこの日晷から見た計算は正しいものと見られる。但し『大清一統志』を見ると唐白馬臺は今の滑縣城であり、浚儀は『河南通志』に今開封府といひ、武津は今の上蔡縣東にあつて、何れも東經百十四度半の子午線に近い位置であるから、一線上に觀測をやつたことも認められる。

もしかやうに考定するにせよ、この表に従つて、滑州を三十五度、武津を三十三度と見た唐代の觀測は決して非常な誤謬であつたとは云へないであらう、否觀測器の不備であつた八世紀にまづこゝ迄

天測したその優秀の學術を賞揚すべきではなからうか。

然して唐書報するところに従へば滑州と武津の兩地の差は大率五百二十六里二百七十歩とある。

これ又左の如くにかいてある。

自滑臺南百九十八里百七十九步得浚儀。

自浚儀南百六十七里二百八十一步得扶溝。

自扶溝南百六十里百一十步至上蔡武津。

大率 五百二十六里二百七十歩と。即ちこの距離の數を合計すると、里數は五百二十五であり。

歩の方は、五百七十歩である。然るに合計を五百二十六里二百七十歩としてゐるから、唐時三百歩が一里であつたことになる。さうしてこの二地の間は緯度で二度五分の差である。従つて南宮説の測量の結果は、一度約二百五十里餘といふ事になるのではないか。然るにこの一度を三百五十一里餘と記したのは、其計算の何處かに誤があつたか或は二といふ字が三と書き誤られたのではないか。もし又この北極星の高度を、この當時予の計算したやうな單純な太陽高度から換算してゐたならば、武津は三十三度二十五分に近く、浚儀は三十四度四十五分となるから、兩地の距離三百二十八里九十一歩が一度三分一の長さとなる。従つてこゝでの一度は二百八十八里百九十一歩といふ數が出て、一度三百五



十一里等とは報告されなかつた事であらう。然るに猶三百五十里と書いてあるのは、もし數字の誤でなかつたとすれば、一は周天三百六十五度である事や、又は滑州に於ける日晷の計算が、實はこゝに現はしてある數字とは違つてゐたといふやうな種々の事情でかやうになつたのではなからうか。

日の影の長さの如き數字は書籍の上では寫し誤りとか、版の上での誤も生じ易いものではあるが、外に之を正すべき材料はない。併しその影の長さから予の計算した平均の北極高度が、大體現在の地位緯度に合致すること上表の如くである以上、南宮説の觀測はさう誤つたものでない。結語の一度三百五十一里餘とあるのは蓋し誤である。故にかうした他の數から、當時の實測値を今日に換算して、緯度一度の幅は、唐時凡二百五十里であつたと見るのは正解だといふことになるであらう。

かやうに考へてくると、しからば里の元をなす歩はどうなるか、三百歩の一里もあつたし、三百六十歩の一里といふこともある。従つて小尺の六尺が一步であれば、大尺では五尺が一步だといふ。かうした歩と尺との相互の關係や變遷はどうであるか。漢唐を通じて一度は二百五十里が變らなかつたとして、今度はさうした歩といふものの變化が、里の長に影響しなかつたかどうか。或は其の考證の間に一度二百五十里説に對する他の證明が出て來まいものでもあるまい。敢て讀者の倦怠を冒して筆を進めるであらう。

### 第三 宿驛と里制

上章に於て一里といふことを考へるに當つて、古くから百八十丈が一里であつたからといふ點で、尺によつてその長さを計算してみたのであるが、こゝで里といふものゝ根本單位を考へてみると、其出發點はさうした尺ではない。前編起度の標準の中でも細論したやうに、諸の度量は皆人の體を以て法としたものであつて、歩んで歩の長さが出てきたのである、換言すれば人の歩幅である。『大戴禮王言篇』には、

百步而堵、三百步而里、千步而井。

とあつて、人の歩數といふもので、距離や地積を定めたのであるから、百歩、三百歩、或は一十歩といつた間隔が、道路などの距離測定の單位になるのは自然のことであつた。なせ三百歩を里、千歩を以て井としたかといふやうな問に對しては、それは恐らく歩行時間といふものゝ關係であつて、一息凡十分間に歩めるといふ大凡の道程から、支那ではまづ三百歩を以て一里としたのであらうと思ふ。又、羅馬の里法では一十歩を基礎に取つた。それは凡そ半時間の歩行距離である。而かもそれが支那の一井である。東西符を合すとはかういふ場合のことである。羅馬の一十歩はミルレパスウスであるから、ひいて英語のマイルといふ語が生じ、又其長さもその一千六百十八碼といふものからいろく



變化して、今日では英、米の哩は一七六〇碼といふことになつてゐるのである。

英國の哩のみでなく league という語をラテン語で *Leuca*. 佛國語の *lieue* であつてゴール人の一里であるが、其最初は羅馬の一千五百歩から割り出されてきたものである。今煩を避けて英國の場合のみについて、マイルの語の意味をしるして置く。これはよく例に引く所の新英辭典の文句である。

Mile.

Originally, the Roman lineal measure of 1,000 paces (*mille passus* or *passuum*), computed to have been about 1,618 yards. Hence, the unit of measure derived from this, used in the British Isles and in other English-speaking countries. Its length has varied considerably at different periods and in different localities, chiefly owing to the influence of the agricultural system of measures with which the mile has been brought into relation. (See Furlong.) The legal mile in the British Empire and the U.S. is now 1,760 yards. The Irish mile of 2,240 yards is still in rustic use. The obsolete Scottish mile was longer than the English, and probably varied according to time and place; one of the values given for it is 1,976 yards.

マイルの起原は、羅馬の尺度で一千歩(ミレ)パサス又はパッサム(の長さ一千六百十八碼に相當する。英國及英語を用ゆる

國民の間に用ゐられてゐる。しかし其長さは時代により地方によつて非常にちがつてくるもので、これは、*フアローング*と同じ様に主として耕地組立からの影響によるものである。英帝國及米國での公法で一哩といへば一七六〇碼であるが、愛蘭では二、二四〇碼が猶田舎で用ひられ、今日では最早用ひられぬけれども蘇格蘭での哩は英國の哩よりも長く、時により所によつてちがつてゐた。其一例に一九七六碼を以て一哩としたのがあつた。

とある。いかにも動いたものであるが、其最初の基本が歩行であつたことは明かなことである。

茲に於てか甲地と乙地との里數を幾許と定めるに當り、歩行の難易によつて、換言すれば兩地間を歩むに要する時間の長短によつて、支那の里數も變化したものであつた。このことは『禹貢錐指』に既に胡渭が注意したことであつて、同書の跋文にも、

登降屈曲之所其路遠。平行徑度之地其路近。然此道里之數。皆以著地人跡計。非準望遠近之實也。準望遠近之實。必測虛空鳥道以定數。然後可以登諸圖。

と論じてゐる。蓋し山川迂廻、道路曲折の所では、自から道里の數も長くなる。山路の如きは時間がかかり自ら一定の時間に歩むと道が進まぬから、これ又里數が多くなる。平地はさうした不便がないから、之に比して近くなる。しかし地圖はさうはいかぬ、直線にとらねばならぬ。彼の所謂虛空鳥道で圖示しないと、一隅はよくとも他方で圖にならぬであらう。



故四至八到之里數。與準望遠近之實、徃々不相應。此圖之所以難成、而地理之學日荒蕪也。と慨嘆したものである。

いかにも支那の地誌にはこの誤があるらしい。かの有名な『山海經』の如き、山道のことであるから殊にこの道里の數がのびてゐるのであるが、胡氏の見によると、『杜氏通典』、『元和郡縣志』、『太平寰宇記』、『九域志』等の支那でのスタンダードになる地志、いづれも州郡の下に四至八到の里數を詳に記してゐるけれども、而かもその道の難易夷險の形が欠けてゐるので確かとはいへぬ。故に曰く、

而夷險之形不著。吾未知其所據者。著地人跡屈曲之路乎、抑虛空鳥道徑直之路乎。至於近世之郡縣志尤爲疎略。其道里亦未必盡覈、況可據以定準望邪。

とあるのも最であるが、このことは最近に於て、滿蒙の境などでも、同様の狀況にあること左の如くである。即陸軍中將吉田平太郎著『蒙古踏破記』の一節に左の通りかいてある。

#### 支那里と日本里

「一寸支那里につき一言すべし、支那の六、七里が日本の一里に相當する所と、十里が一里に當る處とありて一定せず。之れ行進の困難なると、平易なるとにより結局其費やす時間の多少に由りて處々差異を生ずればなり。鄭家屯附近にては六、七清里を以て日本の一里と做さば可なるべし、奥地へ進めば牛車の速度を以て一日の行程を定むる所あり」

之は現在の滿蒙に於ける一支那里を、日本の里數に比較すべきよき材料であるから、こゝで一寸計算をしてみれば、清朝の一里は營造尺(三十二釐)の百八十丈であるから五百七十六米、其一里は丁度我國の五町(即三百間)の長さ五百四十五米四内外に近い數である。即この文の六、七里が日本の一里に相當するといふ方は日本の一里(三・九二七米二七)を六分した六百五十米、七分した五百六十米の間になるから、まづ清朝營造尺百八十丈の一里である。又日本の一里が十里に當る所では三九三米が一里となるから、日本の約四町(四三六米三)に足らぬ一里である。蓋し支那には古くから、日本の五町一里と四町一里との二種の里があるのである。

かやうに里數といふものは地形によつて動き易いものであるから、古書の里數も據れず、近世の郡縣志亦甚だ疎略だとすると、遂には據て以て立論することも不可能になるのであるが、まづこれは胡氏地圖學論の上での話である。常識の一里といへば、平地で一息にゆきうる長さであるから、大體の見當がつく。そこでさうした古い時代に何里といつた長さの、甲乙兩地が、今日に明に知れる場合もないではないから、これを比較して古今の變化を考察しようと信ずる。桑原博士の洛陽と長安との漢唐里數の比較論のごときはその證明となるものであつて、洛陽長安の間には、山岳地があり曲折が多いから、兩代の比較が決然と完數にならぬけれども、山陽郡治と洛陽との間のごとく平地で殆んど高



下迂曲のない道里になると、漢唐全く相一致することを語つてゐる。如斯きは餘程この胡氏の議論の正しさを示めすのである。さうした他の古い例證を擧ぐれば、

『莊子』の逍遙遊第一に、

適<sub>二</sub>百里<sub>一</sub>者宿<sub>レ</sub>春<sub>レ</sub>糧、適<sub>二</sub>千里<sub>一</sub>者三月聚<sub>レ</sub>糧

といふ文句がある。これは百里の行程は常人一日の歩行しうる限度であるから、一日に往復のできうるところにゆくものは、辨當を前の夜につくるが、千里からも遠くに旅立つものは、準備が大袈裟になるといつた語で、恐らく俚諺とも見るべき句である。桑原博士の『張騫の遠征』に就て述べられた語の中にも、

「予の北清旅行の經驗によれば、現時の支那内地に於ける距離は、一時間の行程十里、一日の行程百里に相當す。されば漢唐二代のみならず、降つては現代までも、普通の里程には大差なかりしものゝ如し」

と書いてある。果して然らば漢唐位のことでなく、もつと古い莊子の頃から今日まで、常識上の一里は格別に變つてゐないのである。蓋し周時の尺算が猶有效であるのではないか。

一時間に十里を歩んで百里を行かうと思へば、午前七時に出て午後五時まで歩まねばならぬ。これ

に中食と休憩の時間を見込んで猶二時間からの時間を要する。一日がけの旅ならばそれでよいけれども、數十日もつゞけて之を行ふ場合には、とてもかうは行けぬであらう。島國の日本人の中には、セツカチで或は少し歩む人があるかもしれぬが、やはり同じ人間であるから、常人普通の歩度をとれば日支共に大差がないであらう。

伊藤東涯は夙にこの事に注意し、歩里の關係が東西に共通することに就て、『制度通』に左の通り述べてゐる。日支里程の比率論としても面白いから、こゝに其大意を抄録する。曰く、

明朝里數のこと日本の積りに合せて十分の一ときこゆ、明威繼光の『紀効新書』に割野營説あり。その中に里數のツモリあり。

日程限該二里二十七步餘爲一刻行數、二十里二百七十餘步爲十刻。晝夜該七萬四千七百餘步、程限二百零八里有餘是爲百刻云々。

緊行慢行おしならして、晝夜百刻に七萬四千七百步ほどにて二百八里餘を行く也。日本にては大様三十六町一里を一日に十里

ほど行く、然るに一晝夜に二百八里を行くを常ののりとすれば、今世中國の十里は日本の一里ほどとしるべしとある。

面白い觀察ではないか。蓋し特別の一人旅ならば、或は日中連日百里の強行も四五日はつゞくであらうが、もしこれが一部隊の行軍であつたり、大名の道中といったやうなものになると、どうして百里などと歩けるものではない。省や州、府の役人などの、中央政府へやつてくる行程などになると、朝も起つのは遅い、中食にも暇はかゝる、晩は早く宿る。すべて大掛になるから、一日に半分の行程し



か出ないのを例とする。故に『荀子』にも吉行五十、奔喪百里といひ、『漢書』第七十卷陳湯傳に兵輕行五十里、重行三十里と記し、同書第六十四卷賈捐之傳にも吉行日五十里、師行二十里とあるので、戰國時代から秦漢を通じての一日行程が明である。ついで唐制にも亦(六典)陸行歩五十里、車三十里、とあるからまづ平均五時間の歩行を以て一日の行程としてゐるのがわかる。大部隊の行程ならば三十里位しか進めぬであらう。かうした事實から見ても、漢唐の里數に大差がないといふことが云へると思ふ。

更に道路の里程といふものは、公衆の用に供するものであつて、たゞ一時代或は一時的のものでない、自から永續性をもつものである。何となればその道程に應じて宿亭の設備が発達するからである。故に古代に甲地から乙地まで何里と定まつた以上、後世から之を變更することは容易でない。勿論新道でもつけて歩道の長さが變れば致方もないが、さうでない限り、天下の公道となる以上、あらゆる設備が之についてまはるから、後世の政治で俄かに之を變更しようとしても、尺を變へる程に簡單にはならぬ。従つて前代に街道の制が確立した處では、後世もやはりそれに従うので、その記數が前代と大差なくなるのが當然である。

『周禮の地官』、遺人の職掌を見ると、

凡賓客會同師役、掌其道路之委積。凡國野之道十里有廬、廬有飲食。三十里有宿、宿有路室、路室有委。五十里有市、市有候館、候館有積。凡委積之事、巡而比之、以時頒之。

とあつて、先秦に既にかうした道路の制が出来たのである。鄭玄の註には、

廬若今野候徒有序也。宿可止宿若今亭有室矣。候館樓可以觀望者也、一市之間有三廬一宿。

次にその疏を見ると、

案漢法十里有亭。亭有三老人、皆有宮室、故引以爲況也。

云一市之間有三廬一宿者、十里二十里有廬、三十里有宿、四十里又有一廬、五十里有市、是其一市之間三廬一宿、凡廬有四、義十里有廬一也。

『周禮』といふ本は河間獻王の時に出したもので諸經の中其出たのが最も遅く、眞僞の論紛々とあるけれども、先秦の書であることは『四庫全書總目』に述べてある通りである。従つて支那での宿亭の設備は、既に秦以前に始まるといつてよい。その之を設くるや一時間歩いて一寸休み、三時間も歩けば丁度中食になる地點となる、そこに廬あり、宿あるといふ風になつてゐたのである。いかにも理想的に計畫されてゐたと見られる。これは今日支那中原の道路を歩む者にも、成程と首肯せしむる設備であつて筆者が洛陽から伊闕龍門の石佛窟を探勝した時にも、丁度洛陽から十里で關帝廟のある關村につくと



廟前に掛茶屋があり簡単な食事をとることが出来たことを思ひ出さしめる。(拙著「西湖より包頭まで」参照)  
唐の『六典』にも卷五に左の條がある、

駕部郎中員外郎、掌邦國之輿輦車乘及天下之傳驛、既牧官私馬牛雜畜之簿。辨其出入闌逸之政令司、  
其名數凡三十里一驛、天下凡一千六百二十有九所。云々

とある。してみると三十里で宿驛を設ける制度は、先秦以後漢唐を通じて、殆ど現在までも變らぬのである。

#### 第四 日本 の 里程

イ、五町の一里

我國に於ても古くは支那のこの制度をそのままに踏襲したもので、令の公式令には、

凡行程馬日七十里。步五十里。車卅里。

同じく令の厩牧令には、

凡諸道須置驛者、每卅里置一驛。若地勢阻險、及無水草處、隨便安置。不限里數云々

とあるのみでなく、驛馬傳馬の制度がいかに美はしく記してある。果してその通り全国的に實行されたか否やは不明であるが、大寶の新制を定めた當時さうした規範が出来たことは疑を要しないこと

である。

さうしてこの時の一里は幾何の長さであつたかと考へると、『大寶令』雜令に、

凡度地五尺爲步。三百步爲里。

とある。この五尺は高麗尺で曲一尺二寸の五尺であつた、故に後世の六尺一間に相當する。従つてそ

の一里は

$$0.303 \times 6 \times 300 = 545.4$$

五百四十五米四内外であるから、五町一里(一町は百〇九米餘)といふことが當時の制であつたことになる。『驛遞志稿』考證第五十七節にも湯土問答をひいて曰く、

往古三百步を以て里となすは五町一里の定なるを知る、此歩といふもの甚短きが如くなれども實は今の六尺一步に同じ。令  
集解に五尺を以て歩と爲すは高麗法なり。彼の國の五尺は今我邦の六尺に准す云々とあるは則其證なり。又和銅六年二月十九  
日の格に六尺を以て歩と爲すといへるは、吾國の尺を以て測るものなれば、是又令の五尺といへるものに異ることなし。故に  
延喜式に伊豫國五百六十里安藝國四百九十里等といへるもの皆大抵令の一里五町に合へり。依て延喜の頃迄の里程は令の定め  
によれるを知るべし。

とある。いかにも式の刑部省の部に伊豆去京七百七十里、安房一千一百九十里、常陸一千五百七十五  
里、佐渡一千三百廿五里、隱岐九百一十里、土佐等國一千二百廿五里爲遠流。信濃五百六十里、伊豫



等國五百六十里、爲中流。越前三百一十五里、安藝國四百九十里爲近流。とある、この里數が果して五町一里であるかどうかと考ふるに、

『延喜式』の主計の條には、日本各國からの調の品目と、各國府より京都(九州は大宰府)への行程が出てゐる。例令ば大和河内攝津何れも行程一日とあるの類である。之を今日の里數で計ると、奈良から京へ十里、河内の國府及攝津の大阪へは、何れも十三里強の距離であるから、三百六十町乃至四百六十八町で一日行程、之を五町一里とすれば七十乃至百里となる。丹波のごときは行程上一日下半日とある。距離は龜岡まで三十六町の五里強であるから百八十町余、之を五町一里として半日程三十五里に近い。其他の各國上と下で行程が違ふけれども前見公式令の行程に従ひて、下りはいかに早く歸るとしても、馬の行程七十里以下には短縮してゐないらしいから、其一日行程をまづ五町一里の七十里とみて計算に合する。たとへば、伊豆は下り十一日で七百七十里、安房は下り十七日で千九十里、佐渡隱岐越前土佐等海路のある所は之に合はぬが、安藝は七日で四百九十里、伊豫は海路があるにも不拘八日で五百六十里となつて合致するのである。たゞこゝでは常陸の千五百七十五里に誤があると云ふ『常陸郡郷考』の考が是認される。蓋し多賀城碑によれば、多賀でさへ京を去る千五百里であるから、それよりも遠い筈がない。處がこの主計式には常陸上卅日、下十五日とあるから少くとも一千五十

里に近い數であらねばならぬといふことが出来る。『大日本地誌提要』に従へば京都と古への常陸の國府(今石岡)の間凡百五十五里即五千五百八十町である。五町一里として一千一百十六里、古の道里數に大凡近づくことがわかる。

果して此各國の行程が、すべて下りの日數に七十里を乗じて、當時の里數に合するかといふに、中にはさうはいかぬものがある。けれども上述した數ヶ國はまづかやうに吻合することは慥かである。『出雲風土記』の首に東西一百卅七里一十九步。南北一百八十三里一百九十三步。百步。七十三里卅二步とある。この文南北以下に錯簡があるので不明であるが、東西百卅七里を五町一里とすれば六百八十五町。換算して十八里餘になつて現今の實際に適合する。そこでかうした同時代の行程からみて里數が令以後五町一里の計數であつたとすれば、その習慣からいつとはなしに、十里一廬で五十町の一里といふことが發生するであらう。

例を丹波にとつてみる。

筆者の幼時丹波北桑の鶴ヶ岡村字川合から、父につれられて京街道を南へ出ると、丁度五十町を下つた所に宇市場といふ村があつた。山間の寒村ではあるが、其名辭が示めす通り、附近の村々からみて市場であつたと見え安右衛門といふ茶店に饅頭をうつてゐた。父は必ずこの安右衛門に小子を拉し



て十數分を休憩するの例であつた。そこから又五十町程ゆくと、宮ノ脇か或は板橋といふ村になる。板橋シモキヤの下木屋で丁度中食をする。それから海老阪エビサカを越すと、峠を下りた處に八百比丘尼の舊蹟といふ地藏堂があつて、又こゝで一休みして茶菓をとる。かうした茶店がこの街道と、も一つ周山をへて京の鷹峯に通ずる街道とに適當に置かれてあつたものである。勿論近頃の青年はかうした距離で一休みなどは決してしない。否或はさうした時間的休息の趣味を失つてしまつたやうであつて、大抵は自轉車などで素通りするやうになつたけれども、テクテク草鞋ワラジバキに脚絆をつけて歩いた昔の商人ならばこの安右衛門店や下木屋、地藏堂等には立寄らねばならぬ憲法でもあるやうに考へたものであつた。人の歩行の力や時間から考へて、この支那の十里有廬といふ制度は全く自然的の發達であつたのであらう。

東海道筋で江州の宿驛をざつと勘定してみると、草津の宿場から一里半で手原(今停車場)、もしくは梅の木の間の宿、それから一里半で石部の宿、つぎに一里半を進むと三雲(昔は田川)といふ間の宿も一つひかり一里半で水口の宿場、猶一里半で土山となる。この數ヶの宿驛は全く平地の徑行である。土山からさきは鈴鹿の坂であり、草津から西には瀬田川や逢阪の關があつて、迂曲高下の場合が發生するので、甘く一里半ごとの宿にはならぬ、けれどもかうした今の約一里半ごとに宿シヤクが出来たことは、

或はその發達の最初に古い五十町一里の面影を残してゐるのではないか、一里が三十六町とかはつても、依然として古い五十町が物を云つてゐたとすれば、こゝにも一度きまつた里數が容易に變化しない實例を見出し得らるゝ。しかもこの五十町が常人一時二十分間の歩行距離、健足ならば一時間の距離、支那の十里に近いといふことは無心に看過し得られぬと思ふ。

#### ロ、六町の一里

然るにこゝに令の一里とは全くちがつた六町一里といふものが我國に同時に存在する。この方は阿部愿氏が「里程考」(史學雜誌第十三編二號)に於て民間の私法と述べられたものである。いかにも令の制度が出て五町一里ときまつた筈であつたのに、其以後に於てもこの六町一里が顔を出すから私法であるのちがいはない。しかし令制以前に我國に里といふものが傳はつてゐなかつたであらうか。田制の方では令前高麗尺高麗法といふのがあつたといふ、果して高麗尺があつたとすれば、高麗尺の一里とこの五町一里との關係を考へてみる必要があるのではないか。五町の一里は高麗尺五尺三百歩の一里であるが後章説明するやうに、六町一里の方は實は高麗尺六尺三百歩の長さである。古い新羅などにもさうした一里が存在したと考へらるゝ地割がある(慶州の遺址参照)。従つて予はこの六町一里を以て、令以前の古い一里であつたであらうと考へる。しかし文書の上では之を證明する何物も



ない。後篇地割論の上に於て自からその事實が分明するのであるから、こゝでは一先づ令以後の民間の私法として、この六町一里のあつたことを認めて論をすゝめる。たゞしその用ひられた所は、時と地方とによつて必しも一律ではなかつたのである。

六町一里の初見は傳教大師の語として『九院佛閣抄』に出てくる。(群書類從卷第四百四十)、

一、凡聖同居結界亦名理即結界。

延曆寺、在近江國志賀郡比叡峯。

寺大界、地參拾陸町周山四方各六里。示云此一里四十丈爲一町。以六丁爲一里也。己上王城山門、田舎三十六丈爲一

丁也下略

弘仁九年歲次戊戌四月廿一日 前入唐沙門最澄

即ち四十丈は一町で一里は六丁だとある。四十丈はいかにも王城の町割であるが、しかし京都の一里は實は平城京の制に従つてゐる處の大五尺三百歩即曲百八十丈の一里である。斷じて六町が一里ではない。しかも傳教大師ともあらう人がかやうに躊躇せずして王城と山門とは四十丈の六町が一里だと記してゐるのはどうだらうか。次に田舎の一町は三十六丈で其六町の一里といへば二百十六丈。これは高麗尺六尺三百歩の一里で、後章論する所の我國地割の一里であり、又天正頃には東國に用ひられた一里である。しかしこの文によつて予が讀者に注意を促したいことは、少くとも弘仁頃に六町一

里といふ民間の私法があつたことである。恐らく傳教大師もこれに従つて四十丈の京間に従つた六町を以て、山門の四至周圍をかやうに記載したのであらう。令の一里は五尺三百歩であるけれども、古い習慣で六町即二百十六丈を一里と考へる人が當時都に近い處の、しかも高僧の中にあつたことは誠に注目すべき事實ではなからうか。

それがやがて鎌倉時代まで下ると、其頃の作だと考へらるゝ『行基式目』といふ本に「六町四方爲一里、道路亦長六町爲一里」と記してゐる。これは實は奈良朝頃の地割上の一里を記した文字である。

やがて室町時代になると、『拾芥抄』に、

(同抄中末第廿三) 自京至陸奥東濱際行程三千五百八十七里依六町爲一里之定、自京至長門濱際行程一千九百七十餘里同上

といふ記事が出て、六町一里の計算が現はれる。更に下つて天正頃になると、大里小里といふことが關東に發生して、左の如き文書が出る。

定(こゝに武田氏の朱印あり)

一、爲私用申請傳馬、自今以後一里一錢之口錢、可請取之事

天正四年丙子二月十四日 釣閑齊奉之



定（朱印）

一、爲私用申請傳馬、向後一里六錢之口付、可請取之事

天正三年乙亥十月十六日

鈞閑齊奉之  
武藤三河守

蒲原三十六間傳馬衆

などいふ傳馬文書がある。一里一錢は六町の一里で、一里六錢は三十六町の一里であるとも見える。かやうにして、もとは京都邊の地割六町一里であつたものが、天正に至つては關東の一里になるのである。故に元祿十二年頃の『合類節用集』には、

本邦里數古者以五十町爲里、或四十二町爲里、今

三十六町爲里謂之上路、坂東止以六町爲一里、謂之下路

とあつて、六町は遂に坂東の一里だとしてしまつた。

茲に於てか坂東の六町一里を古い時代からであると考へ、『太平記』卷十の左の記事などをその證左にとる人がある。

「義貞三里引退いて入間河に陣をとる。鎌倉勢も三里引退いて久米河に陣をぞ取にける。兩陣相去る其間を見渡せば三十餘町に足らざりけり」

とある。これは今の入間川及所澤（久米河）の間にある小手差原での會戦記で、當時の鎌倉街道である。今日はこの間に西武鐵道を通じ、兩驛の間六哩であるから、この時の兩軍屯營の最長距離は凡今の三里に達する筈であるが其の先鋒と先鋒との間は三十餘町に足らなだらしい。而してその差は合戦の地から兩軍各三里を退いた結果であるから、當時これを六里といつた里數の距離と見てよい。故に三十餘町が六里であるからこれ即六町一里の古制であると云ひうるかもしれないが、この文面から見ると實際の距離が三十六町にも達したとは見られない。寧ろ三十町で六里、即令の制度の五町一里に適當する里數であつたと見るべき證左ではなからうか。

關東には猶此外に六町一里の計算だといふ地名がある。例令へば鎌倉の七里ヶ濱の如きこれであるといふが、さてこれを實地に當つてみると、腰越から稻村崎まで、せいせい三十五町しかない。『地名辭書』の如き六町一里にて之を數ふと註記してゐるが、もし六町ではかれば六里ヶ濱である。これ又五町一里の勘定ではないか。も一つ例を上ぐれば、九十九里濱の如き『水路誌』に大東岬から犬吠崎高崖まで其幅三十一哩とある。換算して五百二十六町、そこで飯岡以東の屏風浦約三里を除けば、所謂九十九里の砂濱は概算四百十九町となる。之を六町一里とすれば七十里にもならぬ、もし五町一里だとすれば八十五里となる。殆んど百里に届くといふ意味での九十九里濱ではないか。勿論後世の越前の



三里濱、紀伊熊野の七里ヶ濱の如く三十六町の長さで、三里、七里に合する場合もあるが、關東のこの兩地名はこれに比して短い一里である。蓋し五町一里の遺制であらう。

天平寶字六年建立の多賀城碑に記された、(宮城縣宮城郡市川村所在)

多賀城 去京千五百里 去蝦夷國界一百廿里

去常陸國界四百二十里 去下野國界二百七十四里

の里數の如き水藩の長久保赤水は『東奥紀行』に之の碑は古の所謂壺の碑<sup>イシヅミ</sup>ではないが、多賀城の修造碑であると論じ、その里數は常陸の港那珂港からの、六町一里だとのべたが、安井息軒は『天保壬寅紀行』の中に赤水の誤りを論じ、惠美押勝專決の時代は唐制の摸倣に急であつた故に、この里數は唐制による里であると論じた。赤水の那珂港國界はいかにも無理がある、勿來關が國境であらう。但し伊勢齋助氏は國界を今の磐城國湯本村三函<sup>サハコ</sup>ならんといふ。常陸磐城の今の國界よりも四、五里北になる。(宮城縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三冊)

こゝで問題になるのは多賀城碑そのものが眞實天平のものであるか否やである。現存せる多賀城碑の文字の書體を見て、之を他の奈良朝頃の金石文に比すれば甚しく劣つてゐる。或は後世の摸倣偽作らしくも考へらるゝが、辻文學博士は之を以て全然偽作だとは見てゐられぬらしい。予の考ふる所に

よれば、少くともこの里數の記事だけは古傳を記したと考へるが故に、文書の書かれた時を離れて、古くかうした云ひ傳へがあつたものとして、この古代の里數を考へる。

さうして今この兩者の説を、實地の距離約五十里に比べてみることにする。もし四百二十里を六町一里とすれば二千五百二十町、今の七十里で實地に合せぬ。もし唐制四町の一里とすれば一千六百八十町、今の四十六里これも又實地に合しない。現今の鐵道でも勿來から仙台をへて城址に達するに、距離約百二十哩(四十九里六町)即ち千七百七十町前後である。往古の道里は汽車の線路の如く直線ではなく、今の道路の如く完全でないから、約二割位の延びを見積ると凡二千百町位になる。茲に四百二十里を五町一里とすれば即二千百町の數を得て、實際に近いこととなるであらう。

註、「日本地誌提要」によれば、陸前濱街道、勿來の北、關田より岩沼迄二十三驛四拾四里二十八間、岩田より仙臺迄四里三

十三町四十間、仙臺より鹽竈迄四里十町十九間、三者合計五十三里八町二十間、即一千九百十六町二十間となる。五町一

里としての計算とは百八十四町からの差が出来るが、之を四町一里とすれば二百三十六町からの差になる。故に五町一里の方が實際に近いのである。

猶又蝦夷國界とあるのを玉造の柵までだとすれば、其位置を今の玉造郡内に定めねばならぬ。もし之を六町一里の百二十里だとすれば二十里の遠方になつて遠きに過ぐる。五町一里にして凡六百町、今